

綾 部 市 公 報

番 号

第 6 9 4 号

発行日

令和 2 年 4 月 1 日

発行所

綾部市役所

目 次

○条 例

- ・綾部市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定
(企画政策課)・・・1
- ・綾部市森林環境譲与税基金条例の制定
(農林課)・・・2
- ・綾部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正
(総務課)・・・3
- ・綾部市監査委員条例の一部改正
(監査委員事務局)・・・7
- ・綾部市営住宅設置及び管理条例の一部改正
(建築課)・・・8
- ・綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
(定住・地域政策課)・・・9
- ・綾部市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
(定住・地域政策課)・・・10
- ・綾部市職員の分限に関する条例の一部改正
(職員課)・・・11
- ・綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部改正
(職員課)・・・13
- ・綾部市固定資産評価審査委員会条例の一部改正
(税務課)・・・14

- ・綾部市手数料条例の一部改正
(市民・国保課)・・・15
- ・綾部市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正
(社会福祉課)・・・16
- ・綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正
(環境保全課)・・・17
- ・綾部市国民健康保険条例の一部改正
(市民・国保課)・・・18
- ・綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
(上水道課)・・・19
- ・綾部市市税条例等の一部改正
(税務課)・・・20
- ・綾部市介護保険条例の一部改正
(高齢者支援課)・・・25
- ・綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
(消防本部管理課)・・・26
- 規 則
 - ・綾部市非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の雇用に関する規則の一部改正
(職員課)・・・28
 - ・綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5条の規定による住居手当の支給に関する規則の制定
(職員課)・・・29

・綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正	(消防本部管理課)・・・31
・綾部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正	(総務課)・・・32
・綾部市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正	(定住・地域政策課)・・・36
・綾部市UIターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正	(定住・地域政策課)・・・38
・綾部市職員の分限に関する条例施行規則の一部改正	(職員課)・・・40
・綾部市非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の雇用に関する規則の一部改正	(職員課)・・・41
・綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正	(職員課)・・・43
・綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則の一部改正	(職員課)・・・44
・綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正	(職員課)・・・45
・綾部市臨時職員給与支給規則の一部改正	(職員課)・・・46

・綾部市会計規則の一部改正	(会計課)・・・47
・支出負担行為の整理区分に関する規則の一部改正	(会計課)・・・48
・綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部改正	(税務課)・・・49
・綾部市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正	(社会福祉課)・・・73
・綾部市浄化槽の設置等に関する規則の一部改正	(下水道課)・・・76
・綾部市工場設置奨励条例施行規則の一部改正	(商工労政課)・・・80
・綾部市営住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正	(建築課)・・・81
・綾部市病院事業会計規則の一部改正	(保健推進課)・・・84
○告 示	
・農林水産業間接補助事業補助金交付要綱の一部改正	(農林課)・・・85
・綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示	(市民・国保課)・・・86
・地方税法等に基づく市民税の申告期限延長告示	(税務課)・・・87
・指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について	(障害者支援課)・・・88

・ 指定障害児相談支援事業者の 指定について (障害者支援課) . . .	89
・ 指定障害児相談支援事業者の 指定について (障害者支援課) . . .	90
・ 指定障害児相談支援事業者の 指定について (障害者支援課) . . .	91
・ 綾部市指定地域密着型サービ ス事業者廃止告示 (高齢者支援課) . . .	92
・ 綾部市指定地域密着型サービ ス事業者廃止告示 (高齢者支援課) . . .	93
・ 令和 2 年度土地価格等縦覧帳 簿及び家屋価格等縦覧帳簿の 縦覧 (税務課) . . .	94
・ 令和 2 年綾部市議会 3 月定例 会において議決を経た予算の 公表 (財政課) . . .	95
・ 綾部市介護職員研修受講支援 事業補助金交付要綱の制定 (高齢者支援課) . . .	96
・ 綾部市子ども家庭総合支援拠 点事業実施要綱の制定 (こども支援課) . . .	109
・ 綾部市特別支援学校等の臨時 休業に伴う放課後等デイサー ビス利用支援事業実施要綱の 制定 (障害者支援課) . . .	110
・ 綾部市骨髄移植後等の予防接 種再接種費用助成事業実施要 綱の制定 (保健推進課) . . .	111

・ 綾部市新型コロナウイルス緊 急補助金交付要綱の制定 (商工労政課) . . .	121
・ 綾部市中山間地域等直接支払 交付金交付要綱の制定 (農林課) . . .	126
・ 農業制度資金償還助成金交付 要綱の制定 (農林課) . . .	136
・ 農林漁業振興補助金交付要綱 の一部改正 (農林課) . . .	140
・ 綾部市婚活支援事業費補助金 交付要綱の一部改正 (市民協働課) . . .	142
・ 綾部市 U I ターン介護人材確 保事業補助金交付要綱の一部 改正 (障害者支援課) . . .	143
・ 綾部市未熟児養育医療給付要 綱の一部改正 (市民・国保課) . . .	146
・ 綾部市妊婦健康診査実施要綱 の一部改正 (保健推進課) . . .	151
・ 綾部市産後ケア事業実施要綱 の一部改正 (保健推進課) . . .	152
・ 農林水産業間接補助事業補助 金交付要綱の一部改正 (農林課) . . .	155
・ あやべ桜が丘団地新築促進補 助金交付要綱の一部改正 (定住・地域政策課) . . .	156
・ 令和 2 年度固定資産の価格等 の登録 (税務課) . . .	157
・ 市道路線認定告示 (建設課) . . .	158

・市道区域決定告示	(建設課)・・・159
・市道供用開始告示	(建設課)・・・160
・令和2年度綾部市一般廃棄物 処理計画	(環境保全課)・・・161
・くらしの資金償還金収納事務 の委託告示	(社会福祉課)・・・174
・綾部市要保護者入院患者介護 経費援助費支給要綱の廃止	(社会福祉課)・・・175
・綾部市指定ごみ袋の取扱販売 業務の委託告示	(環境保全課)・・・176
・し尿くみ取券売りさばき人の 告示	(環境保全課)・・・178
・綾部市立病院の診療費並びに 付随する経費の徴収及び収納 事務の委託告示	(保健推進課)・・・180
・犬の登録並びに狂犬病予防注 射済票交付手数料の徴収及び 収納事務の委託告示	(保健推進課)・・・181
・収納事務の委託告示	(税務課)・・・182
○訓令甲	
・綾部市職員人事評価実施規程 の制定	(職員課)・・・184
・綾部市会計管理者の権限に属 する事務の専決等に関する規 程の一部改正	(会計課)・・・187
・綾部市職員の再任用に関する 事務取扱規程の一部改正	(職員課)・・・188

○公 告	
・綾部市名誉市民の選定につい て	(秘書広報課)・・・189
・公示送達	(税務課)・・・190
・公示送達	(市民・国保課)・・・191
・公示送達	(税務課)・・・192
・公示送達	(税務課)・・・193
・空家等対策の推進に関する特 別措置法に基づく公告	(建築課)・・・194
・定期予防接種の実施	(保健推進課)・・・195
・成人用肺炎球菌予防接種の実 施	(保健推進課)・・・196
・綾部市営住宅の入居者の募集 公告	(建築課)・・・197
・住民基本台帳法に基づく住民 基本台帳の一部の写しの閲覧 状況	(市民・国保課)・・・210
○上下水道事業管理規程	
・綾部市企業職員給与規程の一 部改正	(上水道課)・・・212
・綾部市上下水道事業会計規程 の一部改正	(上水道課)・・・213
○教育委員会規則	
・綾部市立の小学校及び中学校 教育職員の業務量の適切な管 理等に関する規則の制定	・・・238

・綾部市適応指導教室設置規則 の一部改正	・ ・ ・ 240
○教育委員会告示	
・令和元年度第14回綾部市教育 委員会招集告示	・ ・ ・ 242
○教育委員会教育長訓令甲	
・綾部市立の小学校及び中学校 に勤務する府費負担教職員の 私有車利用による旅行に關す る規程の制定	・ ・ ・ 243
・綾部市立の小学校及び中学校 に勤務する府費負担教職員の 服務に關する規程の一部改正	・ ・ ・ 249
○監査委員告示	
・綾部市監査基準の制定	・ ・ ・ 250
・綾部市監査委員監査規程の一 部改正	・ ・ ・ 255
○議会告示	
・綾部市議会手話通訳及び要約 筆記実施要綱の制定	・ ・ ・ 256

綾部市まち・ひと・しごと創生基金条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 号

綾部市まち・ひと・しごと創生基金条例

(設置及び目的)

第 1 条 地方創生の推進に要する経費に充てるため、綾部市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金は、前条の目的のための寄附金及びその他の収入をもって積み立てるものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 号

綾部市森林環境譲与税基金条例

(設置及び目的)

第 1 条 森林の整備及びその促進のための施策に要する経費に充てるため、綾部市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金の原資は森林環境譲与税をもって積み立てるものとする。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 号

綾部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の 一部を改正する条例

綾部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 1 9 年綾部市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

綾部市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この条例は、市の機関に係る情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条第 3 号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第 3 条第 2 項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「行われたものとみなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第 3 項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第 4 項中「第 1 項の場合において、市の機関は、」を「申請等のうち」に、「より」を「において」に、「としているものを」を「が規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当

該署名等」に改め、「規定にかかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「行われたものとみなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「当該署名等に代える」を「代える」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行

われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）とする。

第5条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「行われたものとみなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「行われたものとみなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「作成等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「当該署名等に代える」を「代える」に改める。

第8条を第11条とする。

第7条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」に改め、同条中「市の機関が」を削り、「使用して行わせ、又は」を「使用する方法により」に、「申請等」を「市の機関に係る申請等」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

（適用除外）

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- （1）手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- （2）手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他

の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正）

第9条 市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 号

綾部市監査委員条例の一部を改正する条例

綾部市監査委員条例（昭和 3 9 年綾部市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「行なう」を「行う」に改め、同条第 3 項を削る。

第 3 条を削る。

第 4 条の見出しを「(例月出納検査)」に改め、同条中「行なう」を「行う」に改め、同条ただし書中「または」を「又は」に、「さらに」を「更に」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条及び第 6 条を削り、第 7 条を第 4 条とする。

第 8 条を削り、第 9 条を第 5 条とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 5 号

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

綾部市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年綾部市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 2 項中「から第 4 号まで」を「及び第 3 号」に改める。

第 1 0 条第 1 項第 1 号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の署名する」を削る。

第 3 5 条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

別表中物部団地の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 6 号

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例（平成 2 3 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項第 1 号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する」を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 7 号

綾部市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成 2 0 年綾部市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項第 1 号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する」を「賃貸借」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 8 号

綾部市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

綾部市職員の分限に関する条例（昭和 2 8 年綾部市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「基き」を「基づき」に改める。

第 2 条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第 3 条第 1 項中「時」を「とき」に、「但し」を「ただし」に改める。

第 1 0 条を第 1 4 条とする。

第 9 条中「該当する場合または」を「該当する場合又は」に、「何時でも」を「いつでも」に、「、または」を「、又は」に改め、同条を第 1 3 条とする。

第 8 条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「または」を「又は」に、「何時でも」を「いつでも」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 7 条の 2 第 1 項中「禁こ」を「禁錮」に改め、同条を第 1 1 条とする。

第 7 条第 1 項中「法第 4 0 条第 1 項の規定による勤務評定の結果」を「法第 2 3 条の 2 第 1 項の規定による人事評価の結果」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 6 条第 2 項中「定」を「定め」に、「外」を「ほか」に、「如何なる」を「いかなる」に改め、同条を第 9 条とする。

第 5 条第 2 項中「この場合において」の次に「、」を加え、「少い」を「少ない」に改め、同条を第 8 条とする。

第 4 条見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第 1 項中「又は」を「、」に改め、「休職にする場合」の次に「又は第 5 条第 1 項第 1 号イの規定に該当するものとして、職員を降給する場合」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 職員は、第 1 項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

第 4 条を第 7 条とし、第 3 条の次に次の 3 条を加える。

（降給の種類）

第 4 条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年綾部市条例第 6 号）第 3 条第 1 項に規定する給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

(降格の事由)

第5条 任命権者は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格することができる。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格するかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合（職員が法第28条第1項各号のいずれかに該当して降任された場合を除く。）

ア 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行つたにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第6条 任命権者は、人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の任命権者が定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号することができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 9 号

綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年綾部市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条の 7 第 1 項中「基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務成績」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 か月以内の期間における勤務の状況」に改める。

第 2 0 条の 2 中「賃金」を「給与」に改める。

第 2 4 条（見出しを含む。）中「賃金」を「報酬」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 1 9 条の 7 第 1 項の規定は、令和 2 年 1 2 月以後に支給する勤勉手当について適用し、同年 6 月に支給する勤勉手当については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第 2 4 条の規定は、令和 2 年度以後の年度の予算に係る支払及び決算について適用し、令和元年度の予算に係る支払及び決算については、なお従前の例による。

綾部市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 0 号

綾部市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

綾部市固定資産評価審査委員会条例（昭和 2 6 年綾部市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 1 号

綾部市手数料条例の一部を改正する条例

綾部市手数料条例（昭和 5 0 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 1 9 号を削り、第 2 0 号を第 1 9 号とし、第 2 1 号から第 4 0 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 6 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

綾部市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 2 号

綾部市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年綾部市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第 1 4 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1 . 5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 1 5 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 1 3 条、第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 1 2 条の規定によるものとする。

第 1 6 条を第 1 7 条とし、第 5 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（支給審査委員会の設置）

第 1 6 条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置くことができる。

2 支給審査委員会の委員は、市長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 3 号

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成 9 年綾部市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

法第 2 条第 1 項及び第 2 項の一般廃棄物に該当する動物の死体	1 匹につき	1 , 9 0 5
------------------------------------	--------	-----------

を

」

「

法第 2 条第 1 項及び第 2 項の一般廃棄物に該当する動物の死体	おおむね 4 5 リットルの容量の袋に入らない野生動物 1 匹につき	7 2 8 円に処分に要した費用の実費相当額を加算した額
	上記以外の動物 1 匹につき	1 , 9 0 5

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 4 号

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

綾部市国民健康保険条例（昭和 3 4 年綾部市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 6 中「6 1 万円」を「6 3 万円」に改める。

第 1 5 条の 1 2 中「1 6 万円」を「1 7 万円」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「6 1 万円」を「6 3 万円」に改め、同項第 2 号中「2 8 万円」を「2 8 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「5 1 万円」を「5 2 万円」に改め、同条第 3 項中「6 1 万円」を「6 3 万円」に改め、同条第 4 項中「6 1 万円」を「6 3 万円」に、「1 6 万円」を「1 7 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の綾部市国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 5 号

綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年綾部市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「勤務成績」を「人事評価の結果及び勤務の状況」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 1 4 条の規定は、令和 2 年度以後の年度の予算に係る支払及び決算について適用し、令和元年度の予算に係る支払及び決算については、なお従前の例による。

綾部市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 6 号

綾部市市税条例等の一部を改正する条例

(綾部市市税条例の一部改正)

第 1 条 綾部市市税条例(昭和 3 7 年綾部市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 7 条の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 2 7 条の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 3 9 条第 2 項中「第 6 6 条の 7 第 4 項及び第 1 0 項」を「第 6 6 条の 7 第 5 項及び第 1 1 項」に改める。

第 5 0 条第 9 項及び第 1 0 項中「第 3 4 9 条の 3 第 1 2 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 1 1 項」に改める。

第 5 0 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 2 7 項」に改め、同条第 2 項中「第 3 4 9 条の 3 第 2 9 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項」に改め、同条第 3 項中「第 3 4 9 条の 3 第 3 0 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 2 9 項」に改める。

第 8 4 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項（法第 4 6 9 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る部分に限る。）」に、「第 1 6 条の 2 の 3」を「第 1 6 条の 2 の 3 第 2 項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項（法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 8 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書に前項（法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 1 6 条の 2 の 3 第 1 項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第 8 6 条第 1 項中「第 8 4 条第 2 項」を「第 8 4 条第 3 項」に改める。

第 1 2 6 条第 2 項中「第 3 4 9 条の 3 第 1 0 項から第 1 2 項まで、第 2 2 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 8 項から第 3 1 項まで、第 3 3 項又は第 3 4 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 9 項から第 1 1 項まで、第 2 1 項から第 2 3 項まで、第 2 5 項、第 2 7 項から

第 30 項まで、第 32 項又は第 33 項」に改める。

附則第 7 条中「平成 34 年度」を「令和 4 年度」に改める。

附則第 8 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 45 年度」を「令和 15 年度」に、「平成 33 年」を「令和 3 年」に改める。

附則第 11 条中「又は法附則第 15 条」を「又は附則第 15 条」に改める。

附則第 11 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を削り、同条第 7 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 8 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 8 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

9 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附則第 11 条の 2 第 11 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項を同条第 15 項とする。

附則第 12 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 12 条の 2 の見出し中「平成 31 年度又は平成 32 年度」を「令和元年度又は令和 2 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 31 年度分又は平成 32 年度分」を「令和元年度分又は令和 2 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附則第 13 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第 3 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第 4 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第 5 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 13 条の 3 中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 14 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 16 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第 3 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 16 条の 3 中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 17 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 18 条中「第 34 項」を「第 33 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 20 条第 1 項中「又は法」を「又は」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 27 条中「平成 35 年度」を「令和 5 年度」に改める。

（綾部市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 綾部市市税条例等の一部を改正する条例（平成 31 年綾部市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条中「平成 31 年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第 3 項中「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に、同項の表中「平成 31 年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改める。

附則第 3 条中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

附則第 4 条中「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改める。

（綾部市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 綾部市市税条例の一部を改正する条例（令和元年綾部市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、綾部市市税条例第 12 条第 1 項第 2 号の改正規定を削る。

附則第 1 条第 2 号を次のように改める。

（2）削除

附則第 1 条第 3 号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第27条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第27条の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第20条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(綾部市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 綾部市市税条例の一部を改正する条例（平成27年綾部市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(綾部市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 綾部市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年綾部市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3項中「31年新条例」を「元年新条例」に、

「平成３２年度」を「令和２年度」に、「平成３１年度分」を「令和元年度分」に改める。

（綾部市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第６条 綾部市市税条例の一部を改正する条例（平成２９年綾部市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

附則第１条第２号中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改める。

附則第２条中「平成３１年度」を「令和元年度」に改める。

（綾部市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第７条 綾部市市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年綾部市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

附則第１条第４号中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改め、同条第５号中「平成３２年４月１日」を「令和２年４月１日」に改め、同条第６号中「平成３２年１０月１日」を「令和２年１０月１日」に改め、同条第７号中「平成３３年１月１日」を「令和３年１月１日」に改め、同条第８号中「平成３３年１０月１日」を「令和３年１０月１日」に改め、同条第９号中「平成３４年１０月１日」を「令和４年１０月１日」に改める。

附則第２条第１項中「平成３１年度」を「令和元年度」に改め、同条第２項中「平成３３年度」を「令和３年度」に、「平成３２年度分」を「令和２年度分」に改める。

附則第７条中「平成３１年９月３０日」を「令和元年９月３０日」に改める。

附則第９条第１項中「平成３２年１０月１日」を「令和２年１０月１日」に改め、同条第２項中「平成３２年１１月２日」を「令和２年１１月２日」に改め、同条第３項中「平成３３年３月３１日」を「令和３年３月３１日」に改め、同条第４項及び第５項中「３２年新条例」を「２年新条例」に改める。

附則第１１条第１項中「平成３３年１０月１日」を「令和３年１０月１日」に改め、同条第２項中「平成３３年１１月１日」を「令和３年１１月１日」に改め、同条第３項中「平成３４年３月３１日」を「令和４年３月３１日」に改め、同条第４項及び第５項中「３３年新条例」を「３年新条例」に改める。

綾部市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 7 号

綾部市介護保険条例の一部を改正する条例

綾部市介護保険条例（平成 1 2 年綾部市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 3 1 年度から平成 3 2 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に、「2 7, 9 2 0 円」を「2 2, 3 3 0 円」に改め、同条第 3 項中「平成 3 1 年度から平成 3 2 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に、「2 7, 9 2 0 円」を「2 2, 3 3 0 円」に、「4 2, 8 0 0 円」を「3 3, 5 0 0 円」に改め、同条第 4 項中「平成 3 1 年度から平成 3 2 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に、「2 7, 9 2 0 円」を「2 2, 3 3 0 円」に、「5 3, 9 7 0 円」を「5 2, 1 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の第 3 条第 2 項から第 4 項までの規定は、令和 2 年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 8 号

綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

綾部市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年綾部市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第 2 号中「8, 8 0 0 円」を「8, 9 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第 6 項第 5 号イ及び第 6 号並びに附則第 7 項第 7 号イ及び第 8 号中「1 0 0 分の 5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表団長及び副団長の項中「1 2, 4 0 0」を「1 2, 4 4 0」に、「1 3, 3 0 0」を「1 3, 3 2 0」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「1 0, 6 0 0」を「1 0, 6 7 0」に、「1 1, 5 0 0」を「1 1, 5 5 0」に、「1 2, 4 0 0」を「1 2, 4 4 0」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8, 8 0 0」を「8, 9 0 0」に、「9, 7 0 0」を「9, 7 9 0」に、「1 0, 6 0 0」を「1 0, 6 7 0」に改め、同表備考第 1 項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の綾部市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた綾部市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等について

は、なお従前の例による。

綾部市非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の雇用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年３月２３日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第１０号

綾部市非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の雇用に関する
規則の一部を改正する規則

綾部市非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の雇用に関する規則（平成２７年綾部市規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第８条第３号を次のように改める。

（３）地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5条の規定による住居手当の支給に関する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第11号

綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5条の規定による住居手当の支給に関する規則

(適用除外職員)

第1条 綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年綾部市条例第105号。以下「改正条例」という。）附則第5条第1項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 改正条例第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の一般職職員の給与に関する条例（昭和26年綾部市条例第6号。以下「改正前給与条例」という。）第11条の3第1項に該当していた職員であって、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの

ア 一般職職員の給与に関する条例第11条の3の規定を適用するとしたならば新たに同条第2項に該当することとなる職員

イ 改正前給与条例第11条の3の規定を適用するとしたならば同条第1項に該当しないこととなる職員

(2) 施行日の前日において改正前給与条例第11条の3第1項又は第2項に該当していた職員であって同条の規定を適用するとしたならば同条第1項又は第2項に該当しないこととなる職員

(3) 改正条例附則第5条第1項に規定する旧手当額が2,000円以下となる職員

(4) 前各号に掲げる職員に準ずる職員として市長が定める職員

(家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)

第2条 改正条例附則第5条第1項の規則で定める額は、次の各号に定める額を基礎として改正前給与条例第11条の3第1項又は第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

(1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正条例附則第5条の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第3号に掲げる場合を除く。） 旧家賃月額

(2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の家賃の月額

(3) 施行日の前日において改正前給与条例第11条の3第1項又は第2項に該当してい

た場合 市長と協議して定める額（任命権者が市長である場合には、市長が定める額）
（確認及び決定）

第3条 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、施行日の前日に改正前給与条例第11条の3の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和2年3月2日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を綾部市一般職職員の住居手当支給規則（昭和46年綾部市規則第20号）第5条第1項に規定する住居届その他の資料により確認し、当該住居手当の支給を受けていた職員が改正条例附則第5条第1項の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同条の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。
（支給の始期及び終期）

第4条 改正条例附則第5条の規定による住居手当の支給は、令和2年4月から開始し、職員が同条第1項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和3年3月のいずれか早い月をもって終わる。

（綾部市一般職職員の住居手当支給規則の準用）

第5条 綾部市一般職職員の住居手当支給規則第5条から第9条（第8条第1項を除く。）の規定は、改正条例附則第5条の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、同規則第5条第1項中「新たに条例第11条の3の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年綾部市条例第105号）附則第5条の規定による住居手当の支給を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当の支給を受けている職員が任命権者を異にして異動した場合又は住居、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があつた場合についても同様とする」とあるのは「ならない」と、同規則第6条第1項中「決定し、又は、改定」とあるのは「改定」と、同規則第8条第2項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と、同規則別記様式中「綾部市一般職職員の住居手当支給規則」とあるのは「綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5条の規定による住居手当の支給に関する規則（令和2年綾部市規則第11号）第5条において準用する綾部市一般職職員の住居手当支給規則」と読み替えるものとする。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、改正条例附則第5条の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第12号

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める
金額を定める規則の一部を改正する規則

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年綾部市規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「165, 150円」を「166, 950円」に、「70, 790円」を「72, 990円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「82, 580円」を「83, 480円」に、「35, 400円」を「36, 500円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

綾部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 3 号

綾部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 1 9 年綾部市規則第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

題名中「行政手続等における情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改める。

第 1 条中「行政手続等における情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に、「以下「条例」という」を「以下「情報通信技術活用条例」という」に改め、「第 3 条から第 6 条まで」を削り、「情報通信の技術を利用する」を「情報通信技術を利用する」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長等が所管する手続等（情報通信技術活用条例第 3 条から第 6 条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用条例及びこの規則の規定の例による。

第 2 条第 1 項中「条例」を「情報通信技術活用条例」に改める。

第 3 条中「、条例」を「、情報通信技術活用条例」に改める。

第 8 条（見出しを除く。）を次のように改める。

第 8 条 この規則に定めるもののほか、市長等の所管に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、市長が別に定める。

第 8 条を第 1 8 条とする。

第 7 条第 1 項中「条例」を「情報通信技術活用条例」に、「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う」を「電磁的記録により作成等を行う」に、「当該作成等に係る」を「当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている」に、「方法により作成等を」を「方法により」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 1 5 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（作成等に係る氏名又は名称を明らかにする措置）

第 1 6 条 情報通信技術活用条例第 6 条第 3 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名

を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することとする。

(情報通信技術活用条例第 8 条に規定する規則で定める書面等及び措置)

第 17 条 情報通信技術活用条例第 8 条に規定する規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成 15 年政令第 27 号）第 5 条の表の上欄に掲げる書面等とし、情報通信技術活用条例第 8 条に規定する規則で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第 6 条中「条例」を「情報通信技術活用条例」に、「書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る」を削り、「記載した書類の」を「記載した書類により」に、「方法により縦覧等を」を「方法により」に改め、同条を第 14 条とする。

第 5 条第 1 項中「条例」を「情報通信技術活用条例」に、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条第 2 項中「処分通知等に係る」及び「これを」を削り、同条第 3 項を削り、同条を第 10 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第 11 条 情報通信技術活用条例第 4 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第 9 条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出

(処分通知等に係る氏名又は名称を明らかにする措置)

第 12 条 情報通信技術活用条例第 4 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に添付することとする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第 13 条 情報通信技術活用条例第 4 条第 5 項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

第 4 条第 1 項中「条例」を「情報通信技術活用条例」に、「使用して申請等を行う者」を「使用する方法により申請等をする者」に、「市長の定めるところにより、市長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項及び当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する」を「次に掲げる事項を、市長の定めるところにより、当該」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき

事項（前号に掲げる事項を除く。）

第4条第3項から第5項までを削り、同条第6項中「規則」を「他の条例等」に、「同一の内容」を「同一内容」に、「より申請等を行う場合においては、当該書面等のうち1部のみについて同項に規定する手続をとったときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出された」を「基づき当該書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされた」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第5条とし、同条の次に次の4条を加える。

（申請等に係る氏名又は名称を明らかにする措置）

第6条 情報通信技術活用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前条第2項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置とする。

（情報通信技術による手数料の納付）

第7条 情報通信技術活用条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、第5条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第8条 情報通信技術活用条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- （2）申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと市長等が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第9条 情報通信技術活用条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機（市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第4条 情報通信技術活用条例第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機（市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 4 号

綾部市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 2 0 年綾部市規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

第 1 1 条第 3 項中「連帯保証人の署名する」を削る。

様式第 1 号中

「

入居を希望する理由					
連帯保証人	氏 名	続柄	現 住 所	勤務先及び職業	月平均所得

を

」

「

入居を希望する理由	
-----------	--

に、

」

「

- 1 連帯保証人は、入居契約の際の連帯保証人と同一とし、申込人と同程度以上の収入があり、保証能力を有する人としてください。
- 2 同居親族が婚約者である場合は、第三者の婚約証明書を添付してください。
- 3 調査の結果、入居資格に該当しないとき、又は、記載事項に偽りがあるときは、申込書は無効とします。

を

」

」

「

- 1 同居親族が婚約者である場合は、第三者の婚約証明書を添付してください。
- 2 調査の結果、入居資格に該当しないとき、又は、記載事項に偽りがあるときは、申込書は無効とします。

」

改める。

様式第 3 号中

「

連 帯 保証人	現住所		氏 名	生年月日 年 月 日 ㊞
------------	-----	--	-----	--

を

※ 連帯保証人は、入居者と同程度以上の収入があり保証能力を有する人としてください。

※ 連帯保証人の公的所得証明及び印鑑証明を添付してください。

」

削る。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号 削除

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 5 号

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 2 3 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

様式第 1 号中

「

入居を希望する理由					
連帯保証人	氏 名	続柄	現 住 所	勤務先及び職業	月平均所得

を

「

入居を希望する理由	
-----------	--

に、

「

- 1 連帯保証人は、入居契約の際の連帯保証人と同一とし、申込人と同程度以上の収入があり、保証能力を有する人としてください。
- 2 同居親族が婚約者である場合は、第三者の婚約証明書を添付してください。
- 3 調査の結果、入居資格に該当しないとき又は記載事項に偽りがあるときは、申込書は

を

無効とします。

「

- 1 同居親族が婚約者である場合は、第三者の婚約証明書を添付してください。
- 2 調査の結果、入居資格に該当しないとき又は記載事項に偽りがあるときは、申込書は無効とします。

」

改め、「3 連帯保証人の所得証明書」を削る。

様式第3号中

「

連 帯 保 証 人	現住所		氏 名	生年月日 年 月 日
--------------	-----	--	-----	------------

を

※ 連帯保証人は、入居者と同程度以上の収入があり保証能力を有する人としてください。

※ 連帯保証人の公的所得証明及び印鑑証明を添付してください。

」

削る。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

様式第7号中「連帯保証人の署名する」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市職員の分限に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 6 号

綾部市職員の分限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市職員の分限に関する条例施行規則（昭和 2 7 年綾部市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 0 条」を「第 1 4 条」に改める。

第 2 条第 1 項、第 3 条及び第 4 条第 1 項中「第 4 条」を「第 7 条」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 5 条」を「第 8 条」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 5 条」を「第 8 条」に、「または」を「又は」に改める。

第 9 条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条第 1 項中「第 7 条」を「第 1 0 条」に、「または」を「又は」に改め、同条第 2 項中「第 4 条」を「第 7 条」に、「または」を「又は」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の雇用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 7 号

綾部市非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の雇用に関する規則の一部を改正する規則

綾部市非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の雇用に関する規則（平成 2 7 年綾部市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「非常勤嘱託職員及び」を削る。

第 2 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「法第 2 2 条第 5 項」を「地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 2 条の 3 第 4 項」に改め、同項を第 1 項とし、同条第 3 項を第 2 項とする。

第 3 条の見出しを「（任用）」に改め、同条第 1 項中「非常勤嘱託職員を任命し、又は臨時的任用職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条第 2 項中「任命及び」を削り、「非常勤嘱託職員にあつては任命書（様式第 1 号）を、臨時的任用職員にあつては任用書（様式第 2 号）」を「任用書（別記様式）」に改め、同条第 3 項中「任命及び」を削り、「非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員（以下「職員」という。）」を「臨時的任用職員」に改め、「、賃金」を削る。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

（勤務時間）

第 4 条 臨時的任用職員の勤務時間は、一般職職員の例による。

（休憩時間）

第 5 条 任命権者は、1 日の勤務時間が、6 時間を超える場合においては少なくとも 4 5 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項の休憩時間は、職務の特殊性において必要がある場合において、一斉に与えないことができる。

第 6 条第 1 項中「職員の週休日」を「臨時的任用職員の週休日」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「職員」を「臨時的任用職員」に改め、同項を第 2 項とする。

第 7 条第 1 項中「職員は、労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 3 9 条の規定に基づき、非常勤嘱託職員にあつては別表 1 に定める日数、臨時的任用職員にあつては別表第 2」を「臨時的任用職員は、別表第 1」に改め、同条第 3 項を削る。

第 8 条各号列記以外の部分中「職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条第 1 号及び第

2号中「職員」を「臨時的任用職員」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条第1号中「職員」を「臨時的任用職員」に、「別表第3」を「別表第2」に改め、同条第2号中「職員」を「女性の臨時的任用職員」に改め、同条第3号中「職員が出産」を「女性の臨時的任用職員が出産」に、「職員が就業」を「臨時的任用職員が就業」に改め、同条第4号中「育てる職員」を「育てる臨時的任用職員」に、「男子職員」を「男性の臨時的任用職員」に、「当該職員」を「当該臨時的任用職員」に改め、同条第5号、第6号及び第7号中「職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条第8号中「職員」を「臨時的任用職員」に改め、「（第8条第1項第3号の感染性疾患を除く。）」を削り、同条第9号中「職員」を「臨時的任用職員」に改める。

第10条第1項中「職員は」を「臨時的任用職員は」に改め、同条第2項中「職員」を「臨時的任用職員」に改める。

別表第1を削る。

別表第2備考を次のように改める。

備考 任用を更新した場合は、更新後の任用期間に更新前の任用期間を加えた任用期間の欄に定める日数から、更新前の任用期間中に取得した年次有給休暇の日数を差し引いた日数とする。

別表第2を別表第1とし、別表第3中「職員」を「臨時的任用職員」に改め、同表を別表第2とする。

様式第1号を削り、様式第2号中

「

職 名	臨 時 職 員
日 給	円（半日 円）

を

」

「

職 名	臨時的任用職員
日 給	円

に

」

改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 8 号

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 5 6 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式の注意事項 2 及び第 1 号の 2 様式の注意事項 2 を次のように改める。

- 2 補償を受ける権利は、これを行行使することができる時から 2 年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、5 年間）行使しないときは、時効によつて消滅します。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 9 号

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則（昭和 6 0 年綾部市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「参事」の次に「、監査委員事務局長」を加え、同条第 4 号中「、監査委員事務局長」を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 0 号

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 3 3 年綾部市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「E」を「D」に改め、同条第 2 項第 1 号中「A」を「S」に改め、同項第 2 号中「B」を「A」に改め、同項第 3 号中「C」を「B」に改め、同項第 4 号中「D」を「C」に改め、同項第 5 号中「E」を「D」に改め、同条第 3 項第 1 号中「D」を「C」に改め、同項第 2 号中「E」を「D」に改め、同条第 4 項中「D 又は E」を「C 又は D」に、「A 及び B」を「S 及び A」に改める。

別表第 4 中

「

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8 号給以上	6 号給	3 号給	2 号給
	4 号給以上	3 号給	2 号給	1 号給

を

」

「

昇給区分	S	A	B	C
昇給の号給数	6 号給以上	5 号給	3 号給	2 号給
	4 号給以上	3 号給	2 号給	1 号給

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市臨時職員給与支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 1 号

綾部市臨時職員給与支給規則の一部を改正する規則

綾部市臨時職員給与支給規則（平成 2 4 年綾部市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

題名中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改める。

第 1 条中「第 2 2 条第 5 項」を「第 2 2 条の 3 第 4 項」に、「賃金」を「報酬」に改める。

第 2 条（見出しを含む。）並びに第 3 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 3 項中「賃金」を「報酬」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第 2 条第 2 項及び第 3 条の規定は、令和 2 年度以後の年度の予算に係る支払及び決算について適用し、令和元年度の予算に係る支払及び決算については、なお従前の例による。

綾部市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 2 号

綾部市会計規則の一部を改正する規則

綾部市会計規則（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 7 条第 1 項中第 1 3 号を削り、第 1 4 号を第 1 3 号とし、第 1 5 号から第 2 1 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第 5 7 条第 1 項の規定は、令和 2 年度以後の年度の予算に係る支払について適用し、令和元年度の予算に係る支払については、なお従前の例による。

支出負担行為の整理区分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 3 号

支出負担行為の整理区分に関する規則の一部を改正する規則

支出負担行為の整理区分に関する規則（昭和 5 7 年綾部市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

物品費の類 （原材料・備品・消・ 燃・賄材料・飼料・ 医材を含む）	購入契約を締結す るとき	購入契約金額	契約関係書類
賃金	雇入れのとき	標準賃金と雇入人 員との積算額	雇入決議書、支給 調書

を

」

「

物品費の類 （原材料・備品・消・ 燃・賄材料・飼料・ 医材を含む）	購入契約を締結す るとき	購入契約金額	契約関係書類
--	-----------------	--------	--------

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 4 号

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則（昭和 4 0 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号（裏）を次のように改める。

口座振替のおすすめ

◎預貯金口座から自動的に払い込まれるので、納期のたびに金融機関へ行く手間が省け、納め忘れがなくて安心です。

◎口座振替による納付をご希望の場合は「口座振替依頼書」の提出が必要です。依頼書は綾部市役所及び綾部市内の右記収納金融機関にあります。

◎預貯金口座のある右記収納金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局は全国)の窓口に、その通帳・お届け印をご持参のうえ、お申込みください。

お問い合わせ先

京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市役所 0773-42-3280(代表)

(3H)

◎下記の諸都市で現金金融機関等で納付してください。

京都銀行／京都府信用金庫／京都府の巨農業協同組合／近畿労働金庫／関西みらい銀行／福岡市支店／近畿2府4県のゆうちょ銀行、郵便局（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）／神戸市役所

◎下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。

MMKの新しいエンターテインメント・コミュニティ・スポット。スリーエイト／生活娯楽、セロコマート/サブニューレゾ/タイエーダリヤーマデック/ニコニーマデック/リーストワッパルバクウス/ハヤカサキワッパ/フズリヤーマート/ボラ、ミニストウツ/ヤマハサキスベシタルパートナーストリップ/ヤマハサキリーストア/ローニンズ/ローニンズ100 (50店舗)

◎下記のスマートフォンアプリでも納付できます。

PayPay/LINE Pay請求書支払い (50件順)

◎住所・氏名等に間違いがありましたら下記お問い合わせ先へご連絡ください。

◎近畿2府4県以外のゆうちょ銀行で輸付される場合には、この贈付書をご利用できません。専用紙版(ゆうちょ銀行払込取扱票)が必要な場合は下記お問い合わせ先まで請求してください。

◎督促手数料・延滞金等が発生した場合は後口請求させていただきます。

◎コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでは、合計割付額が30万円を超えるものはお原払いができません。

また、コンビニエンスストアで納付

⑥コンピニエンスストア及びスマートフォンのアプリでは、バーコード印字がな

の、印字されていても読み取れない場合、又は金額訂正された場合はお取扱いができません。

◎スマートフォンアプリで納付された場合は、領収証書は発行されません。

※この証明書は継続給食用に使用される際にお切り離しくださる。

この証明書は車検証の返付を受けるのに必要ですから大切に保管してください。

表面の証明欄が*印で消字したものは、継続検査対象外の車両あるいは前年度以前分が未納のたため無効ですのでご了承ください。

つせ光
京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市支所 0773-42-3280(代表)

様式第 39 号を次のように改める。
様式第 39 号

軽自動車税（種別割）納税証明書

納税義務者	住 所 (所 在 地)	
	氏 名 (名 称)	
車 両 番 号		
納 税 済 年 月 日	年 月 日	
証 明 書 有 効 期 限	年 月 日	
備 考		
(注)		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

京都府綾部市長



様式第40号を次のように改める。

様式第40号

年 月 日

様

綾部市長



問い合わせ先

口座振替済通知書

義務者氏名

◎振替済みの情報

納 期	税 目	通知書番号	標識番号	納 期 限 年 月 日	金 額	振 替 日 年 月 日

◎口座情報

金 融 機 関 名			
口 座 種 別		口 座 番 号	
口 座 名 義 人			

お知らせ

- ①この通知書をもって、口座振替の領収書に代えさせていただきますので5年間大切に保存してください。
- ②口座振替を取り消したり金融機関等を変更される場合は、契約している金融機関又は上記の問い合わせ先まで申し出てください。
- ③住所、氏名等の変更がある場合は、上記の問い合わせ先まで申し出てください。

----- 切り取り線（証明部分をご使用の場合は、お手数ですが切り取りご使用ください。） -----

年度軽自動車税（種別割）納税証明書（車検用）

納税義務者	
標 識 番 号	
証明書有効期限	年 月 日
収 納 日	年 月 日

年 月 日

綾部市長



上記の軽自動車に係る軽自動車税（種別割）は、滞納がないことを証します。

規則

様式第44号を次のように改める。

(表)

通知書番号	

〒
住所

氏名 様

年度市・府民税納税通知書

年度の市・府民税を次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

年 月 日

綾部市長

市・府民税決定の明細

扶養親族該当区分										本人該当区分							専従者		他		
控	老	配	特	同	老	16歳未満	その他	同	特	他	未 成年	特	他	寡 婦	特	寡 夫	勤 学	配 偶 者	そ の 他		家 屋 敷
配	配	特	定	老	人			障	障	障											

(単位：円)

		所得金額の内訳 ①			所得控除の内訳 ②	
総所得金額	給与	収入金額		短期譲渡所得		雑損
		所得金額		長期譲渡所得		医療費
	雑	公的年金収入金額		土地等		社会保険・小規模
		公的年金所得金額		株式等の譲渡所得		生命保険料
		その他雑所得		山林所得		地震保険料
	営業等所得		その他の所得		寄附金	
	農業所得				障・寡・勤	
	不動産所得		前年繰越損失		配偶者・配偶者特別	
	配当所得				扶養	
	利子所得				扶養障害	
	総合譲渡・一時				基礎	
			合計所得金額		所得控除の合計	

課税標準額①－②		算出所得割額		合計算出所得割額	市民税	府民税
		市民税	府民税			
総所得金額				税額控除等		
短期譲渡所得金額				住宅借入金等特別税額控除		
長期譲渡所得金額				寄附金税額控除		
山林所得金額				所得割額		
その他所得				均等割額		
				年税額		
				内特別徴収税額		
				差引年税額		
				所得割より控除することができなかった配当割額・株式等譲渡所得割額控除額		

◎各納期の納付額及び納期限

[illegible]

納付方法	

◎公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

徴 収 月	特 別 徴 収 税 額
年10月	
年12月	
年2月	

◎ 特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称

公 的 年 金 の 種 類	
支 払 者 の 名 称	
法 人 番 号	

◎ 公的年金からの特別徴収について

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金支払の際に、上記の公的年金からその支払者が徴収します。

また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を特別徴収の方法によって徴収します。

◎来年度に公的年金から特別徴収の方法によって徴収する税額及び徴収月

徴収月	仮特別徴収税額
年4月	
年6月	
年8月	

◎昨年度に通知した公的年金から特別徴収の方法によって徴収する税額及び徴収月

徴 収 月	仮 特 別 徴 収 税 額
年4月	
年6月	
年8月	

(裏)

こ の 税 金 の 課 税 の 根 拠 な ど に つ い て

この「納税通知書」による 年度分の市民税及び府民税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 1 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例及び京都府府税条例の規定によって課されたものです。
- 2 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
- 3 税 率 均等割 市民税 3,500円 府民税 2,100円 (府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)			
市民税	3/5	府民税	2/5

○配当控除

種 類		課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		利 益 の 配 当 等		市民税	府民税	市民税	府民税
証 券	外貨建等証券投資信託以外			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
投資信託等	外貨建等証券投資信託			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
				0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○寄附金税額控除

①1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金

(①の寄附金額－2千円)×10%

②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

(AとBの合計額を税額控除)

A (②の寄附金額－2千円)×10%

B (②の寄附金額－2千円)×〔90－(0～45)×1.021〕%

※Bの下線部は、寄附者に適用される所得税の限界税率

※Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度

※京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金

京都府 (③の寄附金額－2千円)×4%

綾部市 (③の寄附金額－2千円)×6%

※京都府、綾部市ともに条例指定している場合は

(③の寄附金額－2千円)×10%

(注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

①合計課税所得金額が200万円以下の場合

ア又はイのいずれか少ない金額の5% (市民税3%、府民税2%)

ア 人的控除額の差の合計額

イ 合計課税所得金額

②合計課税所得金額が200万円を超える場合

アからイを控除した金額(5万円未満の場合は、5万円)の5%

(市民税3%、府民税2%)

ア 人的控除額の差の合計額

イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

4 納 期

期 別	納 期	納 期 限
第 1 期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第 2 期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第 3 期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第 4 期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日

(注) 市・府民税額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金…… 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料… 督促状1通につき100円

6 滞 納 処 分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第331条第1項第1号)

7 不 服 の 申 立 て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納 付 場 所

○綾部市役所○京都銀行○京都北都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫○関西みらい銀行福知山支店

○下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。

(50音順)

○下記のスマートフォンアプリでも納付できます。

(50音順)

9 お 問 い 合 わ せ 先 等

綾部市 部 課 担当

・住所、氏名等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。

・領収書は5年間保存してください。

・この通知書では納付できません。

様式第46号(裏)を次のように改める。

[illegible][illegible][illegible][illegible]

事業種別	支払金額	支払金額	控除額
生	12,000円以下	全額	
命	12,000円超過100,000円以下	支払金額の1/2+4,000円	
保	100,000円超過500,000円以下	支払金額の1/2+14,000円	
険	500,000円以上のとき	28,000円	
料	70,000円以下	支払金額の1/2+2,500円	
控	70,000円超過100,000円以下	支払金額の1/2+7,500円	
除	100,000円以上のとき	35,000円	
費			
用			
金			
額			
地	50,000円以下	支払金額の1/2	
産	50,000円超過100,000円以上のとき	25,000円	
業		全額	
目	10,000円以下	支払金額の1/2+2,500円	
料	10,000円超過15,000円以下のとき		
控	15,000円以上のとき	14,000円	
除			
費			
用			
金			
額			

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について
 第12条第1項第2号の上の数字より算出した控除額の合計額（後述第12条第1項第2号の下の数字より算出した控除額の合計額）（後述第12条第1項第2号の下の数字より算出した控除額の合計額）
 一般生命保険料及び個人年金保険料については、前掲のとおり算出した控除額を、介護医療保険料については、前掲のとおり算出した控除額を、それぞれ第12条第1項第2号の上の数字より算出した控除額の合計額（後述第12条第1項第2号の下の数字より算出した控除額の合計額）（後述第12条第1項第2号の下の数字より算出した控除額の合計額）に算入する。

医療保険料、田舎の地方公共団体の場合は、前掲の数字を、55,000円

[illegible][illegible]

所得税負担割合	一般		老人		配偶		900万円以下 3.3万円 3.8万円	2万円以下 2.2万円 2.6万円	税額
	配偶者	本人	配偶者	本人	配偶者	本人			
配	3.3万円以下 3.8万円	3.3万円	3.3万円	3.3万円	2.2万円	2.2万円	1.1万円	1.1万円	
偶	3.3万円以下 3.8万円	3.3万円	3.3万円	3.3万円	2.2万円	2.2万円	1.1万円	1.1万円	
者	3.3万円以下 3.8万円	3.3万円	3.3万円	3.3万円	2.2万円	2.2万円	1.1万円	1.1万円	
特	3.3万円以下 3.8万円	3.3万円	3.3万円	3.3万円	2.2万円	2.2万円	1.1万円	1.1万円	
別	3.3万円以下 3.8万円	3.3万円	3.3万円	3.3万円	2.2万円	2.2万円	1.1万円	1.1万円	
控	3.3万円以下 3.8万円	3.3万円	3.3万円	3.3万円	2.2万円	2.2万円	1.1万円	1.1万円	
除	3.3万円以下 3.8万円	3.3万円	3.3万円	3.3万円	2.2万円	2.2万円	1.1万円	1.1万円	

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

課税所得金額(住民税割)		1,000万円 以下部分		1,000万円 超部分	
種 別		所得税	特別税	所得税	特別税
① 所得割(住民税・市町税)		1.0%	1.2%	0.3%	0.6%
② 法人税(法人税等)		0.4%	0.4%	0.8%	0.8%
③ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
④ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
⑤ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
⑥ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
⑦ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
⑧ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
⑨ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
⑩ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
⑪ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
⑫ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
⑬ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
⑭ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
⑮ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
⑯ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
⑰ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
⑱ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
⑲ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
⑳ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㉑ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㉒ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㉓ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㉔ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㉕ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㉖ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㉗ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㉘ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㉙ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㉚ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㉛ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㉜ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㉝ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㉞ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㉟ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㊱ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㊲ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㊳ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㊴ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㊵ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㊶ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㊷ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㊸ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㊹ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㊺ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㊻ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㊼ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㊽ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㊾ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%
㊿ 地方債(地方債)		0.4%	0.4%	0.2%	0.15%

種 類	課税所得金額		1,000万円 以下の部分		1,000万円 超の部分	
	有価証券の取得及び償還	外貨建等証券の取得及び償還	有価証券の取得及び償還	外貨建等証券の取得及び償還	有価証券の取得及び償還	外貨建等証券の取得及び償還
① 所得割税 (法人適用)			1.5%	1.2%	0.8%	0.6%
② 所得割税 (法人適用)			0.5%	0.6%	0.3%	0.2%
③ 所得割税 (法人適用)			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
④ 所得割税 (法人適用)						
⑤ 所得割税 (法人適用)						
⑥ 所得割税 (法人適用)						
⑦ 所得割税 (法人適用)						
⑧ 所得割税 (法人適用)						
⑨ 所得割税 (法人適用)						
⑩ 所得割税 (法人適用)						
⑪ 所得割税 (法人適用)						
⑫ 所得割税 (法人適用)						
⑬ 所得割税 (法人適用)						
⑭ 所得割税 (法人適用)						
⑮ 所得割税 (法人適用)						
⑯ 所得割税 (法人適用)						
⑰ 所得割税 (法人適用)						
⑱ 所得割税 (法人適用)						
⑲ 所得割税 (法人適用)						
⑳ 所得割税 (法人適用)						
㉑ 所得割税 (法人適用)						
㉒ 所得割税 (法人適用)						
㉓ 所得割税 (法人適用)						
㉔ 所得割税 (法人適用)						
㉕ 所得割税 (法人適用)						
㉖ 所得割税 (法人適用)						
㉗ 所得割税 (法人適用)						
㉘ 所得割税 (法人適用)						
㉙ 所得割税 (法人適用)						
㉚ 所得割税 (法人適用)						
㉛ 所得割税 (法人適用)						
㉜ 所得割税 (法人適用)						
㉝ 所得割税 (法人適用)						
㉞ 所得割税 (法人適用)						
㉟ 所得割税 (法人適用)						
㊱ 所得割税 (法人適用)						
㊲ 所得割税 (法人適用)						
㊳ 所得割税 (法人適用)						
㊴ 所得割税 (法人適用)						
㊵ 所得割税 (法人適用)						
㊶ 所得割税 (法人適用)						
㊷ 所得割税 (法人適用)						
㊸ 所得割税 (法人適用)						
㊹ 所得割税 (法人適用)						
㊺ 所得割税 (法人適用)						
㊻ 所得割税 (法人適用)						
㊼ 所得割税 (法人適用)						
㊽ 所得割税 (法人適用)						
㊾ 所得割税 (法人適用)						
㊿ 所得割税 (法人適用)						
㉀ 所得割税 (法人適用)						
㉁ 所得割税 (法人適用)						
㉂ 所得割税 (法人適用)						
㉃ 所得割税 (法人適用)						
㉄ 所得割税 (法人適用)						
㉅ 所得割税 (法人適用)						
㉆ 所得割税 (法人適用)						
㉇ 所得割税 (法人適用)						
㉈ 所得割税 (法人適用)						
㉉ 所得割税 (法人適用)						
㊰ 所得割税 (法人適用)						
㊱ 所得割税 (法人適用)						
㊲ 所得割税 (法人適用)						
㊳ 所得割税 (法人適用)						
㊴ 所得割税 (法人適用)						
㊵ 所得割税 (法人適用)						
㊶ 所得割税 (法人適用)						
㊷ 所得割税 (法人適用)						
㊸ 所得割税 (法人適用)						
㊹ 所得割税 (法人適用)						
㊺ 所得割税 (法人適用)						
㊻ 所得割税 (法人適用)						
㊼ 所得割税 (法人適用)						
㊽ 所得割税 (法人適用)						
㊾ 所得割税 (法人適用)						
㊿ 所得割税 (法人適用)						
㉀ 所得割税 (法人適用)						
㉁ 所得割税 (法人適用)						
㉂ 所得割税 (法人適用)						
㉃ 所得割税 (法人適用)						
㉄ 所得割税 (法人適用)						
㉅ 所得割税 (法人適用)						
㉆ 所得割税 (法人適用)						
㉇ 所得割税 (法人適用)						
㉈ 所得割税 (法人適用)						
㉉ 所得割税 (法人適用)						
㊰ 所得割税 (法人適用)						
㊱ 所得割税 (法人適用)						
㊲ 所得割税 (法人適用)						
㊳ 所得割税 (法人適用)						
㊴ 所得割税 (法人適用)						
㊵ 所得割税 (法人適用)						
㊶ 所得割税 (法人適用)						
㊷ 所得割税 (法人適用)						
㊸ 所得割税 (法人適用)						
㊹ 所得割税 (法人適用)						
㊺ 所得割税 (法人適用)						
㊻ 所得割税 (法人適用)						
㊼ 所得割税 (法人適用)						
㊽ 所得割税 (法人適用)						
㊾ 所得割税 (法人適用)						
㊿ 所得割税 (法人適用)						
㉀ 所得割税 (法人適用)						
㉁ 所得割税 (法人適用)						
㉂ 所得割税 (法人適用)						
㉃ 所得割税 (法人適用)						
㉄ 所得割税 (法人適用)						
㉅ 所得割税 (法人適用)						
㉆ 所得割税 (法人適用)						
㉇ 所得割税 (法人適用)						
㉈ 所得割税 (法人適用)						
㉉ 所得割税 (法人適用)						
㊰ 所得割税 (法人適用)						
㊱ 所得割税 (法人適用)						
㊲ 所得割税 (法人適用)						
㊳ 所得割税 (法人適用)						
㊴ 所得割税 (法人適用)						
㊵ 所得割税 (法人適用)						
㊶ 所得割税 (法人適用)						
㊷ 所得割税 (法人適用)						
㊸ 所得割税 (法人適用)						
㊹ 所得割税 (法人適用)						
㊺ 所得割税 (法人適用)						
㊻ 所得割税 (法人適用)						
㊼ 所得割税 (法人適用)						
㊽ 所得割税 (法人適用)						
㊾ 所得割税 (法人適用)						
㊿ 所得割税 (法人適用)						
㉀ 所得割税 (法人適用)						
㉁ 所得割税 (法人適用)						
㉂ 所得割税 (法人適用)						
㉃ 所得割税 (法人適用)						
㉄ 所得割税 (法人適用)						
㉅ 所得割税 (法人適用)						
㉆ 所得割税 (法人適用)						
㉇ 所得割税 (法人適用)						
㉈ 所得割税 (法人適用)						
㉉ 所得割税 (法人適用)						
㊰ 所得割税 (法人適用)						
㊱ 所得割税 (法人適用)						
㊲ 所得割税 (法人適用)						
㊳ 所得割税 (法人適用)						
㊴ 所得割税 (法人適用)						
㊵ 所得割税 (法人適用)						
㊶ 所得割税 (法人適用)						
㊷ 所得割税 (法人適用)						
㊸ 所得割税 (法人適用)						
㊹ 所得割税 (法人適用)						
㊺ 所得割税 (法人適用)						
㊻ 所得割税 (法人適用)						
㊼ 所得割税 (法人適用)						
㊽ 所得割税 (法人適用)						
㊾ 所得割税 (法人適用)						
㊿ 所得割税 (法人適用)						
㉀ 所得割税 (法人適用)						
㉁ 所得割税 (法人適用)						
㉂ 所得割税 (法人適用)						
㉃ 所得割税 (法人適用)						
㉄ 所得割税 (法人適用)						
㉅ 所得割税 (法人適用)						
㉆ 所得割税 (法人適用)						
㉇ 所得割税 (法人適用)						
㉈ 所得割税 (法人適用)						
㉉ 所得割税 (法人適用)						
㊰ 所得割税 (法人適用)						
㊱ 所得割税 (法人適用)						
㊲ 所得割税 (法人適用)						
㊳ 所得割税 (法人適用)						
㊴ 所得割税 (法人適用)						
㊵ 所得割税 (法人適用)						
㊶ 所得割税 (法人適用)						
㊷ 所得割税 (法人適用)						
㊸ 所得割税 (法人適用)						
㊹ 所得割税 (法人適用)						
㊺ 所得割税 (法人適用)						
㊻ 所得割税 (法人適用)						
㊼ 所得割税 (法人適用)						
㊽ 所得割税 (法人適用)						
㊾ 所得割税 (法人適用)						
㊿ 所得割税 (法人適用)						
㉀ 所得割税 (法人適用)						
㉁ 所得割税 (法人適用)						
㉂ 所得割税 (法人適用)						
㉃ 所得割税 (法人適用)						
㉄ 所得割税 (法人適用)						
㉅ 所得割税 (法人適用)						
㉆ 所得割税 (法人適用)						
㉇ 所得割税 (法人適用)						
㉈ 所得割税 (法人適用)						
㉉ 所得割税 (法人適用)						
㊰ 所得割税 (法人適用)						
㊱ 所得割税 (法人適用)						
㊲ 所得割税 (法人適用)						
㊳ 所得割税 (法人適用)						
㊴ 所得割税 (法人適用)						
㊵ 所得割税 (法人適用)						
㊶ 所得割税 (法人適用)						
㊷ 所得割税 (法人適用)						
㊸ 所得割税 (法人適用)						
㊹ 所得割税 (法人適用)						
㊺ 所得割税 (法人適用)						
㊻ 所得割税 (法人適用)						
㊼ 所得割税 (法人適用)						
㊽ 所得割税 (法人適用)						
㊾ 所得割税 (法人適用)						
㊿ 所得割税 (法人適用)						
㉀ 所得割税 (法人適用)						
㉁ 所得割税 (法人適用)						
㉂ 所得割税 (法人適用)						
㉃ 所得割税 (法人適用)						
㉄ 所得割税 (法人適用)						
㉅ 所得割税 (法人適用)						
㉆ 所得割税 (法人適用)						
㉇ 所得割税 (法人適用)						
㉈ 所得割税 (法人適用)						
㉉ 所得割税 (法人適用)						
㊰ 所得割税 (法人適用)						
㊱ 所得割税 (法人適用)						
㊲ 所得割税 (法人適用)						
㊳ 所得割税 (法人適用)						
㊴ 所得割税 (法人適用)						
㊵ 所得割税 (法人適用)						
㊶ 所得割税 (法人適用)						
㊷ 所得割税 (法人適用)						
㊸ 所得割税 (法人適用)						
㊹ 所得割税 (法人適用)						
㊺ 所得割税 (法人適用)						
㊻ 所得割税 (法人適用)						
㊼ 所得割税 (法人適用)						
㊽ 所得割税 (法人適用)						
㊾ 所得割税 (法人適用)						
㊿ 所得割税 (法人適用)						
㉀ 所得割税 (法人適用)						
㉁ 所得割税 (法人適用)						
㉂ 所得割税 (法人適用)						
㉃ 所得割税 (法人適用)						
㉄ 所得割税 (法人適用)						
㉅ 所得割税 (法人適用)						
㉆ 所得割税 (法人適用)						
㉇ 所得割税 (法人適用)						
㉈ 所得割税 (法人適用)						
㉉ 所得割税 (法人適用)						
㊰ 所得割税 (法人適用)						
㊱ 所得割税 (法人適用)						
㊲ 所得割税 (法人適用)						
㊳ 所得割税 (法人適用)						
㊴ 所得割税 (法人適用)						
㊵ 所得割税 (法人適用)						
㊶ 所得割税 (法人適用)						
㊷ 所得割税 (法人適用)						
㊸ 所得割税 (法人適用)						
㊹ 所得割税 (法人適用)						
㊺ 所得割税 (法人適用)						
㊻ 所得割税 (法人適用)						
㊼ 所得割税 (法人適用)						
㊽ 所得割税 (法人適用)						
㊾ 所得割税 (法人適用)						
㊿ 所得割税 (法人適用)						
㉀ 所得割税 (法人適用)						
㉁ 所得割税 (法人適用)						
㉂ 所得割税 (法人適用)						
㉃ 所得割税 (法人適用)						
㉄ 所得割税 (法人適用)						
㉅ 所得割税 (法人適用)						
㉆ 所得割税 (法人適用)						
㉇ 所得割税 (法人適用)						
㉈ 所得割税 (法人適用)						
㉉ 所得割税 (法人適用)						
㊰ 所得割税 (法人適用)						
㊱ 所得割税 (法人適用)						
㊲ 所得割税 (法人適用)						
㊳ 所得割税 (法人適用)						
㊴ 所得割税 (法人適用)						
㊵ 所得割税 (法人適用)						
㊶ 所得割税 (法人適用)						
㊷ 所得割税 (法人適用)						
㊸ 所得割税 (法人適用)						
㊹ 所得割税 (法人適用)						
㊺ 所得割税 (法人適用)						
㊻ 所得割税 (法人適用)						
㊼ 所得割税 (法人適用)						
㊽ 所得割税 (法人適用)						
㊾ 所得割税 (法人適用)						
㊿ 所得割税 (法人適用)					</	

[illegible][illegible][illegible]

様式第 4 7 号を次のように改める。

様式第 4 7 号

(表)

通知書番号

年度 市民税・府民税税額変更（納税）通知書

あなたの市・府民税額を、地方税法、市税条例および府税条例の規定により変更しましたので通知いたします。

綾部市長



◎市・府民税変更（決定）の明細

賦課年度					単位(円)							
種類			変更前	変更(決定)後	差引増減	種類		変更前	変更(決定)後	差引増減		
所得金額の内訳①	給与	収入金額				課税標準額③	総所得					
		所得金額					短期譲渡所得					
		公的年金収入金額					長期譲渡所得					
		公的年金所得金額					山林・退職所得					
		その他の雑所得					その他の所得					
	雑	営業等所得				算出所得割額④	総所得	市民税				
		農業所得						府民税				
		不動産所得					短期譲渡所得	市民税				
		配当所得						府民税				
		利子所得					長期譲渡所得	市民税				
		総合譲渡・一時						府民税				
		短期譲渡所得					山林所得	市民税				
		長期譲渡所得						府民税				
		土地等					その他の所得	市民税				
		株式等・先物・分離配当						府民税				
山林所得				税額控除⑤	市民税							
その他の所得					府民税							
前年繰越損失				住宅借入金等特別税額控除	市民税							
合 計 所 得 金 額				特別税額控除	府民税							
控除金額の内訳②	雑損				均等割額⑥	市民税						
	医療費					府民税						
	社会保険・小規模生命保険料					年 税 額⑦						
	地震保険料				所得割より控除できなかった配割・株割控除額							
	障・寡・勤				普通徴収合計充当額							
	配偶者・配偶者特別				特別徴収合計充当額							
	扶養											
	基礎											
	所得控除の合計											

◎ 充当前の納付額及び納期限

単位(円)

期 別	変 更 前	変更(決定)後	差 引 増 減	納 期 限

◎ 充当後の納付額及び納期限

単位 (円)

期 別	変 更 前	変更(決定)後	差 引 増 減	納 期 限

◎変更（決定）の理由等

◎

◎特別徴収を行う公的年金の支払者の名称

公的年金の種類	
支払者の名称	
法人番号	

◎今年度の公的年金からの特別徴収額 単位 (円)

徴収月	変更前	変更 (決定) 後	差引増減

◎来年度の公的年金からの仮特別徴収額 単位 (円)

徴収月	変更前	変更 (決定) 後	差引増減

(裏)
この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の市民税及び府民税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 1 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例及び京都府府税条例の規定によって課されたものです。
- 2 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
- 3 税 率 均等割 市民税 3,500円 府民税 2,100円 (府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)			
市民税	3/5	府民税	2/5

○配当控除

課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
種 類	利 益 の 配 当 等	市民税	府民税	市民税	府民税
		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○寄附金税額控除

- ①1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金
(①の寄附金額－2千円)×10%
- ②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
(AとBの合計額を税額控除)
A (②の寄附金額－2千円)×10%
B (②の寄附金額－2千円)×〔90－(0～45)×1.021〕%

※Bの下線部は、寄附者に適用される所得税の限界税率

※Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度

※京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金

京都府 (③の寄附金額－2千円)×4%

綾部市 (③の寄附金額－2千円)×6%

※京都府、綾部市ともに条例指定している場合は

(③の寄附金額－2千円)×10%

(注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

- ①合計課税所得金額が200万円以下の場合
ア又はイのいずれか少ない金額の5% (市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額
- ②合計課税所得金額が200万円を超える場合
アからイを控除した金額(5万円未満の場合は、5万円)の5%
(市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

4 納 期

期 別	納 期	納 期 限
第 1 期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第 2 期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第 3 期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第 4 期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日

(注) 市・府民税額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金…… 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料… 督促状1通につき100円

6 滞 納 処 分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第331条第1項第1号)

7 不 服 の 申 立 て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納 付 場 所

○綾部市役所○京都銀行○京都都市信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫○関西みらい銀行福知山支店

○下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。

(50音順)

○下記のスマートフォンアプリでも納付できます。

(50音順)

9 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

様式第 4 8 号を次のように改める。

様式第 4 8 号

(表)

通知書番号

年度 市民税・府民税徴収方法変更通知書

あなたの市・府民税額を、地方税法、市税条例および府税条例の規定により変更しましたので通知いたします。

綾部市長



◎市・府民税変更（決定）の明細

賦 課 年 度					単位(円)				
種 類		変更前	変更(決定)後	差引増減	種 類		変更前	変更(決定)後	差引増減
所得金額の内訳①	給与	収入金額			課税標準額③	総所得			
		所得金額				短期譲渡所得			
		公的年金収入金額				長期譲渡所得			
		公的年金所得金額				山林・退職所得			
		その他の雑所得				その他の所得			
	雑	営業等所得			算出所得割額④	総所得	市民税		
		農業所得					府民税		
		不動産所得				短期譲渡所得	市民税		
		配当所得					府民税		
		利子所得				長期譲渡所得	市民税		
	分離所得金額	総合譲渡・一時					府民税		
		短期譲渡所得				山林所得	市民税		
		長期譲渡所得					府民税		
		土地等				その他の所得	市民税		
		株式等・先物・分離配当					府民税		
	山林所得				税額控除⑤	市民税			
	その他の所得					府民税			
	前年繰越損失				住宅借入金等	市民税			
	合 計 所 得 金 額				特別税額控除	府民税			
控除金額の内訳②	雑損				均等割額⑥	市民税			
	医療費					府民税			
	社会保険・小規模				年 税 額⑦				
	生命保険料				所得割より控除できなかった配割・株割控除額				
	地震保険料								
	障・寡・勤				普通徴収合計充当額				
	配偶者・配偶者特別				特別徴収合計充当額				
	扶養								
	基礎								
	所得控除の合計								

◎ 充当前の納付額及び納期限

単位(円)

期 別	変 更 前	変更(決定)後	差 引 増 減	納 期 限

◎

◎特別徴収を行う公的年金の支払者の名称

公的年金の種類	
支払者の名称	
法人番号	

◎ 充当後の納付額及び納期限

単位 (円)

期 別	変 更 前	変更(決定)後	差 引 増 減	納 期 限

◎今年度の公的年金からの特別徴収額 単位 (円)

徴収月	変更前	変更 (決定) 後	差引増減

◎来年度の公的年金からの仮特別徴収額 単位 (円)

徴収月	変更前	変更 (決定) 後	差引増減

◎変更 (決定) の理由等

(裏)
この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の市民税及び府民税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 1 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例及び京都府府税条例の規定によって課されたものです。
- 2 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
- 3 税 率 均等割 市民税 3,500円 府民税 2,100円 (府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)			
市民税	3/5	府民税	2/5

○配当控除

種 類		課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		利 益 の 配 当 等		市民税	府民税	市民税	府民税
証 券	外貨建等証券投資信託以外			0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
投資信託等	外貨建等証券投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○寄附金税額控除

①1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金

(①の寄附金額－2千円)×10%

②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

(AとBの合計額を税額控除)

A (②の寄附金額－2千円)×10%

B (②の寄附金額－2千円)×〔90－(0～45)×1.021〕%

※Bの下線部は、寄附者に適用される所得税の限界税率

※Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度

※京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金

京都府 (③の寄附金額－2千円)×4%

綾部市 (③の寄附金額－2千円)×6%

※京都府、綾部市ともに条例指定している場合は

(③の寄附金額－2千円)×10%

(注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

①合計課税所得金額が200万円以下の場合

ア又はイのいずれか少ない金額の5% (市民税3%、府民税2%)

ア 人的控除額の差の合計額

イ 合計課税所得金額

②合計課税所得金額が200万円を超える場合

アからイを控除した金額(5万円未満の場合は、5万円)の5%

(市民税3%、府民税2%)

ア 人的控除額の差の合計額

イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

4 納 期

期 別	納 期	納 期 限
第 1 期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第 2 期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第 3 期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第 4 期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日

(注) 市・府民税額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金…… 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料… 督促状1通につき100円

6 滞 納 処 分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第331条第1項第1号)

7 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納 付 場 所

○綾部市役所○京都銀行○京都都市信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫○関西みらい銀行福知山支店

○下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。

(50音順)

○下記のスマートフォンアプリでも納付できます。

(50音順)

9 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

・住所、氏名等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。

・領収書は5年間保存してください。

・この通知書では納付できません。

様式第 5 5 号を次のように改める。
様式第 5 5 号

年 月 日

綾部市長 様

住 所
氏 名 ⑩
電話番号
個人（法人）番号

固定資産非課税適用申告書

下記の固定資産は、地方税法第 3 4 8 条 に該当するので、非課税の適用
を受けたく綾部市市税条例第 の規定により申告します。

記

1 土地（１）所在地 綾部市 町 番地
地 目 面積 m^2
（２）所有者 住所
氏名
（３）用 途

家屋（１）所在地 綾部市 町 番地
構造及び種類 床面積 m^2
（２）所有者 住所
氏名
（３）用 途

償却資産 所在地 綾部市 町 番地
種 類 数 量 価 格
用 途

2 設立及び区域変更新年月日 年 月 日

3 その用に供し始めた時期 年 月 日

4 上記の固定資産が法人等の所有でないので別紙のとおり無料使用の証明書を添付
します。

様式第58号

軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
（原動機付自転車・小型特殊自動車）

綾部市長様
年 月 日

次のとおり申告(報告)及び申請します。

軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
（原動機付自転車・小型特殊自動車）

年 月 日

綾部市長様

次のとおり申告（報告）及び申請します。

納税者（申告・報告義務者）

住所は所在地
（フリガナ）氏又名称は生年月日

所有者

住所は所在地
（フリガナ）氏又名称は生年月日

使用

住所は所在地
（フリガナ）氏又名称は生年月日

届出者

住所は所在地
（フリガナ）氏又名称は生年月日

申告の理由

新規変更

☐購入
☐譲受け
☐転入
☐その他（ ）

☐所有者
☐使用者
☐住所
☐標識番号
☐その他（ ）

原動機付自転車

小型特殊自動車

☐第一種（0.05L以下）
☐第二種乙（0.09L以下）
☐第三種甲（0.125L以下）
☐ミニカー

☐農耕作業用
☐その他（ ）

種別

標識番号

年 月 日

所有形態

主たる定置場
※（ ）内は旧主たる
定置場所所在の市町村
名を記入

1自己所有
5その他（ ）

1左記所有者の住所又は所在地と同じ
2

型式及び年式

型式認定番号

車台番号

型 式 年 式

総排気量又は定格出力
L KW

販売渡証明書

住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。

年 月 日

様式第59号を次のように改める。

様式第59号

軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書
（原動機付自転車・小型特殊自動車）

年 月 日
綾部市長 様

申告の理由		種 別	
廃 車	原動機付自転車	小型特殊自動車	
☐ 廃棄 ☐ 譲渡 ☐ 転出 ☐ 盗難・紛失 ☐ その他 （ ）	☐ 第一種（0.05L以下） ☐ 第二種乙（0.09L以下） ☐ 第二種甲（0.125L以下） ☐ ミニカー ☐ 農耕作業用 ☐ その他 （ ）	標識番号	年 月 日
次のとおり申告及び標識の返納をします。			
納 税 義 務 者	住所は地	主たる定置場	1 左記所有者の住所又は所在地と同じ
	（フリガナ）氏又名は生年月日	車 名	2
	住所は地	型式及び年式	原動機の型式番号
	（フリガナ）氏又名は生年月日	車台番号	型式認定番号
	住所は地	車台番号	型式認定番号
使用 者	住所は地	標識返納の有無	標識返納がない場合その理由
	（フリガナ）氏又名は生年月日	1 有 2 無	イ 盗難 ロ 紛失 ハ 破損 ニ その他（ （具体的に： ）
	住所は地	届出年月日	被害年月日
	（フリガナ）氏又名は生年月日	届出警察署	警察署
	住所は地	受理番号	交番・駐在所
届 出 者	住所は地	届出年月日	年 月 日
	（フリガナ）氏又名は生年月日	届出警察署	警察署
電話番号			

様式第60号を次のように改める。
様式第60号

(表)

世帯識別	
------	--

様

年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

年度の軽自動車税（種別割）を下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

綾部市長

印

標 識 番 号	種 別	税 額	所 有 者 名	通 知 書 番 号
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		台	円	／ ページ

納期限の日に下記口座から振り替えさせていただきます。

金融機関名			
支 店 名			
口 座 番 号		種 別	
口座名義人			

期 別	年度 全期分
納期限	年 月 日

納	綾部市役所	指定金融機関	京都銀行
付	収納代理金融機関	京都北都信用金庫 京都丹の国農業協同組合 近畿労働金庫 関西みらい銀行福知山支店 ゆうちょ銀行・郵便局	
場	コンビニエンスストア		
所	スマートフォンアプリ		

規則 (裏)

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の軽自動車税（種別割）の課税の根拠等は次のとおりです。

1. 課税の根拠

この税金は、地方税法及び綾部市市税条例の規定に基づいて原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車に対し、別表により 年4月1日の所有者に課せられます。

2. 申告

廃車・購入又は機械・所有者の変更等があったときは、市税条例の規定による申告をしてください。

3. 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金……納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料…督促状（納付書）1通につき100円

4. 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。（地方税法第463条の2第1項第1号）

5. 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

6. 減免

障害者手帳等の交付を受けている方は、減免になる場合がありますので、納期限（ 年 月 日）までに申請してください。

※軽自動車税（種別割）の減免を受けている方が普通自動車に乗り換えられた場合、同一年度内に自動車税種別割の減免を受けることはできませんので、ご注意ください。

7. お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名（名称）等の間違いやご不明な点がございましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

(別表)

◆原動機付自転車及び二輪車等の税率

◆三輪及び四輪の軽自動車の税率

◆三輪及び四輪の軽自動車の軽減税率

様式第 6 1 号を次のように改める。

様式第 6 1 号

通知書番号

様

年度 軽自動車税（種別割） 税額変更（決定）通知書

あなたの軽自動車税（種別割）額を、下記のとおり変更（決定）しましたので通知します。

年 月 日

綾部市長

印

◎ 軽自動車税（種別割）変更（決定）の明細

賦 課 年 度		年 度
登 録 年 月 日		年 月 日
廃 車 年 月 日		年 月 日
標 識 番 号		
種 別		
税 額	変 更 前	円
	変 更 後	円
	差引増減	円
変更（決定） の理由等		
納期限日		年 月 日

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第62号を次のように改める。
様式第62号

原動機付自転車・小型特殊自動車課税非課税申請書

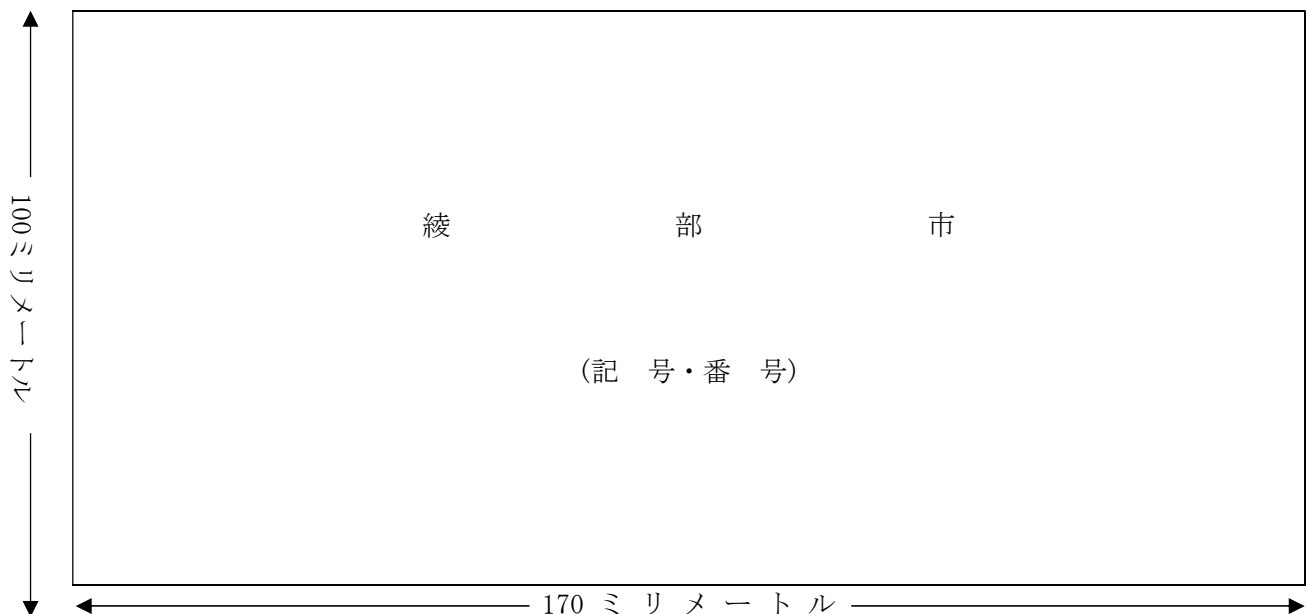
種 類	車 名	車体番号	総排気量	標識番号
備品台帳登録事項		保管責任者		
登 録		取扱責任者		
登録番号		使 用 者		
購入期日		使用の目的		
購入先				
上記のとおり、地方税法第443条に該当し公用又は公共の用に供するものですから軽自動車税（種別割）について非課税とされるよう申請します。 年 月 日 綾部市長 様 (請求人) 官公署名 氏 名				

- 備 考
- 1 請求人は所属長とし、公印を押してください。
 - 2 保管責任者、取扱責任者及び使用者は、官公署、所属課名を記入してください。
 - 3 使用の目的は、具体的に記入してください。

様式第 6 4 号を次のように改める。

様式第 6 4 号

原動機付自転車等標識



(備 考)

1 標識の他の塗色は、次による。

- (イ) 市税条例第 7 0 条第 1 号アの原動機付自転車にあつては、白色
- (ロ) 市税条例第 7 0 条第 1 号イの原動機付自転車にあつては、薄黄色
- (ハ) 市税条例第 7 0 条第 1 号ウの原動機付自転車にあつては、薄桃色
- (ニ) 市税条例第 7 0 条第 1 号エの原動機付自転車にあつては、薄青色
- (ホ) 市税条例第 7 0 条第 2 号イの小型特殊自動車のうち農耕作業用にあつては、白色
- (ヘ) 市税条例第 7 0 条第 2 号イの小型特殊自動車のうち農耕作業用以外のものにあつては、緑色

2 標識の文字の塗色は、次による。

- (イ) 軽自動車税（種別割）が課される原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、濃紺色

様式第65号を次のように改める。

様式第65号

軽自動車税（種別割）減免申請書

〔身体障害者用・戦傷病者用・知的障害者用・精神障害者用〕

〔常時介護者運転用（身体障害者・戦傷病者・知的障害者・精神障害者）

年 月 日

綾部市長

様

申請者（納税義務者）

住 所

氏 名



電話番号

個人（法人）番号

標識番号		取得年月日 年 月 日	
種別	用途	車名	型式
車体番号	乗車定員 人(人)	排気量 cc	
定置場（使用の本拠の位置）			
所有者住所		氏名	
運転者住所		氏名	
運転免許 種類	番号	免許の条件	
交付年月日 年 月 日		有効期限 年 月 日	
障害者住所		氏名	
障害者手帳の種類・番号（身障・戦傷・療育・精神） 府・市 号	交付年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日	
障害名、傷病名		障害、傷病の程度 級・症	
減免を受けようとする理由 [] 現在受けている減免の状況（該当の番号を○で囲んでください。） ① 軽自動車税（種別割）の減免を受けている。 （標識番号 ） ② 自動車税種別割の減免を受けている。 （標識番号 ）			

◎ 障害者以外の方が所有又は運転する場合は、『使用状況に関する事項』も記入してください。

使用状況に関する事項

氏 名	勤 務 先	障害者 との続柄	生 活 状 況
障害者	勤務先・学校(施設)名	本人	単身で生活している 単身で生活していない
申請者	勤務先		生計を一にしている 生計を異にしている
運転者	勤務先		生計を一にしている 生計を異にしている
	障害者のために軽自動車等を使用する内容	左以外のために軽自動車等を使用する内容	
使用 の 目 的			
使用 する 区 間			
使用 時間	1 日 平均 約 時間 分 上記のうち障害者等のために使用する時間 1 日 平均 約 時間 分		
上記のとおり専ら障害者のために軽自動車等を使用します。 運転者 氏名 ㊞			

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 5 号

綾部市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 4 9 年綾部市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 4 号中「保証人」を「保証人を立てる場合は、保証人」に改める。

第 9 条中「保証人の連署した」を削り、「資金借用書」の次に「（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）」を加え、「及び保証人」を削り、「証明書」の次に「（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）」を加える。

第 1 5 条第 2 項に次の 1 号を加える。

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
様式第 4 号中

「

1 年賦	2 半年賦
------	-------

 を
 」

「

1 年賦	2 半年賦	3 月賦
------	-------	------

 に、
 」

「連帯保証人 」を「保 証 人 」に改める。

様式第 5 号中

「
 様式第 5 号（第 8 条関係）
 第 号
 年 月 日
 綾部市長  を
 様
 」

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 年 月 日 号 に、

様

綾部市長



」

「年 賦 半年賦」を「年賦 半年賦 月賦」に、「3 パーセント」を「1. 5 パーセント」に改める。

様式第 7 号中「3 パーセント」を「1. 5 パーセント」に、「年 賦、半年賦」を「年 賦 半年賦 月賦」に改める。

様式第 9 号中「連帯保証人」を「保 証 人」に、

「

1 年賦 2 半年賦

を

「

1 年賦 2 半年賦
3 月賦

に改める。

」

」

様式第 1 5 号中

「

年賦・半年賦

を

「

年賦・半年賦・
月賦

に改める。

」

」

様式第 1 6 号中

「

様式第 1 6 号（第 1 5 条関係）

第 号

年 月 日

を

綾部市長



様

」

「

様式第 1 6 号（第 1 5 条関係）

第 年 月 日 号

様

に、

綾部市長



」

「１０．７５パーセント」を「５パーセント」に改める。

様式第１７号中

「

様式第１７号（第１５条関係）

第

号

年

月

日

を

綾部市長



様

」

「

様式第１７号（第１５条関係）

第

号

年

月

日

に、

様

綾部市長



」

「１０．７５パーセント」を「５パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市浄化槽の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 6 号

綾部市浄化槽の設置等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市浄化槽の設置等に関する規則（平成 1 2 年綾部市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「別記第 2 号様式」を「様式第 2 号」に、

「

6 法第 1 1 条の 2 に規定する浄化槽廃止の報告	浄化槽使用廃止届出書（様式第 7 号）	正本 1 部 副本 1 部
-----------------------------	---------------------	------------------

を

」

「

6 法第 1 1 条の 2 第 1 項に規定する浄化槽休止の届出	浄化槽使用休止届出書（様式第 7 号）	正本 1 部 副本 1 部
7 法第 1 1 条の 2 第 2 項に規定する浄化槽使用再開の届出	浄化槽使用再開届出書（様式第 8 号）	正本 1 部 副本 1 部
8 法第 1 1 条の 3 に規定する浄化槽廃止の届出	浄化槽使用廃止届出書（様式第 9 号）	正本 1 部 副本 1 部

に

」

改める。

様式第 7 号中「浄 化 槽 使 用 廃 止 届 出 書」を「浄化槽使用廃止届出書」に、「浄化槽法第 1 1 条の 2」を「浄化槽法第 1 1 条の 3」に改め、同様式を様式第 9 号とし、様式第 6 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 7 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

浄化槽管理者の住 所

氏 名

㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽使用休止届出書

浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたので、浄化槽法第 11 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	
2 処 理 の 対 象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
3 清 掃 の 年 月 日	年 月 日
4 休 止 の 予 定 年 月 日	年 月 日
5 休 止 の 理 由	
6 再 開 の 予 定 年 月 日	
7 消 毒 剤 の 撤 去	撤去の実施年月日 年 月 日
	撤去を実施した者の 氏 名 又 は 名 称
※ 事 務 処 理 欄	

（注）

- ※欄には、記載しないでください。
- 2 欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- 4 欄は、電気の供給を停止する予定の年月日、給水を停止する予定の年月日等を記載してください。
- 記名押印に代えて、署名することができます。

様式第 8 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

浄化槽管理者の住 所

氏 名

㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽使用再開届出書

浄化槽の使用を再開したので、浄化槽法第 11 条の 2 第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	
2 処 理 の 対 象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
3 使用再開年月日	年 月 日
4 再 開 の 理 由	
※ 事 務 処 理 欄	

（注）

- ※欄には、記載しないでください。
- 2 欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- 記名押印に代えて、署名することができます。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

綾部市工場設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 7 号

綾部市工場設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市工場設置奨励条例施行規則（昭和 6 1 年綾部市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「閲覧」を「利用」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 8 号

綾部市営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成 9 年綾部市規則第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 削除

第 1 0 条第 3 項中「市長が適当と認める連帯保証人の署名する」を削る。

別表中

「

昭和 3 9 年	木造平家建て	1, 0 0 0
昭和 4 2 年	木造平家建て	1, 0 0 0

を

」

「

昭和 4 2 年	木造平家建て	1, 0 0 0
----------	--------	----------

に、

」

「

昭和 4 6 年	木造平家建て	1, 0 0 0
		1, 5 0 0

を

」

「

昭和 4 6 年	木造平家建て	1, 0 0 0
----------	--------	----------

に、

」

「

昭和 5 6 年	木造平家又は 2 階建て	2, 5 0 0
昭和 5 7 年	木造平家又は 2 階建て	2, 5 0 0
		2, 2 0 0

を

」

「

昭和 5 6 年	木造平家建て	2, 5 0 0
昭和 5 7 年	木造平家建て	2, 5 0 0

に

改める。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号 削除

様式第 4 号中

「

的て住 事い宅 情るに 具困 体っ						
(自 筆) 連 帯 保 証 人	氏	名	印	続	柄	現 住 所
	勤務先及び職業					
	月 平 均 所 得					

を

」

「

的て住 事い宅 情るに 具困 体っ						

に、

」

「

- 2 保証人は、入居契約の際の保証人と同一とし、申込人と同程度以上の収入があり、保証能力を有する人としてください。
- 3 同居親族が婚約者である場合は、第三者の婚約証明書を添付してください。
- 4 立退要求を受けている場合は、家主の立退証明書を添付してください。
- 5 調査の結果、入居資格に該当しないとき、又は、記載事項に偽りがあるときは、申込書は無効とします。

を

」

「

- 2 同居親族が婚約者である場合は、第三者の婚約証明書を添付してください。
- 3 立退要求を受けている場合は、家主の立退証明書を添付してください。
- 4 調査の結果、入居資格に該当しないとき、又は、記載事項に偽りがあるときは、申込書は無効とします。

に

」

改める。

様式第 6 号中

「

連 帯 保 証 人	現住所		氏 名	生年月日 年 月 日 ⑩
	現住所		氏 名	生年月日 年 月 日 ⑩

を

※ 保証人は、独立の生計を営み入居者と同程度以上の収入のあるものでなければなら
ない。

」

削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 9 号

綾部市病院事業会計規則の一部を改正する規則

綾部市病院事業会計規則（平成 2 6 年綾部市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
別表勘定科目表費用勘定の表中

「

</

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別表の規定は、令和 2 年度以後の年度の予算及び決算について適用し、令和元年度の予算及び決算については、なお従前の例による。

綾部市告示第 1 6 号

農林水産業間接補助事業補助金交付要綱（平成 2 4 年綾部市告示第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表機構集積協力金交付事業の項を次のように改める。

機構集積協力金交付事業	農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 2 6 年 2 月 6 日付け 2 5 経営第 3 1 3 9 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 - 1 を準用し、市長が必要と認める額
-------------	--

附 則

この告示は、令和 2 年 3 月 4 日から施行し、改正後の農林水産業間接補助事業補助金交付要綱の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

綾部市告示第 17 号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成 8 年綾部市規則第 15 号）第 20 条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和 2 年 3 月 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0301-61003	昭和 23 年 7 月 29 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0408-52005	昭和 22 年 3 月 24 日
平成 30 年 9 月 10 日	綾 0835-25012	平成 6 年 9 月 18 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0908-31014	昭和 23 年 11 月 1 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 1013-23002	昭和 24 年 9 月 30 日
平成 30 年 4 月 2 日	綾 1105-21004	昭和 33 年 2 月 9 日

綾部市告示第 18 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 5 の 2 及び綾部市市税条例（昭和 37 年綾部市条例第 13 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法第 317 条の 2 及び同条例第 26 条の規定に基づく市民税の申告について、その期限を令和 2 年 4 月 16 日まで延長する。

令和 2 年 3 月 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 19 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者について、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 24 年綾部市規則第 6 号。以下「規則」という。）の規定により指定したので、規則第 4 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 2 年 3 月 17 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 事業者の名称 特定非営利活動法人自立支援センターいかるがの郷
- 2 事務所の所在地 綾部市味方町アミダジ 12 番地の 1
- 3 事業所の名称 就労生活支援センターいかるが
- 4 事業所の所在地 綾部市味方町アミダジ 11 番地
- 5 指 定 年 月 日 令和 2 年 4 月 1 日
- 6 事業の種類 指定計画相談支援
- 7 主たる対象者 限定なし
- 8 事業所番号 指定計画相談支援 2631800204

綾部市告示第 20 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者について、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 24 年綾部市規則第 6 号。以下「規則」という。）の規定により指定したので、規則第 4 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 2 年 3 月 17 日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | | | |
|---|---------|--------------------|------------|
| 1 | 事業者の名称 | 社会福祉法人 綾部福祉会 | |
| 2 | 事務所の所在地 | 綾部市物部町博労坂 26 番地 | |
| 3 | 事業所の名称 | 生活支援センター「えがお」 | |
| 4 | 事業所の所在地 | 綾部市青野町西青野 18 番地 | |
| 5 | 指定年月日 | 令和 2 年 4 月 1 日 | |
| 6 | 事業の種類 | 指定計画相談支援、指定障害児相談支援 | |
| 7 | 主たる対象者 | 限定なし | |
| 8 | 事業所番号 | 指定計画相談支援 | 2631800212 |
| | | 指定障害児相談支援 | 2671800023 |

綾部市告示第 2 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 6 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者について、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 2 4 年綾部市規則第 6 号。以下「規則」という。）の規定により指定したので、規則第 4 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 2 年 3 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | | | |
|---|---------|-----------------------|---------------------|
| 1 | 事業者の名称 | 社会福祉法人 綾部市社会福祉協議会 | |
| 2 | 事務所の所在地 | 綾部市川糸町南古屋敷 5 番地の 1 | |
| 3 | 事業所の名称 | あやべ生活サポートセンター・相談支援事業所 | |
| 4 | 事業所の所在地 | 綾部市川糸町南古屋敷 5 番地の 1 | |
| 5 | 指定年月日 | 令和 2 年 4 月 1 日 | |
| 6 | 事業の種類 | 指定計画相談支援、指定障害児相談支援 | |
| 7 | 主たる対象者 | 限定なし | |
| 8 | 事業所番号 | 指定計画相談支援 | 2 6 3 1 8 0 0 2 2 0 |
| | | 指定障害児相談支援 | 2 6 7 1 8 0 0 0 3 1 |

綾部市告示第 2 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 6 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者について、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 2 4 年綾部市規則第 6 号。以下「規則」という。）の規定により指定したので、規則第 4 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 2 年 3 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | | | |
|---|-----------|----------------------|---------------------|
| 1 | 事業者の名称 | 社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会 | |
| 2 | 事務所の所在地 | 京都市中京区西ノ京東中合町 2 番地 | |
| 3 | 事業所の名称 | 綾部市聴覚言語障害者支援センター | |
| 4 | 事業所の所在地 | 綾部市青野町西青野 1 8 番地 | |
| 5 | 指 定 年 月 日 | 令和 2 年 4 月 1 日 | |
| 6 | 事業の種類 | 指定計画相談支援、指定障害児相談支援 | |
| 7 | 主たる対象者 | 限定なし | |
| 8 | 事業所番号 | 指定計画相談支援 | 2 6 3 1 8 0 0 2 3 8 |
| | | 指定障害児相談支援 | 2 6 7 1 8 0 0 0 4 9 |

綾部市告示第 2 3 号

次の指定地域密着型サービス事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、第 7 8 条の 1 1 の規定により、次のとおり告示する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 申請者の名称 社会福祉法人松寿苑
- 2 サービスの種類 認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護
- 3 事業所の名称 うえすぎ松寿苑デイサービスセンター
- 4 事業所の所在地 京都府綾部市上杉町花ノ木 2 番地 3
- 5 指定事業所番号 2 6 9 1 8 0 0 0 1 1
- 6 廃止の年月日 令和 2 年 3 月 3 1 日

綾部市告示第24号

次の指定地域密着型サービス事業者から介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、第78条の11の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月25日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 申請者の名称 社会福祉法人松寿苑
- 2 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
- 3 事業所の名称 グループホームうえすぎ
- 4 事業所の所在地 京都府綾部市上杉町花ノ木2番地3
- 5 指定事業所番号 2691800011
- 6 廃止の年月日 令和2年3月31日

綾部市告示第 2 5 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年度
土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次により縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧の場所 綾部市役所企画総務部税務課
- 2 縦覧の期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 1 日まで（日曜日、土曜日及
び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定す
る休日を除く。）
- 3 縦覧の時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市告示第 2 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 2 年度綾部市一般会計予算
- 2 令和 2 年度綾部市市立診療所等特別会計予算
- 3 令和 2 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計予算
- 4 令和 2 年度綾部市国民健康保険特別会計予算
- 5 令和 2 年度綾部市介護保険特別会計予算
- 6 令和 2 年度綾部市後期高齢者医療特別会計予算
- 7 令和 2 年度綾部市駐車場特別会計予算
- 8 令和 2 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計予算
- 9 令和 2 年度綾部市上水道事業会計予算
- 1 0 令和 2 年度綾部市下水道事業会計予算
- 1 1 令和 2 年度綾部市病院事業会計予算
- 1 2 令和元年度綾部市一般会計補正予算（第 5 号）
- 1 3 令和元年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 4 令和元年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 5 令和元年度綾部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 6 令和元年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 7 令和元年度綾部市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 1 8 令和元年度綾部市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 1 9 令和元年度綾部市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（以下揭示済）

綾部市告示第 27 号

綾部市介護職員研修受講支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市介護職員研修受講支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市内の介護事業所等に従事しようとする人材の確保及び介護職員のキャリアアップを図り、介護事業所等における運営の安定と介護技術の向上を支援するため、予算の範囲内において綾部市介護職員研修受講支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 初任者研修 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項の介護職員初任者研修課程をいう。
- (2) 実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 2 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が行う介護福祉士として必要な知識及び技能を習得することを目的とした研修をいう。
- (3) 介護事業所等 市内に所在する介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所をいう。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当する者に係る初任者研修又は実務者研修（以下「介護職員研修」という。）の受講料とする。

- (1) 介護職員研修受講開始時点において介護事業所等に勤務している介護職員で、介護職員研修を修了後も引き続き 3 か月以上勤務した者（以下「研修受講職員」という。）
- (2) 介護職員研修を修了後、3 か月以内に介護職員として介護事業所等に就職（他の介護事業所等からの異動又は転職を除く。）し、引き続き 3 か月以上勤務した者（以下「研修受講者」という。）

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。ただし、本事業と同趣旨の事業による補助金等の交付を受けている、受けた、又は受ける予定である者は、補助対象者とししない。

- (1) 研修受講職員に係る受講料を支払った（当該受講料相当額の全額を補填した、又は補填する予定である場合を含む。）介護事業所等を運営する法人
- (2) 介護職員研修の受講料を支払った（当該受講料相当額の一部について介護事業所等を運営する法人の補填を受けた、又は受ける予定である場合を含む。）研修受講職員
- (3) 介護職員研修の受講料を支払った研修受講者

2 研修受講職員及び研修受講者のいずれも補助金の申請時点において正職員（正規雇用の者で、雇用期間を限定することなく雇用されている者。以下「正職員」という。）であること。

（補助金の額）

第5条 第3条の経費に対する補助金の額は、研修受講職員又は研修受講者1人につき、当該経費の2分の1又は10万円のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、研修受講職員が前条第1項第2号の補填を受けた、又は受ける予定である場合において、当該補填額（補填予定額を含む。）と前項の補助金の額の合計額が、当該研修受講職員が支払った受講料の額を超えるときは、当該補助金の額から当該超過額を差し引いた額を補助金の額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市介護職員研修受講支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める期間に市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第1項第1号又は第2号に規定する補助対象者 研修受講職員が介護職員研修を修了した日後3か月を経過した日から1年以内
- (2) 第4条第1項第3号に規定する補助対象者 補助対象者が介護事業所等に就職した日後3か月を経過した日から1年以内

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、綾部市介護職員研修受講支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の内容に変更が生じたときは、綾部市介護職員研修受講支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めたとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にお

いて、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 3 市長は、前2項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に介護職員研修を修了する者に係る受講料から適用する。

様式第 1 号（その 1 個人用）（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所
氏名

㊞

綾部市介護職員研修受講支援事業補助金交付申請書（個人用）

綾部市介護職員研修受講支援事業補助金の交付を受けたいので、綾部市介護職員研修受講支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- （1）研修受講職員又は研修受講者が受講料を支払ったことが確認できる書類（研修実施機関が発行した領収書の写し等）
- （2）研修を修了したことを証明する書類（研修実施機関が交付した研修修了証明書の写し等）
- （3）事業説明書 別紙 1－1（その 1 個人用）のとおりに

3 事業所証明欄（現在お勤めの事業所がご記入ください。）

氏 名	採用年月日	勤 務 先
	年 月 日	円
受講研修名		受講料補填
		有・予定（ 円）／ 無

上記の者を 年 月 日から採用し、現在正職員として勤務していることを証明します。

年 月 日

法 人 所 在 地

法 人 名

代表者役職・氏名

⑩

別紙 1 - 1 (その 1 個人用)

綾部市介護職員研修受講支援事業説明書 (個人用)

1 申請者

氏 名		生年月日	
住 所			
電話番号			
勤 務 先			

2 受講した研修

受講研修名			
実施機関名			
研 修 期 間	年	月	日

3 申請額

①受 講 料	円
②受 講 料 の 1 / 2 の 額	円
③事業主による受講料の 一 部 補 填 の 有 無	有 ・ 予 定 / 無 有・予定の場合 円
④申請額 (上限 1 0 万円)	円 (①受講料の 1 / 2 の額と 1 0 万円を比較し、少ない方の額を記載してください。ただし、その額と③の額の合計が①を超える場合は、超過額を差し引いた額を記載してください。 ※①受講料－③補填額が④申請額の上限です。)
⑤別 事 業 に よ る 補 助 金 等 の 有 無	有 ・ 無 有の場合 名称 () 円

様式第 1 号（その 2 法人用）（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 法 人 所 在 地
法 人 名
代表者役職・氏名

㊞

綾部市介護職員研修受講支援事業補助金交付申請書（法人用）

綾部市介護職員研修受講支援事業補助金の交付を受けたいので、綾部市介護職員研修受講支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - （1）研修受講職員又は法人が受講料を支払ったことが確認できる書類（研修実施機関が発行した領収書の写し等）
 - （2）研修受講職員が支払った受講料相当額の全額を法人が補填した場合、研修受講職員の受領書の写し等
 - （3）研修を修了したことを証明する書類（研修実施機関が交付した研修修了証明書の写し等）
 - （4）事業説明書 別紙 1－1（その 2 法人用）のとおりに

3 事業所証明欄

番号	氏 名	採用年月日	勤 務 先	受講研修名
1		年 月 日		
2		年 月 日		
3		年 月 日		
4		年 月 日		
5		年 月 日		
6		年 月 日		
7		年 月 日		
8		年 月 日		
9		年 月 日		
1 0		年 月 日		
1 1		年 月 日		
1 2		年 月 日		
1 3		年 月 日		
1 4		年 月 日		
1 5		年 月 日		

上記のとおり採用し、現在正職員として勤務していることを証明します。

年 月 日

法 人 所 在 地
法 人 名
代表者役職・氏名

印

別紙 1 - 1 (その 2 法人用)

綾部市介護職員研修受講支援事業説明書 (法人用)

1 対象職員一覧

番号	氏 名	受講研修名	受講料×1／2 (上限 10 万円)	勤 務 先
1			円	
2			円	
3			円	
4			円	
5			円	
6			円	
7			円	
8			円	
9			円	
10			円	
11			円	
12			円	
13			円	
14			円	
15			円	
合計			円	

※詳細は別添のとおり

別添
番号

1 研修受講職員

氏 名		生年月日	
勤 務 先			

2 受講した研修

受講研修名	
実施機関名	
研 修 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

3 申請額

①受 講 料	円
②受 講 料 の 1 / 2	円
③申請額（上限10万円）	円 (①受講料の1/2の額と10万円を比較し、少ない方の額を記載してください。)
④別 事 業 に よ る 補 助 金 等 の 有 無	有 ・ 無 有の場合 名称 () 円

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市介護職員研修受講支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった綾部市介護職員研修受講支援事業補助金については、下記のとおり決定しましたので綾部市介護職員研修受講支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、通知します。

記

交 付	補助金交付決定額 円
不 交 付	（理由）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、綾部市長に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（その 1 個人用）（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所
氏名

㊞

綾部市介護職員研修受講支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた綾部市介護職員
研修受講支援事業補助金の申請内容を変更したいので、綾部市介護職員研修受講支援事業
補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 既交付決定額 円

4 変更交付申請額 円

5 添付書類 変更内容が確認できる書類

様式第 3 号（その 2 法人用）（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 法 人 所 在 地
法 人 名
代表者役職・氏名

㊞

綾部市介護職員研修受講支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた綾部市介護職員
研修受講支援事業補助金の申請内容を変更したいので、綾部市介護職員研修受講支援事業
補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 既交付決定額 円

4 変更交付申請額 円

5 添付書類 変更内容が確認できる書類

綾部市告示第 28 号

綾部市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 10 条の 2 の規定及び市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（平成 29 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国支援拠点設置運営要綱」という。）に基づき、子ども（満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）及びその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）並びに妊産婦等の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うために市が設置する拠点（以下「支援拠点」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 支援拠点の実施主体は、綾部市とし、その所管は、児童福祉担当課とする。

(対象者)

第 3 条 支援拠点の業務対象者は、市内に居住するすべての子ども及びその家庭並びに妊産婦等とする。

(業務内容)

第 4 条 支援拠点の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 国支援拠点設置運営要綱 4 の (1) に規定する子ども家庭支援全般に係る業務
- (2) 国支援拠点設置運営要綱 4 の (2) に規定する要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
- (3) 国支援拠点設置運営要綱 4 の (3) に規定する関係機関との連絡調整業務
- (4) 国支援拠点設置運営要綱 4 の (4) に規定するその他の必要な支援業務

(職員の配置)

第 5 条 支援拠点の職員は、国支援拠点設置運営要綱に基づき配置するものとする。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 29 号

綾部市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用支援事業実施要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス
利用支援事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）（令和 2 年 2 月 28 日付元文科初第 1585 号文部科学事務次官通知）に基づき実施される小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の一斉臨時休業に伴い、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 4 号に定める放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）を利用した際の利用料相当額を助成することにより、利用者の負担軽減を図ることを目的とする。

(対象利用料等)

第 2 条 助成の対象となる利用料は令和 2 年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に利用した放課後等デイサービスに係る利用料（実費負担額を除く。）とする。

2 助成金の額は、前項の利用料とする。

(事業の実施方法)

第 3 条 放課後等デイサービスの提供事業者は、当該放課後等デイサービスの利用者に前条第 1 項に規定する利用料の支払いを求めないものとし、市長は、当該利用料を当該事業者に助成することにより事業を実施するものとする。

2 前項の助成を受けるにあたり、放課後等デイサービスの提供事業者は前項の利用者及び利用料を市長に報告するものとする。

(その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和 2 年 3 月 27 日から施行し、令和 2 年 3 月 1 日から適用する。
- 2 この告示は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

綾部市告示第 3 0 号

綾部市骨髓移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市骨髓移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、骨髓移植、化学療法等の医療行為（以下「骨髓移植等」という。）により、接種済みの定期予防接種（予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項で定める定期の予防接種をいう。以下同じ。）の効果が期待できず、当該定期予防接種の再接種（以下「再接種」という。）が必要であると医師に判断された者に対し、再接種に要する費用の全部又は一部を、予算の範囲内において助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者等)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髓移植等により接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断されていること。
- (2) 前号の事由により再接種を受けようとしていること。
- (3) 第 5 条の規定による認定申請日、再接種を受ける日及び第 8 条第 1 項の規定による交付申請日において本市に住所を有していること。
- (4) 再接種日において 2 0 歳未満であること。
- (5) 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則（昭和 3 3 年厚生省令第 2 7 号。以下「実施規則」という。）の規定に適合するものであること。

2 再接種に係る医療機関は、日本国内にあるものに限る。

(再接種の種類)

第 3 条 助成の対象となる再接種は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、第 1 0 条に規定する助成金の交付を受けた対象者が、再度、同一ワクチンについて第 6 条に規定する綾部市骨髓移植後等の予防接種再接種費助成対象認定通知書に記載した接種回数を超えて受けた再接種については、助成対象としない。

- (1) 法第 2 条第 2 項に規定する A 類疾病に係るものであること。
- (2) 使用するワクチンが、実施規則の規定に適合するものであること。
- (3) 医師が必要と認めるものであること。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、当該再接種に要した経費とし、再接種日の属する年度における予防接種委託契約の単価を上限とする。ただし、次に掲げる経費は含まないものとする。

- (1) 骨髄移植等により抗体価が消失し、又は低下したことを確認するために実施する抗体検査に要する経費
- (2) 再接種が必要である旨の医師意見書作成に要する経費
- (3) 前2号又は再接種のために医療機関を受診する際の交通費
(助成対象認定申請)

第5条 助成を受けようとする対象者又はその保護者（以下「認定申請者」という。）は、当該対象者が再接種を受ける前にあらかじめ綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成対象認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、助成の対象であることについて認定を受けなければならない。

- (1) 綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業に係る医師意見書（様式第2号）
- (2) 母子健康手帳（骨髄移植その他の理由が生じる以前の定期予防接種の履歴が確認できるもの）又は当該履歴が確認できる書類の写し
(認定決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成対象認定通知書（様式第3号）又は綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成対象不認定通知書（様式第4号）により認定申請者に通知するものとする。

（実施方法）

第7条 第5条の認定を受けた対象者（以下「認定者」という。）は、医療機関において再接種を受け、当該再接種費用の実費を当該医療機関に支払うものとする。

（交付申請）

第8条 認定者又はその保護者（以下「交付申請者」という。）は、綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成金交付申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 再接種費用に係る領収書（被接種者の氏名、再接種の種類、再接種を受けた日、金額及び医療機関名が記載されているもの）
- (2) 再接種の内容が記録されている書類（母子健康手帳の写し等）

2 前項の申請は、再接種を受けた年度内に提出しなければならない。

（助成金の交付決定等）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成金交付決定通知書（様式第6号）又は綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成金不交付決定通知書（様式第7号）により、交付申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第10条 前条の交付決定を受けた者は、市長に請求書を提出するものとし、市長はこれに基づき速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第 1 1 条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(実施上の留意事項)

第 1 2 条 本要綱の実施に当たっては、申請者のプライバシーの保護について、十分留意しなければならない。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成対象認定申請書

年 月 日

綾部市長 様

申請者氏名（保護者等）㊟

住所

接種対象者との続柄

電話番号

綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業実施要綱第 5 条の規定に基づき、助成の対象認定を申請します。

ふ り が な	
要 再 接 種 者 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
接 種 予 定 医 療 機 関	医療機関名
	所 在 地
	電 話 番 号

申請者確認書類：運転免許証・健康保険証・その他（ ）

※ 添付書類

- 1 綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業に係る医師意見書（様式第 2 号）
- 2 母子健康手帳（骨髄移植その他の理由が生じる以前の定期予防接種の履歴が確認できるもの）又は当該履歴が確認できる書類の写し

様式第2号（第5条関係）

綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業に係る医師意見書

骨髄移植後等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の抗体を失った下記の者について、この度、予防接種の再接種が可能な状態と認められると判断します。

なお、再接種の必要性及び副反応については十分に説明し、対象者又は保護者も了承しています。

要再接種者氏名		生 年 月 日	
住 所			
接種済みの定期 予防接種の効果が 期待できないと判断する理由 及び治療の経過等	※疾病の名称その他必要な情報を記入してください。 （疾病の名称） （治療の経過） ①骨髄移植を受けた日 年 月 日 ②GVHDの有無 ③免疫抑制剤の使用状況 ④その他特記事項		
再接種を行う 予防接種の種類			
接 種 予 定 医 療 機 関	医療機関名 所 在 地 電 話 番 号		
医療機関名 所 在 地 電 話 番 号		記載年月日	年 月 日
		医師氏名	㊟

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成対象認定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成対象認定申請について、綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業実施要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

認 定 日	年 月 日
ふ り が な	
要再接種者氏名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
予防接種の種類 と 接 種 回 数	

※ 本認定の有効期限は、認定日以降の最初の 3 月 3 1 日までとなります。

様式第 4 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成対象不認定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成対象認定申請について、下記のとおり認定しないことを決定しましたので、綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業実施要綱第 6 条の規定に基づき通知します。

記

要再接種者氏名

不認定の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 5 号（第 8 条関係）

綾部市骨髓移植後等の予防接種再接種費助成金交付申請書

年 月 日 綾部市長 様 申請者 住 所 氏 名 ㊦ （続柄 ） 電話番号 下記のとおり、予防接種再接種費助成金の交付を申請します。				
被接種者住所				
ふ り が な 被接種者氏名		生 年 月 日		年 月 日
接 種 日	予防接種の種類	回数	接種に要した費用	接種医療機関
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	

※ 添付書類

- 1 再接種費用に係る領収書（被接種者の氏名、再接種の種類、再接種を受けた日、金額及び医療機関名が記載されているもの）
- 2 再接種の内容が記録されている書類（母子健康手帳の写し等）

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市骨髓移植後等の予防接種再接種費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました予防接種再接種費助成金について、下記のとおり決定しましたので、綾部市骨髓移植後等の予防接種再接種費助成事業実施要綱第 9 条の規定に基づき交付決定しましたので通知します。

記

被接種者氏名

交付対象となる予防接種

交付決定額 円

※ 虚偽その他の不正な手段により交付を受けた場合、本市が交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

様式第 7 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました予防接種再接種費助成金について、綾部市骨髄移植後等の予防接種費助成事業実施要綱第 9 条の規定に基づき下記のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

記

被接種者氏名

不交付の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第 3 1 号

綾部市新型コロナウイルス緊急補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市新型コロナウイルス緊急補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、売上げが減少するなど、業況が悪化している中小企業者等を支援するため、予算の範囲内において、京都府による新型コロナウイルス対応緊急資金等の制度融資利用時に必要となる信用保証料（以下「信用保証料」という。）の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象信用保証料)

第 2 条 補助金の交付対象となる信用保証料は、次に掲げる保証制度に係る信用保証料とする。

(1) セーフティネット保証 4 号

(2) セーフティネット保証 5 号

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 前条の保証制度に基づき特定中小企業者である旨の市長の認定を受けて京都信用保証協会の保証付き制度融資を利用して運転資金の融資を受けた者

(2) 市税の滞納がない者

(3) この要綱による補助を受けたことがない者

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、第 2 条に規定する信用保証料の額の範囲内の額とする。

2 補助金の額は、1 事業者につき 4 0 万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、第 3 条第 1 号の制度融資に基づく貸付実行日（以下「貸付実行日」という。）の翌月末までに綾部市新型コロナウイルス緊急補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市新型コロナウイルス緊急補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が貸付実行日から1年以内に繰り上げ返済等により信用保証料の返戻を受けた場合において、返戻後の信用保証料の額が交付決定額を下回るときは、その差額の返還を命じることができる。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、令和2年4月1日から施行し、同年2月18日以後に発生した信用保証料に係る申請から適用する。

2 この告示は、令和2年10月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者（会社名及び代表名）

所在地

名 称

氏 名

㊞

綾部市新型コロナウイルス緊急補助金交付申請書

綾部市新型コロナウイルス緊急補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、綾部市が綾部市新型コロナウイルス緊急補助金の交付決定に必要な市税の情報を利用することに同意します。

記

交付申請額 _____ 円

1 利用した対象保証制度（該当制度を丸印で囲んでください。）

- ・セーフティネット保証 4 号
- ・セーフティネット保証 5 号

2 融資内容

貸付実行日 年 月 日

貸付実行額 円

3 添付書類

- ・金融機関からの貸付実行額が確認できる書類
- ・京都信用保証協会に対する信用保証料の確認ができる書類
- ・承諾書（別紙）

別紙

承 諾 書

綾部市新型コロナウイルス緊急補助金交付要綱に基づく交付申請に当たり、交付対象となる借入金に係る情報について、綾部市へ提供することを承諾します。

年 月 日

(金融機関名)

御中

申請者（会社名及び代表名）

所在地

名 称

代表者

㊞

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市新型コロナウイルス緊急補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市新型コロナウイルス緊急補助金交付要綱に基づく補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市新型コロナウイルス緊急補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

ただし、貸付実行日から 1 年以内に繰り上げ返済等により信用保証料の額が交付決定額を下回った場合には、その差額を返還してください。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第 3 2 号

綾部市中山間地域等直接支払交付金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市中山間地域等直接支払交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 2 6 年法律第 7 8 号）に基づく中山間地域における水源のかん養機能、自然環境の保全機能等の多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 1 2 年 4 月 1 日付け 1 2 構改 B 第 3 8 号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。）に基づく事業を実施する協定に対し、予算の範囲内において交付金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の額)

第 2 条 交付金の額は、要領第 6 の 3 に規定する額とする。

(交付の申請)

第 3 条 交付金の交付を受けようとする協定の代表者（以下「代表者」という。）は、綾部市中山間地域等直接支払交付金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めたときは、綾部市中山間地域等直接支払交付金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、代表者に通知する。

(変更の承認申請)

第 5 条 代表者は、交付の決定を受けた後において、第 3 条の申請内容を変更しようとするときは、綾部市中山間地域等直接支払交付金変更承認申請書（様式第 3 号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

(交付金の概算払)

第 6 条 市長は、特に必要と認めたときは、交付決定額の全部又は一部について、交付金の概算払をすることができる。

2 交付金の概算払を受けようとする代表者は、綾部市中山間地域等直接支払交付金概算払請求書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 7 条 交付金の交付決定を受けた代表者は、当該事業完了後速やかに、綾部市中山間地域等直接支払交付金実績報告書（様式第 5 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しな

ければならない。

（証拠書類等の保管）

第 8 条 代表者は、交付金に関する書類を整備し、かつ、その用途等を帳簿及び領収書等で明らかにしておくとともに、交付金に係る関係書類を交付金の交付を受けた日が属する会計年度の翌年度から起算して 10 年間保管しなければならない。

（交付金の返還）

第 9 条 交付金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）当該事業の交付要件を満たさないことが判明した場合。

（２）当該事業の経理状況が不相当と認められるとき。

（３）交付金を目的外に使用したとき、若しくは不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。

（４）虚偽の申請その他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

（表面）

年 月 日

綾部市長 様

協 定 名

代表者住所

代表者氏名

㊞

綾部市中山間地域等直接支払交付金交付申請書

綾部市中山間地域等直接支払交付金の交付を受けたいので、綾部市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額

円

(裏面)
収支計算書

収入の部

区 分	予 算 額	明 細
交 付 金	円	
借 入 金	円	
前 年 度 繰 越 金	円	
前 年 度 積 立 繰 越	円	
地 元 負 担 金	円	
合 計	円	

支出の部

区 分	予 算 額	明 細
個 人 配 分	円	
共 同 取 組 活 動	円	
借 入 金 返 済	円	
繰 越 金	円	
積 立 金	円	
合 計	円	

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市中山間地域等直接支払交付金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市中山間地域等直接支払交付金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 4 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 5 条関係）

（表面）

年 月 日

綾部市長

様

協 定 名

代表者住所

代表者氏名

㊞

綾部市中山間地域等直接支払交付金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市中山間地域等直接支払交付金について、下記のとおり変更したいので、綾部市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更交付申請額 円
- 2 変更・中止の理由

(裏面)
収支計算書

収入の部

区 分	予 算 額	明 細
交 付 金	円	
借 入 金	円	
前 年 度 繰 越 金	円	
前 年 度 積 立 繰 越	円	
地 元 負 担 金	円	
合 計	円	

支出の部

区 分	予 算 額	明 細
個 人 配 分	円	
共 同 取 組 活 動	円	
借 入 金 返 済	円	
繰 越 金	円	
積 立 金	円	
合 計	円	

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

協 定 名

代表者住所

代表者氏名

⑨

綾部市中山間地域等直接支払交付金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市中山間地域等直接支払交付金の概算払を受けたいので、綾部市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 請求金額の内訳

年 月 日現在

区 分	交付決定額 ①	既 受 領 額 ②	請 求 額 ③		残 高 ①－（②＋③）
			金 額	交付決定額 に 占 め る 割 合	
中山間地域等 直接支払交付金	円	円	円	%	円

3 事業完了予定年月日 年 月 日

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

協 定 名

代表者住所

代表者氏名

㊞

綾部市中山間地域等直接支払交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市中山間地域等直接支払交付金について、綾部市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 7 条の規定により、実績を別紙のとおり報告します。

別紙

1 事業完了年月日 年 月 日

2 収支計算

収入の部

区 分	予 算 額	精 算 額	明 細
交 付 金	円	円	
借 入 金	円	円	
前 年 度 繰 越 金	円	円	
前 年 度 積 立 繰 越	円	円	
地 元 負 担 金	円	円	
合 計	円	円	

支出の部

区 分	予 算 額	精 算 額	明 細
個 人 配 分	円	円	
共 同 取 組 活 動	円	円	
借 入 金 返 済	円	円	
繰 越 金	円	円	
積 立 金	円	円	
合 計	円	円	

綾部市告示第 3 3 号

農業制度資金償還助成金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

農業制度資金償還助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、京都府が農業者に貸し付けた農業制度資金の償還金助成を行うにあたり、京都府が定める農業者経営復興特別支援資金等償還金助成事業実施要領及び京都府就農研修資金償還金助成事業実施要領に基づき、予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第 2 条 助成金の交付の対象となる事業は、別表に定める事業とする。

(助成金の交付申請)

第 3 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農業制度資金償還助成金交付申請書（様式第 1 号）又は京都府が定める助成金交付申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 4 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付を決定し、農業制度資金償還助成金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 5 条 市長は、助成金の交付申請を行った者が虚偽の申請その他の不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

補助対象事業	補助基準等
農業者経営復興特別支援資金等償還金助成事業	償還額の 2 / 3 以内
京都府就農研修資金償還金助成事業	償還額の 2 / 3 以内

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

㊞

農業制度資金償還助成金交付申請書

（ 年度 事業）

農業制度資金償還助成金交付要綱第 3 条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

交付申請額 円

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

農業制度資金償還助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日 付けで交付申請のありました農業制度資金償還助成金（年度 事業）につきましては、下記のとおり決定しましたので、農業制度資金償還助成金交付要綱第 4 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	（理由）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第 3 4 号

農林漁業振興補助金交付要綱（昭和 5 7 年綾部市告示第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表第 1 中

「

あやべふるさと作物育成事業		同一茶園で 3 年間 1 0 アールにつき	年 2 0, 0 0 0 円以内
就農支援資金償還金助成事業		償還金の 1 0 0 % 以内	
担い手養成実践農場 整備支援事業	研修用農地 整備事業	1 か所につき	1 0 0, 0 0 0 円以内
	研修用機械 等整備事業	研修者 1 人当たり 2 0, 0 0 0 円に研修月数 を乗じて得た額以内	
	研修用施設 整備事業	研修者 1 人当たり 5 0, 0 0 0 円に研修月数 を乗じて得た額以内	

を

」

「

あやべふるさと作物育成事業		同一茶園で 3 年間 1 0 アールにつき	年 2 0, 0 0 0 円以内
担い手養成実践農場 整備支援事業	研修用農地 整備事業	1 か所につき	1 0 0, 0 0 0 円以内
	研修用機械 等整備事業	研修者 1 人当たり 2 0, 0 0 0 円に研修月数 を乗じて得た額以内	
	研修用施設 整備事業	研修者 1 人当たり 5 0, 0 0 0 円に研修月数 を乗じて得た額以内	
地域営農継続支援 事業	地域後継者 確保支援事 業	補助対象経費の 3 分の 2 以内（上限額 1, 5 0 0, 0 0 0 円）	
	半農半 X 営 農活動支援 事業	小型農業用機械整備支 援事業	補助対象経費の 3 分 の 2 以内（上限額 1, 0 0 0, 0 0 0 円）
	耕作放棄地 再生・営農 条件整備支 援事業	補助対象経費の 1 0 分の 7 以内（上限額 7 0 0, 0 0 0 円）	

に、

「

」

あやべの米づくり支援事業	10アールにつき 5,000円以内		
中山間地域等直接支払事業	10アールにつき	田	急傾斜 21,000円 (80% 16,800円) 緩傾斜 8,000円 (80% 6,400円) 規模拡大 1,500円 土地利用調整 500円 小規模・高齢化集落支援 4,500円 法人設立 特定農業法人 1,000円 農業生産法人 600円
		畑	急傾斜 11,500円 (80% 9,200円) 緩傾斜 3,500円 (80% 2,800円) 規模拡大 500円 土地利用調整 500円 小規模・高齢化集落支援 1,800円 法人設立 特定農業法人 750円 農業生産法人 500円

を

「

あやべの米づくり支援事業	10アールにつき	5,000円以内
--------------	----------	----------

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市告示第 3 5 号

綾部市婚活支援事業費補助金交付要綱（平成 2 5 年綾部市告示第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

附則第 2 項中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この告示は、令和 2 年 3 月 2 7 日から施行する。

綾部市告示第 3 6 号

綾部市 U I ターン介護人材確保事業補助金交付要綱（平成 2 4 年綾部市告示第 1 3 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

題名中「U I ターン介護人材」を「U I ターン福祉人材」に改める。

第 1 条中「介護人材の確保」を「福祉人材の確保」に改め、「介護事業所」の次に「、障害福祉サービス事業所、障害児福祉サービス事業所又は保育所等（以下「介護事業所等」という。）」を加え、「U I ターン介護人材」を「U I ターン福祉人材」に改める。

第 2 条第 1 号中「介護事業所」を「介護事業所等」に改め、同条中第 6 号を第 9 号とし、第 3 号から第 5 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 3 号を加える。

（3）障害福祉サービス事業所等 サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 3 6 条第 1 項に規定するサービス事業所）、指定障害者支援施設（同法第 2 9 条に規定する障害者支援施設）、一般相談支援事業所（同法第 5 1 条の 1 9 第 1 項に規定する一般相談支援事業所）及び特定相談支援事業所（同法第 5 1 条の 2 0 第 1 項に規定する特定相談支援事業所）をいう。

（4）障害児福祉サービス事業所 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に基づく障害児通所支援事業所をいう。

（5）保育所等 保育所（児童福祉法第 3 9 条に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第 3 5 条第 4 項の許可を得ているもの）及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園）をいう。

第 3 条中「支払う者」の次に「（以下「家賃支払者」という。）」を加え、同条第 2 号を次のように改める。

（2）別表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者
第 3 条第 3 号を削る。

第 4 条第 1 項中「介護事業所」を「介護事業所等」に改める。

第 5 条、第 6 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条中「U I ターン介護人材」を「U I ターン福祉人材」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

様式第 1 号中「U I ターン介護人材」を「U I ターン福祉人材」に改め、「及び市税の納入状況」を削る。

様式第 2 号から様式第 4 号までの規定中「U I ターン介護人材」を「U I ターン福祉人材」に改める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

家賃支払者が介護事業所に就職した場合	看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員の資格を有する者又は介護職員実務者研修、介護職員初任者研修若しくは生活援助従事者研修修了者であって、平成24年4月1日以後に介護事業所に正職員として就職したもの
家賃支払者が障害福祉サービス事業所等に就職した場合	看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は相談支援専門員初任者研修、介護職員実務者研修、介護職員初任者研修若しくは生活援助従事者研修修了者であって、令和2年4月1日以後に障害福祉サービス事業所に正職員として就職したもの
家賃支払者が障害児福祉サービス事業所に就職した場合	看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、保育士又は児童指導員であって、令和2年4月1日以後に障害児福祉サービス事業所に正職員として就職したもの
家賃支払者が保育所等に就職した場合	保育士、保育教諭、管理栄養士、栄養士であって、令和2年4月1日以後に保育所等（公立園を除く。）に正職員として就職したもの

綾部市告示第 3 7 号

綾部市未熟児養育医療給付要綱（平成 2 5 年綾部市告示第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

別表を次のように改める。

別表（第 1 0 条関係）

徴収基準額表

階層 区分	世帯の階層（細）区分		1 人又は 2 人以上 の場合の 1 人目の 徴収基準月額	2 人目以降の徴 収基準月額
A	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受給世帯		0 円	0 円
B	A 階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		2, 6 0 0 円	2 6 0 円
C	A 階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のための課税世帯		5, 4 0 0 円	5 4 0 円
D 1	A 階層、 B 階層及 び C 階層 を除き、 当該年度 分の市町 村民税課 税世帯	所得割の年額 1 5, 0 0 0 円以下	7, 9 0 0 円	7 9 0 円
D 2		1 5, 0 0 1 円以上 2 1, 0 0 0 円以下	1 0, 8 0 0 円	1, 0 8 0 円
D 3		2 1, 0 0 1 円以上 5 1, 0 0 0 円以下	1 6, 2 0 0 円	1, 6 2 0 円
D 4		5 1, 0 0 1 円以上 8 7, 0 0 0 円以下	2 2, 4 0 0 円	2, 2 4 0 円
D 5		8 7, 0 0 1 円以上 1 7 1, 3 0 0 円以下	3 4, 8 0 0 円	3, 4 8 0 円
D 6		1 7 1, 3 0 1 円以上 2 5 2, 1 0 0 円以下	4 9, 4 0 0 円	4, 9 4 0 円

D 7	2 5 2, 1 0 1 円以上 3 4 2, 1 0 0 円以下	6 5, 0 0 0 円	6, 5 0 0 円
D 8	3 4 2, 1 0 1 円以上 4 5 0, 1 0 0 円以下	8 2, 4 0 0 円	8, 2 4 0 円
D 9	4 5 0, 1 0 1 円以上 5 7 9, 0 0 0 円以下	1 0 2, 0 0 0 円	1 0, 2 0 0 円
D 1 0	5 7 9, 0 0 1 円以上 7 0 0, 9 0 0 円以下	1 2 3, 4 0 0 円	1 2, 3 4 0 円
D 1 1	7 0 0, 9 0 1 円以上 8 4 9, 0 0 0 円以下	1 4 7, 0 0 0 円	1 4, 7 0 0 円
D 1 2	8 4 9, 0 0 1 円以上 1, 0 4 1, 0 0 0 円以下	1 7 2, 5 0 0 円	1 7, 2 5 0 円
D 1 3	1, 0 4 1, 0 0 1 円以上 1, 2 2 2, 5 0 0 円以下	1 9 9, 9 0 0 円	1 9, 9 9 0 円
D 1 4	1, 2 2 2, 5 0 1 円以上 1, 4 2 3, 5 0 0 円以下	2 2 9, 4 0 0 円	2 2, 9 4 0 円
D 1 5	1, 4 2 3, 5 0 1 円以上	全額	左の徴収基準月 額の 1 0 パーセ ント。 ただし、その額 が 2 6, 3 0 0 円 に満たない場合 は、2 6, 3 0 0 円
備考	1 階層区分の認定 (1) 認定の原則 階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべての者の市町村民税所得割の額の合算額に基づいて行うものとする。 (2) 用語の定義 ア この表において、「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする世帯をいい、当該児童と扶養義務者が世帯を一にしていなくても適当と認められる場合を含むものとする。 イ この表において、「扶養義務者」とは、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 7 7 条に規定する扶養義務者（ただし、就学児童、乳幼児等 1 8 歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）をいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者のほ		

かは、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ この表において、「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

エ この表において、「全額」とは、当該児童の措置に要した費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた残りの額をいう。

2 徴収金額（月額）の決定の特例

- （1）同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合には、当該各児童につき、徴収金額（月額）を算定するものとする。この場合において、当該児童のうち、徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童についてはこの表に定める「2人目以降の徴収基準月額」により算定するものとする。
- （2）入院期間が1月未満のものについては、「徴収基準月額」につき、更に日割計算によって決定する。ただし、D15階層に属する世帯については、この限りでない。

$$\text{徴収基準月額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$$

- （3）当該年度の市町村民税の課税状況が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は前年度の市町村民税によることとする。
- （4）所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- （5）児童に扶養義務者がいないときは、徴収金額（月額）の決定は行わないものとする。ただし、当該児童本人に市町村民税が課せられている場合は、本人に対し、扶養義務者に準じて徴収金額（月額）を決定するものとする。
- （6）災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、市長はその状況等を勘案して実情に即した取扱いをすることができる。
- （7）B階層に属する世帯のうち、保護者の申請に基づき特に困窮していると市長が認めた世帯については、A階層に属する世帯と同様の取扱いとする。

(8) 次のアからウまでのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1の(2)のウにおける所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、ア又はウに該当する場合にあっては26万円を、イに該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。

ア 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（イに掲げる者を除く。）

イ アに掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

ウ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

なお、上記のアからウまでのいずれかに該当する者は、その旨を記載した申請書（様式第12号）を提出するものとする。

様式第3号中

「

所	得
税	額

を

所	得
割	額

に、

(1) 生活保護（生活扶助のほか医療扶助等を受けている場合も含みます。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合、受給を証明する居住地の福祉事務所長の証明書

(2) (1) の場合を除いて本年度（不明のときは前年度）の市町村民税が課税されていないか免除になっている場合、市町村民税の非課税又は免除を証明する市町村長の証明書

(3) (1) 又は(2) の場合を除いて前年分（不明のときは前々年分）の所得税が課税されていない場合、所得税の非課税であることを証明する確定申告書の控又は所得税の

を

源泉徴収票及び市町村民税の課税に関する市町村長の証明書

(4) 前年分(不明のときは前々年分)の所得税が課税されている場合は、所得税の課税額について証明する確定申告書の控又は所得税の源泉徴収票

」

「

・生活保護(生活扶助のほか医療扶助等を受けている場合も含みます。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合、受給を証明する居住地の福祉事務所長の証明書

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和2年3月27日から施行し、令和元年12月27日以後の給付申請から適用する。

綾部市告示第 38 号

綾部市妊婦健康診査実施要綱（平成 9 年綾部市告示第 46 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 5 条第 1 項第 1 号中「14 枚」の次に「(多胎妊娠の場合は、20 枚)」を加え、同項第 7 号中「1 枚」を「4 枚 (多胎妊娠の場合は、7 枚)」に改める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 9 号

綾部市産後ケア事業実施要綱（平成 3 0 年綾部市告示第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 条各号列記以外の部分を次のように改める。

前項に規定する心身のケア、育児支援等は次のとおりとする。

第 4 条第 4 号中「沐浴」を「もく^{もく}浴」に改め、同条を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

事業の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 宿泊型 医療機関において、母及びその子を宿泊させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケア、育児支援等を実施するもの
- (2) デイサービス型 医療機関において、母及びその子を通所させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケア、育児支援等を実施するもの

第 5 条を次のように改める。

(利用期間)

第 5 条 事業の利用期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 宿泊型 利用開始時刻から 2 4 時間以内を 1 日とし、原則として 7 日以内
- (2) デイサービス型 利用開始時刻から 6 時間以内を 1 日とし、原則として 7 日以内

2 市長は、前項各号に規定する期間について、特に必要があると認めた場合は、期間を延長することができる。

第 8 条第 1 項を次のように改める。

前条の規定により当該事業の利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用を医療機関に直接支払わなければならない。

- (1) 宿泊型 1 日当たり 9, 0 0 0 円
- (2) デイサービス型 1 日当たり 4, 5 0 0 円

様式第 1 号中

「

希望する支援	
--------	--

を

」

「

希望する事業	☐ 宿泊型	☐ デイサービス型
--------	------------------------------	----------------------------------

に

改める。

様式第 2 号中

「

利用者負担額	☐ 無料
	☐ 1 日当たり 9, 0 0 0 円 ※ 負担費用は、利用終了時に医療機関に直接お支払い願います。

を

」

「

利用者負担額	☐ 無料
	☐ 宿泊型 1 日当たり 9, 0 0 0 円
	☐ デイサービス型 1 日当たり 4, 5 0 0 円
	※ 負担費用は、利用終了時に医療機関に直接お支払い願います。

に

」

改める。

様式第 3 号中

「

区 分	☐ 変更 ☐ 中止
-----	---

を

」

「

利 用 事 業	☐ 宿泊型 ☐ デイサービス型
区 分	☐ 変更 ☐ 中止

に

」

改める。

様式第 4 号中

「

利 用 者	氏 名	母		生年月日	母	年 月 日
		子			子	年 月 日
	住 所	母				
		子	☐ 母と同じ。			

理 由	
-----	--

を

」

「

利 用 者	氏 名	母		生年月日	母	年 月 日	
		子			子	年 月 日	
	住 所	母					
		子	☐ 母と同じ。				
利 用 事 業		☐ 宿泊型 ☐ デイサービス型					
理 由							

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 0 号

農林水産業間接補助事業補助金交付要綱（平成 2 4 年綾部市告示第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表農業経営の法人化等支援事業の項を削り、同表に次のように加える。

集落営農法人経営力強化事業	交付対象地 1 0 アール当たり 9 , 0 0 0 円
---------------	------------------------------

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 1 号

あやべ桜が丘団地新築促進補助金交付要綱（平成 2 3 年綾部市告示第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

附則第 2 項中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この告示は、令和 2 年 3 月 2 7 日から施行する。

綾部市告示第 4 3 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 1 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度
固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 4 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条及び第 1 0 条の規定に基づき、道路を次のように認定する。

なお、その関係図面は下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 2 年 3 月 3 1 日から令和 2 年 4 月 1 4 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1 4 5 1	高 津 西 地 線	高津町西地 3 9 番 4 高津町西地 3 5 番	

綾部市告示第 4 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 2 年 3 月 3 1 日から令和 2 年 4 月 1 4 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 決定する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
1 4 5 1	高 津 西 地 線	高津町西地 3 9 番 4 高津町西地 3 5 番	最大 5.69 最小 5.00	26.40

綾部市告示第 4 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月 3 1 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 2 年 3 月 3 1 日から令和 2 年 4 月 1 4 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
1 4 5 1	高 津 西 地 線	高津町西地 3 9 番 4	高津町西地 3 5 番

綾部市告示第 4 7 号

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成 9 年綾部市条例第 7 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度綾部市一般廃棄物処理計画を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 一般廃棄物処理計画の基本計画

廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

2 計画処理区域

綾部市全域を計画処理区域とする。

3 一般廃棄物の排出の状況

区 分	内 訳	数 量
ごみ関係	可 燃 ご み	7, 4 0 0 t
	不 燃 ご み	9 5 0 t
	資 源 物 (び ん)	2 8 0 t
	〃 (缶 類)	7 0 t
	〃 (ペットボトル)	9 0 t
	〃 (白 色 ト レ ー)	2 t
	〃 (衣 類)	1 8 0 t
	粗大ごみ	7 0 0 t
	家 電 4 品 目	6 0 件
	有害ごみ (乾電池・蛍光灯)	2 0 t
	泥	3 0 t
	計	9, 7 2 2 t
し尿関係	し 尿	6, 5 0 0 kl
	し尿浄化槽汚泥	1 3, 7 0 0 kl
	計	2 0, 2 0 0 kl

4 一般廃棄物の処理主体

区 分	内 訳	収 集 運 搬	中 間 処 理	最 終 処 分
ごみ関係	可 燃 ご み	綾部市 (委託)	綾部市 (直営・委託)	
	不 燃 ご み	綾部市 (委託)		綾部市 (直営・委託)
	資 源 物 (び ん)	綾部市 (委託)		綾部市 (売却・委託)
	〃 (缶 類)	綾部市 (委託)	綾部市 (委託)	綾部市 (売却)
	〃 (ペットボトル)	綾部市 (委託)	綾部市 (委託)	綾部市 (委託)
	〃 (白 色 ト レ ー)	綾部市 (委託)		綾部市 (委託)
	〃 (衣 類)	綾部市 (委託)	綾部市 (委託)	綾部市 (委託)
	粗大ごみ	綾部市 (直営)		綾部市 (直営・委託)
	家 電 4 品 目	綾部市 (直営)		製 造 業 者
	有害ごみ (乾電池・蛍光灯)	綾部市 (委託)		綾部市 (委託)
	泥	綾部市 (直営)		綾部市 (直営)
	有害鳥獣	福知山市 (直営)	福知山市 (直営)	綾部市 (直営・委託)
	野生動物	綾部市 (委託)	猪名川町 (委託)	綾部市 (直営・委託)
	事業系一般廃棄物	事 業 者	綾部市 (直営・委託)	
し尿関係	し 尿	綾部市 (委託)	綾部市 (委託)	綾部市 (直営・委託)
	浄 化 槽 汚 泥	許 可 業 者	綾部市 (委託)	綾部市 (直営・委託)

ごみ及びし尿の収集委託業者は、株式会社エフ・イーサービス及び早田グループ株式会社の 2 業者とする。

5 処理計画

【ごみ関係】

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

(ア) 分別収集の徹底

(イ) 地域集団回収の促進

イ 再資源化の数量及び方法

区 分	数 量	方 法
び ん	2 8 0 t	売却・処理委託
缶 類	7 0 t	売却
ペットボトル	9 0 t	売却・処理委託
白色トレイ	2 t	処理委託
衣 類	1 8 0 t	処理委託
集団回収	1, 0 0 0 t	各地域で実施
計	1, 6 2 2 t	

(2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数 量
可 燃 ご み	5, 4 0 0 t
不 燃 ご み	4 4 0 t
資 源 物 (び ん)	2 8 0 t
〃 (缶 類)	7 0 t
〃 (ペットボトル)	9 0 t
〃 (白色トレイ)	2 t
〃 (衣 類)	1 2 0 t
粗大ごみ	6 0 t
家 電 4 品 目	3 0 件
有害ごみ (乾電池・蛍光灯)	2 0 t
泥	3 0 t
計	6, 5 1 2 t

イ 収集区域の範囲及び収集回数

可 燃 ご み	別表 1	不 燃 ご み	別表 2
衣 類	別表 3	資 源 物	別表 4
有 害 ご み	別表 4	粗 大 ご み	別表 5
家 電 4 品 目	別表 5	泥	別表 6

ウ 収集の方法

可 燃 ご み	ステーション方式	不 燃 ご み	ステーション方式
衣 類	ステーション方式	資 源 物	ステーション方式
有 害 ご み	ステーション方式	粗 大 ご み	戸別収集方式
家 電 4 品 目	戸別収集方式	泥	戸別収集方式

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施 設 名	綾部市クリーンセンター
所 在 地	綾部市野田町須知山 1 1 0 番地の 1 0
型 式	固形燃料製造施設 可燃ごみ固形燃料化方式
公 称 能 力	固形燃料製造施設 5 0 t / 1 6 h

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数 量
株式会社 エフ・イーサービス	2, 7 0 0 t
早田グループ 株式会社	2, 7 0 0 t
直接搬入	2, 0 0 0 t
計	7, 4 0 0 t

ウ 製造するごみ固形燃料の量 4, 0 0 0 t

エ 搬出するごみ、固形燃料の搬出先等

搬出するごみ、固形燃料	搬 出 量	搬 出 先
ごみ固形燃料	4, 0 0 0 t	兵庫県姫路市
木 類	2 0 0 t	三重県伊賀市
布 団 類	1 0 0 t	三重県伊賀市
有害鳥獣	5 0 t	京都府福知山市
野生動物	4 t	兵庫県猪名川町
刈 草・街路樹	1 0 0 t	三重県伊賀市

(4) 最終処分計画

ア 最終処分場の概要

①処 分 場 名 綾部市最終処分場
 所 在 地 綾部市野田町須知山 1 1 0 番地の 1 0
 全 体 容 量 7 8, 0 0 0 m³
 残 余 容 量 5 0 0 m³

②処 分 場 名 綾部市第 2 最終処分場
 所 在 地 綾部市野田町須知山 3 3 番 1
 全 体 容 量 4 6, 0 0 0 m³
 残 余 容 量 4 1, 0 0 0 m³

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量及び年間埋立量

区 分		数 量
株式会社 エフ・イーサービス		2 2 0 t
早田グループ 株式会社		2 2 0 t
直 営	覆 土	5 0 0 t
	中間処理残渣	5 0 0 t
	汚泥残渣	7 0 t
	粗大ごみ	6 0 t
	泥	3 0 t
直 接 搬 入		5 1 0 t
福知山市（中間処理残渣）		5 t
年 間 埋 立 容 量		3, 5 0 0 m ³

ウ 埋立計画

埋立方法 セル方式

【し尿関係】

(1) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数	量
し 尿	6, 5 0 0	kl
浄 化 槽 汚 泥	1 3, 7 0 0	kl
計	2 0, 2 0 0	kl

イ 収集区域の範囲及び収集回数

し 尿 く み 取 り 別表 7～8
 浄 化 槽 汚 泥 綾部市全域随時

ウ 収集の方法

戸別収集方式

(2) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施 設 名 綾部市衛生公苑
 所 在 地 綾部市里町久田 2 1 番地の 1 7
 型 式 好気性消化処理方式
 公 称 能 力 6 0 kl／日

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数	量
株式会社エフ・イーサービス	1 0, 6 0 0	kl
早 田 グ ル ー プ 株 式 会 社	9, 6 0 0	kl
計	2 0, 2 0 0	kl

ウ 残渣の量及び処分方法

残 渣 の 量 6 0 m³
 処 分 方 法 埋立処分

【生活排水処理】

浄化槽で処理する区域及び人口

市内一円 6, 9 2 6 人

集落排水で処理する区域及び人口

西八田 東八田 物部東部 志賀郷 豊里東部 口上林 高槻 山家 吉美 物部 高谷
 地区
 4, 5 1 8 人

コミュニティ・プラントで処理をする区域及び人口

栗橋地区 9 8 人

下水道で処理する区域及び人口

中筋・綾部・吉美地区の一部 1 6, 2 4 0 人

【その他】

住民に対する広報・啓発活動

※ 年間の収集日程表及びごみ分別表（別紙 9）を各戸配布

6 処理計画適用開始期日

令和 2 年 4 月 1 日

別表1

1 可燃ごみ (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

曜日	収 集 地 域
月・木	山家地区 口上林地区 中上林地区 奥上林地区 寺町東 寺町西 上野町 上野団地 綾部合同宿舍 田野町 野田町 並松町 紫水ヶ丘
火・金	東本町 西本町 上町 本町4・5・6・7・8丁目 広小路 新広小路 宮代町 明知町 田町 新町 新宮町 幸通 駅前 月見町 天神町 南西町 北西町 中ノ町 川糸町 綾中町 若松町 西町団地 西新町 青野町 弥生団地 井倉新町団地 東・中・西神宮寺 相生町 グランブルー 味方町 市役所

【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】

曜日	収 集 地 域
月・木	物部地区 志賀郷地区 豊里地区 吉美地区 井倉町 プレシアス 七百石(大谷)
火・金	東八田地区 西八田地区 中筋地区

【収集委託業者 早田グループ(株)】

年末特別収集日
 月・木コース 12月30日(水)
 火・金コース 12月29日(火)

別表2

2 不燃ごみ

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集 地 域
												Aエリア 奥上林地区 山家地区 寺町東 寺町西 田野町 上野町 上野団地 綾部合同宿舎 田町 新宮町 新町 東・中・西神宮寺 月見町 西町団地 紫水ヶ丘 並松町 野田町 味方町
												Bエリア 中上林地区 口上林地区 川糸町 東本町 西本町 上町 本町4・5・6・7・8丁目 明知町 北西町 南西町 若松町 中ノ町 西新町 天神町 幸通 広小路 新広小路 相生町 宮代町 駅前 青野町 弥生団地 井倉新町団地 綾中町 グランブルー 市役所
15	27	24	22	19	16	21	18	16	20	17	17	

【収集委託業者 (株)エフ・イー・サービス】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集 地 域
												Aエリア 吉美地区 豊里地区 物部地区 志賀郷地区 井倉町 プレシアス 七百石(大谷)
												Bエリア 東八田地区 西八田地区 中筋地区
15	27	24	22	19	16	21	18	16	20	17	17	

【収集委託業者 早田グループ(株)】

別表3

3 衣類収集

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地	区域
												Aエリア	奥上林地区 山家地区
8	20	17	15	12	9	14	11	9	13	10	10	寺町東 寺町西 田野町 上野町 上野団地 綾部合同宿舎 田町 新宮町 新町 東・中・西神宮寺 月見町 西町団地 紫水ヶ丘 並松町 野田町 味方町	
												Bエリア	中上林地区 口上林地区
22	6月3日	7月1日	29	26	23	28	25	23	27	24	24	川糸町 東本町 西本町 上町 本町4・5・6・7・8丁目 明知町 北西町 南西町 若松町 中ノ町 西新町 天神町 幸通 広小路 新広小路 相生町 宮代町 駅前 青野町 弥生団地 井倉新町団地 綾中町 グランブルー	

【収集委託業者 (株)エフ・イー・サービス】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地	区域
												Aエリア	吉美地区 豊里地区 物部地区 志賀郷地区
8	20	17	15	12	9	14	11	9	13	10	10	井倉町 プレシマス 七百石(大谷)	
												Bエリア	東八田地区 西八田地区 中筋地区
22	6月3日	7月1日	29	26	23	28	25	23	27	24	24		

【収集委託業者 早田グループ(株)】

別表4

4 資源及び有害ごみ

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域及び業者名	
												【収集委託業者(株)エフ・イー・サー・ビス】	【収集委託業者 早田グループ(株)】
1	1	4	2	4	3	2	10月30日	1	5	2	4	上町 東本町 西本町 本町4・5・6・7・8丁目 明知町 宮代町	井倉町 プレシアス タ陽ヶ丘
2	8	5	3	5	4	6	4	2	6	3	5	相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 西町団地	高津町 岡町
3	12	9	7	6	8	7	5	3	7	4	9	青野町	大島町東 大島町中 大島町西 鳥ヶ坪
7	13	10	8	7	10	8	6	4	8	5	11	綾中町 川糸町 野田町 並松町 グランブルー	延町 上延町 安場町
9	14	11	9	11	11	9	10	8	12	9	12	弥生団地 井倉新町団地 北西町 南西町 駅前 新町 田町 新宮町	上位田 中位田 下位田 旭ヶ丘 栗上 栗橋 栗揚
10	15	12	10	18	15	13	12	10	14	12	16	月見町 東・中・西神宮寺	栗町 豊里 小西 石原 小貝 湯殿 私市東 私市
14	19	16	14	19	16	15	13	11	15	16	17	上野町 田野町 綾部合同宿舎 上野団地	館 今田 高谷 上市 岸田 西坂 白道路
15	21	18	16	20	17	16	17	15	19	17	18	若松町 寺町東 寺町西 市役所	志賀郷地区全域 七百石(大谷)
16	22	19	17	21	18	20	18	16	20	18	19	奥上林地区全域 弓削 大町	岡倉 栗町(大谷・大野) 大畠 鍛冶屋 中 日向 本城奥 下市 須波伎 新庄
17	26	23	21	25	24	21	19	17	21	19	23	第一区 石橋 馬場 山田 竹原 瀬尾谷 片山 旭町 大町(大杉) 遊里 清水 睦志 辻 水梨 市野瀬 市志	有岡町 里町 多田町 高倉町 小呂町 星原町
21	27	24	22	27	25	22	20	18	22	25	25	浅原 小田 西屋 神谷 日置谷 殿 引地 眞野 寺町 東山町 鷹栖町(奈留)	上八田 七百石(大日) 中筋 岡安 洲垣
23	28	25	28	28	29	23	24	22	26	26	26	西原町 鷹栖町(長瀬) 口上林地区全域	中山 安国寺 新町 中町 上町 鐘鉢場 高槻 大石 愛宕 七百石
24	29	26	30	9月1日	30	27	26	24	28	3月2日	30	橋上町 広瀬町 釜輪町 戸奈瀬町 上原町 下原町 下替地町 和木町 鷹栖町	内谷 大野 延近 門 久保 施福寺 小嶋 黒谷 八代 下八田 あやべ台
28	6月2日	30	31	9月2日	10月1日	29	27	25	29	3月3日	31	紫水ヶ丘 味方町	鳥居野 野瀬 下村 中川原 大又 見内 桜が丘一丁目 桜が丘二丁目

別表5

5 粗大ごみ

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

4月10日	6月26日	上町、東本町、西本町、本町4・5・6・7・8丁目、明知町、宮代町、相生町、幸通、中ノ町、広小路
9月25日	12月11日	新広小路、西新町、天神町、西町団地、紫水ヶ丘、味方町
4月17日	7月3日	グランブルー、青野町、綾中町、川糸町、野田町、並松町、井倉町、プレシマス
10月2日	12月18日	
4月24日	7月10日	弥生団地、井倉新町団地、北西町、南西町、駅前、新町、田町、新宮町、月見町、東・中・西神宮寺
10月9日	12月25日	上野町、田野町、綾部合同宿舎、上野団地、若松町、寺町東、寺町西
5月1日	7月17日	中筋1地区(大島町東、大島町中、大島町西、高津町)
10月16日	2月5日	
5月8日	7月31日	中筋2地区(岡町、延町、鳥ヶ坪、上延町、安場町、夕陽ヶ丘)
10月23日	2月12日	
5月15日	8月7日	豊里地区全域
10月30日	2月19日	
5月22日	8月21日	物部地区全域 志賀郷地区全域
11月6日	2月26日	
5月29日	8月28日	吉美地区全域 西八田地区全域
11月13日	3月5日	
6月5日	9月4日	東八田地区全域
11月20日	3月12日	
6月12日	9月11日	山家地区全域 口上林地区全域
11月27日	3月19日	
6月19日	9月18日	中上林地区全域 奥上林地区全域
12月4日	3月26日	

別表6

6 泥（収集地域 綾部地区及び中筋地区）

（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
綾部地区1	13	11	8	13	3	14	12	9	14	12	8	8
綾部地区2	27	25	22	27	24	28	26	24	21	25	22	22

綾部地区1	並松町 上町 東本町 西本町 寺町東 寺町西 上野町 上野団地 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 野田町 南西町 北西町 川糸町 綾中町 若松町 西町 西町団地 田町 新町 新宮町 青野町 弥生団地 井倉新町 井倉新町団地 グランブルー 味方町 紫水ヶ丘
-------	---

綾部地区2	本町4・5・6・7・8丁目 広小路 新広小路 宮代町 明知町 幸通 駅前 月見町 天神町 中ノ町 西新町 東・中・西神宮寺 相生町 井倉町 プレシアス 中筋地区全域
-------	---

綾部地区1は西町、田町を含む西町筋から東側の地域
綾部地区2は西町、田町を含まない西町筋から西側の地域

令和2年度 エフ・イサーサービスし尿収集日程表

別表7

(第一地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域
2	8	2	2	4	2	2	4	2	5	2	2	野田町、並松町 上町、寺町東
7	12	5	3	5	3	6	5	3	6	3	3	庄小路、新庄小路、田町 西神宮寺、西本町、中神宮寺 相定町、本町7・8丁目
8	13	9	7	6	4	7	6	4	7	4	4	新宮町、新町、北西町 天神町、若松町、川糸町 横中町
9	14	10	8	7	8	8	10	8	13	5	9	本町4・5・6丁目、南西町 駅前、東神宮寺、中ノ町 幸通、西新町
10	15	11	9	12	9	13	11	9	14	9	10	宮代町、明和町、岡町、並町 上延町、夕陽ヶ丘、豊ヶ丘
14	20	12	10	18	10	14	12	10	15	10	11	井手町、張生田地 大島町、高津町、安福町
15	21	16	14	19	15	15	17	11	19	12	16	青野町
16	22	17	15	20	16	21	18	15	20	16	17	寺町西
22	25	18	16	21	17	22	19	16	21	17	18	月見町、東本町 味方町(1組及び18組～21組)
23	26	24	27	26	25	26	20	17	22	18	24	味方町(2組～17組)
24	27	25	28	27	28	27	26	23	27	19	25	上野町、田野町
27	28	26	29	28	29	28	27	24	28	25	29	黒水ヶ丘(1組～7組)
28	29	29	30	31	30	29	30	25	29	26	30	黒水ヶ丘(8組～13組)
4月3日	6月3日	7月17日	8月13日	9月11日	10月9日	11月13日	12月18日	1月8日	3月5日			
17日	4日	22日	14日	18日	16日	23日	28日	12日	12日	12日	12日	
30日	19日	31日	26日	26日	23日	30日	28日	19日	19日	19日	19日	空き日
	30日											31日

(第二地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域
1	1	1	1	3	1	1	2	1	4	1	1	奥上林地区全域
6	7	8	6	11	7	5	9	7	12	8	8	口上林地区全域 中上林地区(一區、真野 浅原、小田、引地、西度)
13	11	15	13	17	14	12	16	14	18	15	15	中上林地区 (一區、真野、浅原、小田 引地、西度を除く)
20	18	22	20	24	23	19	24	21	25	22	22	山家地区(西原、旭町、和 木、下替地、上原、下原)
21	19	23	21	25	24	20	25	22	26	24	23	山家地区(広瀬、豊橋、美 山、横上、釜輪、戸荒瀬)

◎ お願い事項

1 くみ取券の取扱いは下記のことにご注意してください。

- (1) 事前に細かい単位(単位)の券を多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
- (2) 当日くみ取り付近のよく見える場所に、自治会名・組・氏名を必ず記入の上、出して下さい。
- (3) 券が出ない時は、くみ取りを行いませんので、ご注意ください。
- (4) くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取券はそれまでに必ず準備をしておいてください。
- (5) 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要となります。ご準備をお願いします。

2 随時くみ取りの申込み方法について

- (1) 第一地域の方は、日程表に基づき「随時」に随時市衛生公苑(田42-1500)へお申込みください。
- (2) 第二地域の方は、日程表に基づき「随時」に最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。

3 くみ取りの登録内容に変更が生じた場合

随時市衛生公苑(田42-1500) 市民・国保課戸籍住民担当(42-3280内線263)へ変更届を提出してください。

4 窓口業務時間について

土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで、随時市衛生公苑にお問い合わせください。

5 その他

- (1) 日程以外のくみ取りは特別な場合以外ではできませんので、ご注意ください。
- (2) 収集日当日は、作業道路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
- (3) バケツ1杯のきれいな水の準備をお願いします。
(ホース及びくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。)
- (4) 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。
- (5) 下水道、浄化槽、農業排水等への接続及び家屋の解体等により便槽の工事をされる場合は、最終くみ取り及び清掃を実施してください。

令和2年度 早田グループし尿収集日程表

別表8

(第一地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
10	14	10	9	12	10	13	11	10	13	9	11	栗上、栗町
13	15	11	10	13	11	14	12	11	14	10	12	栗橋、栗橋 栗町大谷、栗町大野
14	18	12	14	17	14	15	13	14	15	12	16	上、中、下位田、旭ヶ丘
20	22	19	20	21	18	21	19	18	21	18	22	鶴里
30	6/1	30	31	31	30	30	30	28	29	3/1	31	里町

(第二地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
1	1	2	1	3	1	1	2	1	4	1	2	延近、門、久保、扇屋野 小幡
2	7	3	2	4	2	2	4	2	5	2	3	中川原、下村、大久、見内 野瀬、下八田町
3	8	4	3	5	3	6	5	3	6	3	4	高根、黒谷、八代、大石 鹿嶋寺
7	11	5	6	6	4	7	6	4	7	4	5	中山、内谷、大野、栗岩
8	12	8	7	7	8	8	9	8	8	5	9	小西、鍛冶屋、中、日向 本郷殿
9	13	9	8	11	9	9	10	9	12	8	10	内久井、金河内、坊口 西方、仁和
15	19	16	15	18	15	16	16	15	18	15	17	関倉、池、今田、大島
16	20	17	16	19	16	19	17	16	19	16	18	岡安、洲道、中筋、七百石
17	21	18	17	20	17	20	18	17	20	17	19	志賀郷、志賀、向田 別所、篠田
21	25	22	21	24	23	22	20	21	22	19	23	西郷、新庄
22	26	23	22	25	24	23	24	22	25	22	24	安国寺、新町、中町 上町、緑峰場
23	27	24	28	26	25	27	25	23	26	24	25	清原町、多田野、小田町、黒崎町 黒崎、上八田
24	28	25	29	27	28	28	26	24	27	25	26	芝原、小沢、津島、私市、私市 須波、上八田
28	29	26	30	28	29	29	27	25	28	26	30	上町、下市 須波、岸田、白蓮路

3月8日
15日
29日

空き日

◎ お問い合わせ事項

- 1 くみ取券の取扱いは下記のことにご注意してください。
 - (1) 事前に細かい単位券を多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
 - (2) 当日くみ取り口付近のよく見える場所に、自治会名・組・氏名を必ず記入の上、出してください。
 - (3) 券が出ていない時は、くみ取りを行いませんので、ご注意ください。
 - (4) くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取券はそれまでに必ず準備をしておいてください。
 - (5) 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要となります。ご準備をお願いします。
- 2 随時くみ取りの申込み方法について
 - (1) 第一地域の方は、日程表に基づき1週間前までに綾部市衛生公苑（田42-1500）へお申込みください。
 - (2) 第二地域の方は、日程表に基づき1週間前までに最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。
- 3 くみ取りの登録内容に変更が生じた場合
綾部市衛生公苑（田42-1500）市民・国保課戸籍住民担当（42-3280内線263）へ変更届を提出してください。
- 4 窓口業務時間について
土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時から午後5時まで、綾部市衛生公苑にお問い合わせください。
- 5 その他
 - (1) 日程以外のくみ取りは特別な場合以外はできませんので、ご注意ください。
 - (2) 取集日当日は、作業道路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
 - (3) バケツ1杯のきれいな水の準備をお願いします。
（ホース及びくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。）
 - (4) 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。
 - (5) 下水道、浄化槽、農業集排水等への接続及び家屋の解体等により便槽の工事をされる場合は、最終くみ取り及び清掃を実施してください。

綾部市クリーンセンター
綾部市野田町須知山110-10
☎(0773)42-1489

● 火葬のみの場合	2,095円
● 収骨される場合	4,191円

綾部市告示第 4 9 号

くらしの資金償還金の収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項及び綾部市会計規則第 3 3 条第 2 項（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の規定に基づき告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 7 0 0 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 6 番 7 号
国分グローサースチェーン株式会社	東京都江東区木場 5 - 1 0 - 1 1
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南 1 丁目 8 番 2 7 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町 3 丁目 1 0 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1 丁目 1 1 番 2 号

2 委託の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 5 0 号

綾部市要保護者入院患者介護経費援助費支給要綱（昭和 5 5 年綾部市告示第 1 号）は、
廃止する。

令和 2 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第51号

綾部市指定ごみ袋の取扱販売業務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年4月1日

綾部市長 山 崎 善 也

1 令和2年度 取扱販売店等の名称・所在地

取 扱 販 売 店 等 の 名 称	所 在 地
綾部市役所共済組合売店	綾部市若竹町8番地の1
雨林たばこ店	綾部市田野町風久呂1番地の3
京都丹の国農業協同組合 本店	綾部市宮代町前田20番地
ウエルシア綾部宮代店	綾部市宮代町宮ノ下12番地の1
丸金屋酒店	綾部市相生町23番地の4
有限会社 お酒のヒラタ	綾部市駅前通17番地
フレッシュバザール綾部幸通り店	綾部市幸通り23番地
バザールタウン綾部アスパ館	綾部市綾中町花ノ木30番地
バザールタウン綾部ストック館	綾部市西町三丁目
マツモトあやべ店	綾部市宮代町宮ノ下16番地の2
生鮮&業務スーパー 青野店	綾部市青野町高田76番地
エフエッチ商店	綾部市青野町西ノ後15番地の13
仁丹堂薬局	綾部市相生町30番地の6
生活雑貨みつおき	綾部市西町二丁目115番地
セブン-イレブン綾部井倉町店	綾部市井倉町南大町2番地
高山荒物商店	綾部市田町37番地
ファミリーマート綾部駅前通店	綾部市駅前通39番地の2
松田紙店	綾部市西町二丁目93番地
ミニストップ綾部井倉店	綾部市井倉町西田5番地の2
ローソン綾部高東分校前店	綾部市川糸町南古屋敷20番地の4
株式会社 オオツキ綾部店	綾部市味方町アミダジ14番地の1
ワインショップ高本	綾部市本町四丁目1番地の5
株式会社 古和田電機商会	綾部市駅前通5番地の4
株式会社 サンコード	綾部市井倉町樋ノ元9番地
株式会社 ジュンテンドー綾部店	綾部市青野町西中居30番地
有限会社 佐々木酒店	綾部市西町二丁目98番地
寿産業有限会社	綾部市青野町館ノ後56番地
モリモト薬局	綾部市西町一丁目47番地
モリモト薬局Rivi店	綾部市青野町西ノ後43番地
ローソン綾部西町店	綾部市西町三丁目北大坪19番地
ココカラファイン綾部店	綾部市西町三丁目北大坪19番地
株式会社 藤善綾部店	綾部市青野町東青野59番地

取 扱 販 売 店 等 の 名 称	所 在 地
生鮮&業務スーパー綾部店	綾部市大島町ニ反目9番地の1
ARワーク株式会社	綾部市安場町打越2番地の3
きもの・婦人服 はむろ	綾部市岡町弓場4番地の1
ゴダイドラッグ綾部店	綾部市大島町畠田10番地の4
セブン-イレブン綾部高津店	綾部市高津町三反田8番地の1
セブン-イレブン綾部大島町店	綾部市大島町沓田1番地の18
ドラッグユタカ綾部店	綾部市大島町南和田11番地
ディスカウントドラッグコスモス綾部店	綾部市上延町八反37番地の1
マルゼンしかた	綾部市里町西ノ糸11番地の6
京都丹の国農業協同組合綾部広域営農経済センター	綾部市里町敷田1番地
京都生活協同組合中丹支部	綾部市桜が丘三丁目5番地の2
三ツ丸ストア 下八田店	綾部市下八田町下沢11番地の3
NPO法人 西八田ふれあいサロン	綾部市岡安町大道16番地
ファミリーマート綾部下八田店	綾部市下八田町大坪8番地
ローソン綾部湊垣店	綾部市湊垣町高野23番地の1
株式会社 コメリハードアンドグリーン綾部店	綾部市下八田町堂ノ下13番地の1
八木株式会社綾部営業所	綾部市湊垣町古川12番地
セブン-イレブン綾部下八田店	綾部市下八田町角田19番地の1
黒谷和紙協同組合	綾部市黒谷町東谷3番地
ふれあい弥仙の里	綾部市於与岐町宮ノ下17番地
片山商店	綾部市広瀬町宮ノ前7番地
山家ふれあいの駅運営委員会	綾部市上原町戸尻8番地の5、8番地の6
いこいの村栗の木寮	綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地
たかお商店	綾部市十倉名畑町欠戸18番地の6
大島ストアー	綾部市豊里町福垣153番地
だるまや	綾部市豊里町福垣155番地
横田商店	綾部市舘町下舘58番地の2
株式会社 清水設備工業	綾部市栗町ウケ川30番地
有限会社 空山の里	綾部市鍛冶屋町花ノ木6番地の4
京美堂	綾部市物部町南前田18番地
京都丹の国農業協同組合綾部西部地域農業振興係	綾部市新庄町太ヶ鼻8番地
山本商店	綾部市志賀郷町成田15番地
志賀郷地域振興協議会	綾部市志賀郷町北町17番地
五泉の里	綾部市五泉町西巻49番地の3
京都丹の国農業協同組合綾部東部地域農業振興係	綾部市睦合町井谷14番地
福井薬店	綾部市五津合町荒木47番地の1
大石商店	綾部市故屋岡町小中下1番地の2
小西商店	綾部市故屋岡町小中下22番地
株式会社 緑土	綾部市睦寄町在の向10番地

綾部市告示第52号

綾部市し尿くみ取券売りさばき業務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年4月1日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先氏名・住所

氏 名	住 所
村 上 芳 朗	広小路二丁目13-3
平 田 和 生	駅前通17
岸 見 金 一	相生町23-4
林 多 嘉 子	月見町上正屋33
四 方 和佳子	神宮寺町西谷3
安 村 弘 子	寺町堂ノ前9-1
ツ バ メ 会	井倉町樋ノ元14-1
山 内 みや子	青野町西ノ後15-13
若 宮 酒 造 (株)	味方町薬師前4
雨 林 洋 子	田野町風久呂1-3
八 田 邦 子	綾部市味方町薬師谷300-41
改 森 基 二	西町二丁目115
高 本 裕 幸	本町四丁目1-5
木 下 和 美	本町七丁目69
荻 野 義 則	西町一丁目57-1
村 上 敏 夫	大島町沓田11-3
羽 室 至	岡町弓場4-1
清 水 由美子	栗町ウケ川30
喫 茶 24	小貝町新八21
四 方 善 次	里町西ノ糸11-6
有限会社空山の里	鍛冶屋町花ノ木6-4
豊里地区自治会連合会事務所	栗町大野1-202
西八田地区自治会連合会事務所	岡安町岡22-1
東八田地区自治会連合会事務所	梅迫町溝尻1-16
山家地区自治会連合会事務所	鷹栖町豊後田32
物部地区自治会連合会事務所	物部町東野46-1
志賀郷地区自治会連合会事務所	志賀郷町北町17
口上林地区自治会連合会事務所	武吉町中井根35
中上林地域振興協議会	八津合町縄手1
奥上林地域振興協議会	故屋岡町三反田15

氏 名	住 所
綾 部 会 館	味方町石風呂 5 0 - 5
栗文化センター	栗町相定 4 7 - 3

- 2 委託期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで。

綾部市告示第 5 3 号

綾部市立病院の診療費並びに付随する経費の徴収及び収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
公益財団法人 綾部市医療公社	京都府綾部市青野町大塚 2 0 番地の 1

2 委託の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 5 4 号

犬の登録並びに狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

住 所 京都市下京区西七条掛越町 6 5 番地

氏 名 公益社団法人 京都府獣医師会
会長理事 清 水 弘 司

2 委託の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 5 7 号

市府民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、市営住宅使用料、放課後学級負担金、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、介護保険料、簡易水道使用料、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、浄化槽使用料及び上水道使用料の収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項及び第 1 5 8 条の 2 第 6 項、国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 9 条の 2 第 1 項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 1 8 号）第 3 3 条第 1 項、児童福祉法施行令（昭和 2 3 年政令第 7 4 号）第 4 4 条第 1 項、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 4 5 条の 7 第 1 項、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 6 条の 4 第 1 項並びに綾部市会計規則第 3 3 条第 2 項（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の規定に基づき告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 7 0 0 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 6 番 7 号
国分グローサースチェーン株式会社	東京都江東区木場 5 - 1 0 - 1 1
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南 1 丁目 8 番 2 7 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町 3 丁目 1 0 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1 丁目 1 1 番 2 号

PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー
LINE Pay 株式会社	東京都新宿区新宿四丁目 1 番 6 号 JR 新宿ミライナタワー23 階

2 委託の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

綾部市訓令甲第8号

序 中 一 般

綾部市職員人事評価実施規程を次のように定める。

令和2年3月27日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員人事評価実施規程

(趣旨)

第1条 職員の人事評価については、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人事評価 職務行動評価及び目標達成努力評価を、人事評価シートを用いて行うことをいう。
- (2) 職務行動評価 評価項目に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価することをいう。
- (3) 目標達成努力評価 あらかじめ職員が上司と組織目標を確認し、その組織目標に基づいて職員個人が設定した目標について、目標を達成するに当たり挙げた業績を客観的に評価することをいう。
- (4) 人事評価シート 人事評価の対象となる期間(以下「評価対象期間」という。)における職員の勤務成績を示すものとして、市長が別に定める様式をいう。

(被評価者)

第3条 人事評価の対象となる職員(以下「被評価者」という。)は、法第3条第2項に規定する一般職の職員とする。ただし、この訓令による人事評価の実施が困難であると市長が認める職員については、人事評価の対象としないことができる。

(評価者)

第4条 人事評価の1次評価者及び2次評価者(以下これらを「評価者」という。)は、市長が別に定める。

(評価補助者)

第5条 1次評価者は、被評価者と勤務場所が離れている等、直接評価を行うことが難しいときは、市長の承認を受けて評価補助者を設定することができるものとする。

(評価者研修の実施)

第6条 市長は、評価者に対して、評価能力向上のために必要な研修を適宜実施するもの

とする。

（評価対象期間）

第7条 評価対象期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（1）前期 毎年4月1日から9月30日まで

（2）後期 毎年10月1日から翌年3月31日まで

（目標の設定）

第8条 1次評価者は、目標達成努力評価の評価対象期間の期首において、被評価者と面談を行い、組織目標に照らして適切な目標及びその達成基準等を定めるものとする。

（自己評価の実施等）

第9条 1次評価者は、評価の実施に際し、被評価者に対し、あらかじめ、評価対象期間において発揮した能力及び挙げた業績に関する被評価者自らの認識その他評価の参考となるべき事項について、自己評価を行わせる。

2 1次評価者は、前項に規定する自己評価後、被評価者と面談を行い、被評価者の認識等について、その内容を確認するものとする。

（評価の実施等）

第10条 1次評価者は、被評価者の発揮した能力及び挙げた業績について評価点を付すことにより評価を行うものとする。

2 2次評価者は、1次評価者の評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、2次評価者としての評価点を付すことにより評価を行うものとする。

3 綾部市人事管理委員会規程（昭和35年綾部市訓令甲第5号）第1条に定める人事管理委員会（以下「人事管理委員会」という。）は、1次評価者及び2次評価者の評価が適当である旨の確認を行うものとする。

（結果の開示）

第11条 1次評価者は、人事評価の結果を当該被評価者の開示するものとする。

2 1次評価者は、前項の開示後、被評価者と面談を行い、人事評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

3 1次評価者は、被評価者が遠隔地に勤務していること等により前項の面談により難しい場合には、電話その他の通信手段による交信を行うことにより、同項の面談に代えることができる。

（人事評価シートの保管）

第12条 人事評価シートは、人事評価を実施した年度の翌年度から起算して5年間、人事担当課において保管するものとする。

（人事評価の活用）

第13条 市長は、人事評価の結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

2 評価者は、人事評価を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めるものとする。

（苦情相談及び処理）

第14条 第11条第1項の規定に基づき開示された人事評価の結果に関する被評価者の苦情に対しては、次の各号のとおり対応するものとする。

- (1) 苦情相談は、被評価者の申出に基づき、人事担当課が対応する。
- (2) 苦情処理は、被評価者の書面による申出に基づき、人事管理委員会が対応する。
- (3) 苦情処理の申出は、人事評価の結果が開示された日の翌日から起算して7日以内に限り申し出ることができるものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第15条 市長は、職員が苦情相談又は苦情処理の申出を行ったことを理由に、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(秘密の保持)

第16条 苦情相談又は苦情処理の申出に関わった職員は、苦情相談又は苦情処理の申出があった事実及び当該内容その他職務上知り得た秘密を保持しなければならない。

(その他)

第17条 この訓令に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第 9 号

序 中 一 般

綾部市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を
改正する訓令

綾部市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成 2 1 年綾部市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「、賃金」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の別表の規定は、令和 2 年度以後の年度の予算に係る支払について適用し、令和元年度の予算に係る支払については、なお従前の例による。

綾部市訓令甲第 10 号

序 中 一 般

綾部市職員の再任用に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 3 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員の再任用に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

綾部市職員の再任用に関する事務取扱規程（平成 29 年綾部市訓令甲第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 1 号中「勤務評定結果」を「人事評価結果」に改める。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市公告第 15 号

令和 2 年 2 月 28 日付けで綾部市名誉市民の選定について議会の同意を得たので、綾部市名誉市民条例（昭和 37 年綾部市条例第 12 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、その事績の概要を下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

記

1 氏 名 由 良 源太郎

2 事 績

- （1）昭和 43 年 12 月に育英資金に 200 万円、社会福祉事業に 50 万円、体育振興に 50 万円の合計 300 万円を寄附していただいた。さらに、平成 28 年 5 月には紫水ヶ丘公園に「河津桜」212 本の植樹など 671 万円相当、翌年の平成 29 年 4 月にも同 50 本の植樹など 193 万円相当を寄贈していただき、本市の都市公園及び環境整備にも多大な貢献をされた。また、令和元年 10 月には地域振興にと約 3 億 4 千万円相当の私財を寄附していただいた。
- （2）昭和 42 年 4 月、前身の産婦人科由良病院を継承し、由良産婦人科・小児科医院を同年 5 月に開設されて以後、本市における周産期医療の中核として、昼夜を問わず診療に当たられ、特に平成 9 年から綾部市立病院に産婦人科ができるまでの 5 年間は本市唯一の産婦人科医院として、地域の周産期医療に尽力された。現在も女性のトータルライフをサポートし、地域住民の健康と安心を提供する同医院の名誉院長を務められ、地域保健医療に多大な貢献をされている。
- （3）昭和 63 年 6 月から平成 8 年 6 月までの 8 年間、綾部商工会議所の会頭を務められ、本市の産業近代化ビジョンに基づき、商店街をはじめとした中心市街地の近代化を進めるべく西町アイタウンの整備に尽力されるなど、本市の商工振興の発展に貢献いただいた。

以上、本市の地域医療や福祉、さらには地域の振興と発展に惜しみない支援をしていただいた志と功績、また、その人柄は綾部市民が高く評価し慕うところである。

綾部市公告第 16 号

次の書類は、地方税法第 20 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 2 年 3 月 13 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 17 号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 20 条の 2 の規定により公告する。

令和 2 年 3 月 16 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 18 号

次の書類は、地方税法第 20 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 2 年 3 月 19 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 19 号

次の書類は、地方税法第 20 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 2 年 3 月 26 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

様式第 15 号（第 11 条関係）
綾部市公告第 20 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下、「所有者等」という。）を確知できないため、同法第 14 条第 10 項の規定により公告する。

令和 2 年 3 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也 印

記

1 対象となる特定空家等

所在地 綾部市鷹栖町坂牧 32 番地 1
用 途 倉庫（登記簿による）

2 所有者等が行うべき措置の内容

早急に解体除却等の抜本的な解決を図られたい。

3 必要な措置を命ずべき理由

倒壊の危険性が極めて高く、公道の往来や通学路の安全に影響を生じている。

4 措置の期限

令和 2 年 4 月 9 日

期限までに措置が行われない場合は、市長又は市長が命じた者若しくは委任した者（以下、「市長等」という。）が措置を行う。

5 動産等の取り扱い

市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管若しくは引き渡すよう下記問い合わせ先へ通知すること。

6 問い合わせ先

綾部市若竹町 8 番地の 1 綾部市役所
建設部建築課住宅・空家等対策担当
(0773) 42-4284

綾部市公告第 2 1 号

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 3 条の規定に基づく下記の定期予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 2 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1. 接種実施期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 1 日

2. 個別接種対象年齢

予防接種名		対 象
四種混合（DPT-IPV） 1 期		生後 3 か月から生後 9 0 か月に至るまでの間にある者
二種混合（DT） 1 期		生後 3 か月から生後 9 0 か月に至るまでの間にある者
二種混合（DT）		1 1 歳以上 1 3 歳未満の者
不活化ポリオ単独（IPV）		生後 3 か月から生後 9 0 か月に至るまでの間にある者
麻しん・風しん		第 1 期 生後 1 2 か月から生後 2 4 か月に至るまでの間にある者
		第 2 期 5 歳以上 7 歳未満で小学校就学前の 1 年間にいる者
風しん		第 5 期 風しん抗体保有率が低い昭和 3 7 年 4 月 2 日～昭和 5 4 年 4 月 1 日生まれの男性
日本脳炎	第 1 期	生後 3 6 か月から生後 9 0 か月に至るまでの間にある者
	第 2 期	9 歳以上 1 3 歳未満
	特例措置	平成 1 9 年 4 月 2 日～平成 2 1 年 1 0 月 1 日生で 9 歳以上 1 3 歳未満の者 平成 7 年 4 月 2 日～平成 1 9 年 4 月 1 日生れて 2 0 歳未満の者
結核（BCG）		1 歳に至るまでの間にある者
ヒブ感染症		生後 2 か月から生後 6 0 か月に至るまでの間にある者
小児の肺炎球菌感染症		生後 2 か月から生後 6 0 か月に至るまでの間にある者
子宮頸がん予防ワクチン		小学校 6 年生～高校 1 年生に相当する年齢の女子
水痘		生後 1 2 か月から生後 3 6 か月に至るまでの間にある者
B 型肝炎		1 歳に至るまでの間にある者

3. 個別接種実施医療機関 結核（BCG）接種は（*）のついた医療機関のみで実施。

医療機関名	所在地	電話番号	接種医師	備 考
綾部市立病院（*）	青野町	4 3 - 0 1 2 3	茂原 慶一、大内 一孝 山岡 沙矢子、島川 麗、 河辺 泰宏	子宮頸がん予防ワクチンは 産婦人科医（荻野 嘉夫、 野口 敏史、辻 哲朗、 渡辺 喜信）
京都協立病院（*）	高津町	4 2 - 0 4 4 0 4 2 - 0 0 2 5 (小児科直通)	玉本 晃、奥原 賢二 玉本 千里、	
大久保医院	本町 8 丁目	4 2 - 1 1 9 0	大久保 茂樹	二種・四種混合・不活化ポリ オ・子宮頸がんは実施してい ない。
白波瀬医院	岡町	4 3 - 0 1 7 7	白波瀬 均	ヒブ・肺炎球菌・四種混合・ 不活化ポリオ・B 型肝炎・麻 しん風しん 1 期・水痘・子宮 頸がんは実施していない。
西村医院	栗町	4 7 - 0 3 2 1	西村 康	子宮頸がん・不活化ポリオ・ B 型肝炎は実施していない。
野間医院八田診療所	上杉町	4 4 - 0 0 0 1	野間 俊二	ヒブ・肺炎球菌・不活化ポリ オ・B 型肝炎・子宮頸がんは 実施していない。
畑内科医院	青野町	4 3 - 2 3 3 4	畑 雅之	不活化ポリオは実施してい ない。
由良産婦人科小児科医院	本町 1 丁目	4 2 - 2 5 2 8	由良 源太郎、由良 茂夫	不活化ポリオ・二種混合・日 本脳炎 2 期と特例措置は実 施していない。
横山医院	若松町	4 2 - 1 0 7 3	横山 容尚	子宮頸がんは実施していな い。

綾部市公告第22号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づき成人用肺炎球菌予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和2年4月1日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 実施期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
- 2 自己負担 自己負担 4,000円
 ※令和2年度については、75歳以上の方は、2,000円
 ※ただし、市民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯については免除制度がありますが、事前の手続きが必要です。

- 3 対 象 下記の生年月日の方

昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生の方	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生の方
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生の方	昭和 5年4月2日～昭和 6年4月1日生の方
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生の方	大正14年4月2日～大正15年4月1日生の方
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生の方	大正 9年4月2日～大正10年4月1日生の方

- 4 実施医療機関

名称	所在地
綾部市立病院	青野町大塚20-1
綾部ルネス病院	大島町二反田7-16
京都協立病院	高津町三反田1
綾部市志賀郷診療所	志賀郷町北町19-2
あやべ協立診療所	駅前1
大久保医院	本町8丁目115
米谷外科整形外科医院	田町13
米谷医院口上林診療所	十倉名畑町欠戸18-6
白波瀬医院	岡町鳥居27-3
志賀整形外科クリニック	宮代町15
中島整形外科医院	幸通9
西村医院	栗町小東4-3
野間医院八田診療所	上杉町渋市2
畑内科医院	青野町高田91
安村外科内科診療所	井倉町大將軍37
柳川整形外科医院	大島町二反田7-20
山下整形外科医院	青野町西青野28-3
横山医院	若松町庵ノ上58-10

綾部市公告第 2 3 号

綾部市営住宅の入居者を次のとおり公募します。

令和 2 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 募集内容（市営住宅入居者募集）

募集団地一覧に掲載した住宅に入居していただくものです。

2 募集団地一覧

（ 2 L D K 世帯用）

団地名 （建設年）	所 在 地	構 造	間 取 り	募集戸数	家賃月額（円）
ボヌール （H 2 9）	味方町	軽量鉄骨造	2 L D K	1 戸	2 1 , 2 0 0 ～
ル・ボナー （H 3 0）	味方町	軽量鉄骨造	2 L D K	1 戸	2 1 , 2 0 0 ～

※今回の募集団地は、民間の借上型市営住宅です。以下の要件を含みます。

- ①入居期間はボヌールは最長 1 7 年間、ル・ボナーは最長 1 8 年間です。
- ②家賃の他に、共益費として毎月 6 , 0 0 0 円が必要です。
- ③駐車場を希望される場合、別途契約が必要です。【1 台につき毎月 3 , 0 0 0 円（税別）】

- ・ 公共料金（電気・ガス・水道等）は自己負担となります。
- ・ ペット等の飼育はできません。
- ・ 家賃月額は、入居者の収入や住宅の規模、経過年数、立地条件などに応じて、毎年度算定します。

3 申込用紙配布期間

令和 2 年 4 月 1 日（水）から 4 月 3 0 日（木）まで ※土・日・祝日を除く

4 申込受付期間

令和 2 年 4 月 2 0 日（月）から 4 月 3 0（木）まで ※土・日・祝日を除く
午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時まで（2 3、3 0 日（木）は午後 7 時まで）

5 申込受付及び問い合わせ先

綾部市建設部建築課住宅・空家等対策担当 4 2 - 3 2 8 0 (内線 3 3 3)
4 2 - 4 2 8 4 (直通電話)

6 申込資格

次の条件すべてに該当する方でなければ、申込資格はありません。

(1) 現に住宅に困窮している方。

(2) 市内に住所若しくは勤務先を有する方又は新たに市内に居住することが必要な方。

(3) 申込人と入居しようとする方が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある方又は、婚約者を含む。）であること。

(4) 申込人及び入居しようとする親族が暴力団員でないこと。

(5) 申込人及び入居しようとする親族が市町村税を滞納していないこと。

(6) 申込人及び入居しようとする親族の収入月額が、158,000円以下（裁量階層に該当する世帯は214,000円以下）であること。

※ 申込人及び入居しようとする親族の年間所得金額から、10ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる要件に応じた控除額を控除し、12カ月で除したものが収入月額となります。詳しくは、6～7ページの「収入月額の算定方法」参照

※ 裁量階層とは、9ページの「裁量階層について」に掲げる要件に該当する世帯のことです。

(その他)

- ・ 家族を不自然に分割した申込みは認めません。
- ・ 申込後において、申込書記載の同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く。）は認めません。
- ・ 入居決定者は、市営住宅の賃貸借契約を締結するとき、緊急時の対応等のため「緊急連絡先」の報告をお願いします（同居者以外）。

7 申込方法

次の書類を申込受付期間内に市役所建築課へ提出してください。なお、郵送での受付はできません。

①綾部市営住宅入居申込書（様式第4号）

市役所建築課で募集案内書と一緒に配布します。

②世帯全員の住民票（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人の世帯全員の住民票（世帯主名と続柄が表示されたもの）

※ 内縁の配偶者については、住民票の続柄が未届の夫又は未届の妻であることが必要です（「同居人」は不可）。

③平成３１年度課税証明書（市役所市民・国保課で発行：３００円）

申込人及び入居しようとする親族全員の平成３１年度課税証明書等（次項参照）

(1) 給与所得の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
平成31年1月1日以前から引き続き勤務している方	平成31年1月1日から同年12月31日まで	・平成31年度課税証明書 ・令和元年分源泉徴収票 <u>※両方提出してください。</u>
平成31年1月2日以降に就職し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	・平成31年度課税証明書
勤務してから1年未満の方	就職した月から申込み月の前月まで（2カ月以上の実績がない方は連絡してください。）	・給与支払証明書（別紙） <u>※両方提出してください。</u>

(2) 事業収入の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
平成31年1月1日以前から引き続き営業している方	平成31年1月1日から同年12月31日まで	令和元年分の所得税の確定申告書（控）（税務署の受付印のあるもの）
平成31年1月2日以降に開業し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	・平成31年度課税証明書
開業してから1年未満の方	開業した月から申込み月の前月まで（2カ月以上の実績がない方は連絡してください。）	・営業実績証明書（別紙） <u>※両方提出してください。</u>

(3) 年金収入の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
平成31年1月1日以前から引き続き年金を受給している方	平成31年1月1日から同年12月31日	・平成31年度課税証明書 ・年金振込通知書（はがき）又は年金証書の写し
平成31年1月2日以降に年金を受給されている方	直近の年金月額×12カ月	<u>※両方提出してください。</u>

(4) 収入のない方

次に掲げる証明書類のいずれかを提出してください。

- ①雇用保険受給資格者証または離職票
- ②退職証明書
- ③生活保護を受けている方は、生活保護受給者証
- ④市税の完納証明書（市役所市民・国保課で発行：300円）
申込入及び入居しようとする親族全員の完納証明書

⑤その他の必要な書類

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などを所持している方は提示してください。
- (2) 単身で申込む方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする場合は、事前に相談してください。
- (3) 扶養控除関係に変更のあった方
令和2年1月1日以降に控除関係の変更のあった方は、変更のあったこと
の分かる書類（国民健康保険以外の健康保険証など）を提示してください。
- (4) 立ち退き要求により申込みをされる方
家主の立ち退き要求書を提出してください。
※家主の記名押印、日付、立ち退き要求の理由、期日などを記入。
- (5) 婚約者と申込みをされる方は、別紙「婚約証明書」又は結婚式場等の予約
証明書を提出してください。

【提出書類の注意事項】

申込人の同一世帯以外の方が、住民票・課税証明書・完納証明書の発行を申請される場合は、申込人の委任状が必要となります。（親子であっても世帯が違えば申込人の委任状が必要。）また、住民票については、本人が申請する場合でも、本人確認の書類（運転免許証等）が必要となります。※委任状は市民・国保課にあります。（任意で作成も可）

提出していただいた書類はお返しできませんのでご了承ください。また、その他必要に応じて、別途に書類を提示又は提出していただく場合があります。

8 入居者の決定

類審査後、入居者選考委員会の審査及び抽選（入居資格者が募集戸数を超えた場合）を行い、入居者を決定します（必要があれば申込人の自宅に訪問する等の実情調査を行います）。

9 抽選会（入居資格者が募集戸数を超えた場合）

令和2年5月27日（水）予定

10 入居予定日

令和2年7月1日（水）

収 入 月 額 の 算 定 方 法

【収入月額の求め方】

$$\frac{\text{年間所得金額} - (38\text{万円} \times \text{同居・別居扶養親族等の数}) - \text{該当控除額}}{12}$$

【年間所得金額の求め方】

① 給与所得者の場合

次表により「年間収入金額」から「年間所得金額」を算出します。

年 間 収 入 金 額	年 間 所 得 金 額
651,000円未満	0円
651,000円以上～1,619,000円未満	年間収入金額－650,000円
1,619,000円以上～1,620,000円未満	969,000円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	970,000円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	972,000円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	974,000円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.6
1,800,000円以上～3,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.7－180,000円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.8－540,000円
6,600,000円以上～10,000,000円未満	年間収入金額×0.9－1,200,000円

※端数整理後の年間収入金額

年間収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て4,000を乗ずる。

【例】年間収入金額2,859,999円の年間所得金額

$$2,859,999\text{円} \div 4,000 = 714.999\cdots \text{ (小数点以下切捨て)}$$

$$714 \times 4,000 = 2,856,000\text{円} \leftarrow \text{端数整理後の年間収入金額}$$

$$2,856,000\text{円} \times 0.7 - 180,000\text{円} = \underline{\underline{1,819,200\text{円}}}$$

なお、平成31年1月2日以降に勤務された方は「給与支払証明書」を勤務先の会社印押印の上、提出してください。また、退職された方は、元の勤務先が発行した退職証明書等、退職を証明できるものを提出してください。

〔就職後1年未満の方の年間総収入金額算出方法〕

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金}$$

② 事業所得者の場合

年間収入金額から必要経費を控除した額です。

なお、平成31年1月2日以降に開業された方は別紙「営業実績明細書」を提出してください。

〔開業後1年未満の方の年間収入金額算出方法〕

$$\frac{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$$

③ 年金所得者の場合

次表により「年間年金収入金額」から「年間年金所得金額」を算出します。

受給者の年齢	年間年金収入金額（A）	年間年金所得金額
65歳未満	700,000円以下	0円
	700,000円を超え1,300,000円以下	(A) - 700,000円
	1,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円を超える場合	(A) × 0.95 - 1,555,000円
65歳以上	1,200,000円以下	0円
	1,200,000円を超え3,300,000円以下	(A) - 1,200,000円
	3,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円を超える場合	(A) × 0.95 - 1,555,000円

※申込人の年間所得金額は、入居しようとする親族の所得も含みます。

【例】申込人の同居親族が妻と子1人の場合

申込人（世帯主）の年間所得金額＝1,600,000円

同居親族（妻）の年間所得金額＝800,000円

同居親族（子）の年間所得金額＝0円

申込人の年間所得金額（合算）：1,600,000円＋800,000円＝2,400,000円

基 準 早 見 表

年間収入金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間収入金額ベース）

種 別	入居収入 基 準 額	同 居 親 族 及 び 別 居 の 扶 養 親 族 数					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
一 般 申 込 者	158,000円 以 下	0円 ～ 2,967,999円	0円 ～ 3,511,999円	0円 ～ 3,995,999円	0円 ～ 4,471,999円	0円 ～ 4,947,999円	0円 ～ 5,423,999円
裁量階層 申 込 者	214,000円 以 下	0円 ～ 3,887,999円	0円 ～ 4,363,999円	0円 ～ 4,835,999円	0円 ～ 5,311,999円	0円 ～ 5,787,999円	0円 ～ 6,263,999円

年間所得金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間所得金額ベース）

種 別	入居収入 基 準 額	同 居 親 族 及 び 別 居 の 扶 養 親 族 数					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
一 般 申 込 者	158,000円 以 下	0円 ～ 1,896,000円	0円 ～ 2,276,000円	0円 ～ 2,656,000円	0円 ～ 3,036,000円	0円 ～ 3,416,000円	0円 ～ 3,796,000円
裁量階層 申 込 者	214,000円 以 下	0円 ～ 2,568,000円	0円 ～ 2,948,000円	0円 ～ 3,328,000円	0円 ～ 3,708,000円	0円 ～ 4,088,000円	0円 ～ 4,468,000円

申込者及び入居しようとする親族の年間収入金額及び年間所得金額が、上記早見表の金額以下であれば入居の申込みができます。

なお、上記早見表は、10ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる親族控除のみ反映されています。（その他障害者等の控除は反映されていません。）

裁 量 階 層 に つ い て

次のいずれかに該当する世帯は裁量階層となり、入居申込みが可能な月額所得の範囲が214,000円以下となります。（※一般世帯は158,000円以下）

世 帯 区 分	要 件	必 要 書 類
障 害 者	イ 申込人又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで）	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込人又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害者の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高 齢 者	申込人が60歳以上の方であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合	世帯全員の住民票
戦 傷 病 者	申込人又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込人又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	特別手当証書の写し
引 揚 者	申込人又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入所者等	申込人又は同居親族が平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方	入所していたことを証明する療養所長の証明書
中学校を卒業するまでの子供がいる世帯	同居親族に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯	世帯全員の住民票
新 婚 世 帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満であり、かつ、婚姻後1年未満の方がいる場合（夫婦構成に変更がない場合に限る、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。）	婚姻届受理証明書等

控 除 の 種 類 及 び 控 除 額 一 覧

種 類	要 件	控除額（年額）
親 族 控 除	・入居しようとする親族（申込人を除く） ・別居の扶養親族	1人につき38万円
老人控除対象配偶者 老人扶養親族	・70歳以上の方	1人につき10万円
16歳以上23歳未 満の扶養親族	・扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方	1人につき25万円
障 害 者	・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	1人につき27万円
特 別 障 害 者	・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた方 ・心身喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方	1人につき40万円
寡 婦	寡婦とは、次のいずれかに該当する方 ・夫と死別・離婚した後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方で、扶養親族や年間の所得金額が基礎控除額以下の生計を一つにする子（他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族とされている親族を除く）のある方 ・夫と死別後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方で、年間の所得金額が500万円以下の方	27万円 ただし、所得金額が27万円未満の場合は、その金額
寡 夫	寡夫とは、次のすべてに該当する方 ・妻と死別し、又は離婚後婚姻していない方、あるいは妻の生死が不明な方 ・生計を一にする子（合計所得金額が基礎控除額以下）のある方 ・合計所得金額が500万円以下の方	27万円 ただし、所得金額が27万円未満の場合は、その金額

募集団地位置図

①ボヌール（味方町）

②ル・ボナー（味方町）



募 集 団 地 間 取 図

募 集 団 地 間 取 図

ポヌール（味方町）



2LDK 平面図

※代表的な間取図ですので、多少異なる場合があります

募集団地間取図

ル・ポナー（味方町）



2LDK平面図

※代表的な間取図ですので、多少異なる場合があります

綾部市公告第 2 4 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条第 3 項及び第 1 1 条の 2 第 1 2 項に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について公告する。

令和 2 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

住民基本台帳法第11条第3項に基づく公表事項

国又は地方公共団体の 機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
京都府中丹東保健所	令和元年度国民健康・栄養調査のため	令和元年8月13日	綾部市全域
自衛隊京都都地方協力本部	自衛官募集事務として募集案内の郵送等のため	令和2年1月27日	H14.4.2～H15.4.1生まれの住民

住民基本台帳法第11条の2第12項に基づく公表事項

申請者の氏名(法人の名称)	代表者又は管理人の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 中央調査社	会長 大室 真生	「2019年6月全国放送サービス接触動向調査」実施のための対象者抽出のため	平成31年4月17日	戸奈瀬町、釜輪町、佃町、忠町、睦合町
一般社団法人 新情報センター	事務局長 平谷 伸次	第2回男女のあり方と社会意識に関する調査	令和元年5月21日	味方町
株式会社 日本リサーチセンター	代表取締役社長 鈴木 稲博	「生活意識に関するアンケート調査」(第79回)の対象者抽出のため	令和元年5月23日	綾中町、有岡町、安国寺町、五泉町、石原町、五津合町
日本情報通信株式会社	代表取締役 上田 三佳	平成31年度京都府民の意識調査業務に関する調査対象者の抽出のため	令和元年5月31日	綾部市全域の満20歳以上の男女
一般社団法人 中央調査社	会長 大室 真生	「住民意識調査」の実施のため	令和元年6月27日	里町
一般社団法人 新情報センター	事務局長 平谷 伸次	「2019年度 人権に関する意識調査」の対象者名簿作成のため	令和元年7月25日	上延町
一般社団法人 輿論科学協会	理事長 井田 潤治	「通信利用動向調査」における対象調査の標本抽出のため	令和元年12月5日	八津合町、五津合町、五泉町、上杉町、上野町、物部町
株式会社 RJCリサーチ	代表取締役 守住 邦明	「少子高齢化社会における家族・出生・仕事」に関する全国調査での対象者抽出のため	令和元年12月27日	井倉町
株式会社 日本リサーチセンター	代表取締役社長 鈴木 稲博	「家計の金融行動に関する世論調査」の対象者抽出のため	令和2年3月5日	上延町、岡町

綾部市上下水道事業管理規程第4号

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月27日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程

綾部市企業職員給与規程（昭和44年綾部市水道課管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第42条第1項中「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の第42条第1項の規定は、令和2年12月以後に支給する勤勉手当について適用し、同年6月に支給する勤勉手当については、なお従前の例による。

綾部市上下水道事業管理規程第 5 号

綾部市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道事業会計規程（平成 2 6 年綾部市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 上水道事業勘定科目表収益勘定の表及び別表第 1 上水道事業勘定科目表費用勘定の表を次のように改める。

収益勘定

款	項	目	節	科目区分の説明
事業収益	営業収益			主たる営業活動から生ずる収益
		給水収益		水道使用料
			水道使用料	
		手数料収益		
			設計審査竣工検査手数料	
			給水管分岐工事立会手数料	
			指定給水装置工事事業者登録手数料	
			閉栓手数料	
			督促手数料	
			その他手数料	
		他会計負担金		
			他会計負担金	収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金
		受託工事収益		
			受託工事収益	給水装置の新設又は修繕等の工事受託による収益
		その他営業収益		
			材料売却収益	給水装置の新設又は修繕等に使用する器具、材料等の販売代金
			雑収益	上記以外の営業収益
	営業外収益			金融及び販売活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益

受託工事収益		
	受託工事収益	
受取利息及び配当金		
	預金利息	
	貸付金利息	
	有価証券利息	
	配当金	
他会計補助金		
	他会計補助金	収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの
補助金		
	国庫補助金	
	府補助金	
消費税及び地方消費税還付金		
	消費税及び地方消費税還付金	
長期前受金戻入		
	長期前受金戻入	省令第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
雑収益		
	有価証券売却収益	有価証券の売却代金
	不用品売却収益	不用品の売却代金
	その他雑収益	

	特別利益			当年度の経常的収益から除外すべき利益
		固定資産売却益		
			固定資産売却益	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
		過年度損益修正益		
			過年度損益修正益	前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
		その他特別利益		
			その他特別利益	

費用勘定

款	項	目	節	科目区分の説明
事業費用				
	営業費用			主たる営業活動から生ずる費用
		浄水費		取水、浄水に係る設備の維持及び作業に要する費用
			給料	職員の本給
			手当	職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当、会計年度任用職員の期末手当
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			報酬	臨時的任用職員、会計年度任用職員等の報酬
			法定福利費	事業主負担の健康保険料、共済組合費、雇用保険料、公務災害補償費等
			旅費	旅費に関する規程等に基づいて職員等に支給する旅費
			被服費	被服類貸与規程に基づいて職員に貸与する被服の購入費
			備用品費	事務及び工事用の消耗品費並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の器具及び備品費
			燃料費	工事用、自動車用及び暖房用の燃料費
			光熱水費	電気料金、ガス料金等
			印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、運送料等
			委託料	水質試験、浄水方法の試験研究等の委託に要する費用
			手数料	公金取扱、し尿処理、訴訟手数料等
			賃借料	借地料、機器借上料、自動車借上料等
			修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用

	修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
	特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
	路面復旧費	導水管の修理等による道路法（昭和２７年法律第１８０号）に定められた道路の修復費
	動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
	薬品費	原水の沈でん及び浄水の滅菌に要する薬品費
	材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
	補償金	補償金、賠償金、見舞金等
	負担金	庁舎維持負担金等
	保険料	事業用財産等に対する損害保険料
	公課費	
	その他引当金繰入額	省令第２２条の規定により引き当てるその他引当金として計上するための繰入額
	雑費	
給配水費		配水池、配水管その他浄水の配水に係る設備の維持及び作業に要する費用
	給料	
	手当	
	賞与引当金繰入額	
	報酬	
	法定福利費	
	旅費	
	被服費	
	備用品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	

		委託料	
		手数料	
		賃借料	
		修繕費	
		修繕引当金 繰入額	
		特別修繕引 当金繰入額	
		路面復旧費	
		動力費	
		薬品費	
		材料費	
		補償金	
		負担金	
		保険料	
		公課費	
		その他引当 金繰入額	
		雑費	
	業務費		料金の調定、集金、検針その他の 業務及び給水装置に附属する量水 器の維持に要する費用
		給料	
		手当	
		賞与引当金 繰入額	
		報酬	
		法定福利費	
		旅費	
		被服費	
		備用品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		委託料	
		手数料	
		賃借料	

		修繕費	
		修繕引当金 繰入額	
		特別修繕引 当金繰入額	
		材料費	
		補償金	
		保険料	
		公課費	
		その他引当 金繰入額	
		雑費	
	総係費		事業活動の全般に関連する費用
		給料	
		手当	
		賞与引当金 繰入額	
		報酬	審議会委員、臨時的任用職員、会 計年度任用職員等の報酬
		法定福利費	
		旅費	
		諸謝金	講師等の謝礼
		報償費	報償金、奨励金等
		被服費	
		備用品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		広告料	広告及び宣伝に要する費用
		委託料	
		手数料	
		賃借料	
		修繕費	
		修繕引当金 繰入額	
		特別修繕引 当金繰入額	

		補償金	
		研修費	職員の研修に要する費用
		食糧費	会議のための茶菓、弁当代等
		厚生費	医務、衛生、保健等に要する費用
		会費負担金	関係団体の会費負担金
		保険料	
		公課費	
		貸倒引当金 繰入額	貸倒引当金として計上するための 繰入額
		その他引当 金繰入額	
		雑費	
	受託工事費		
		給料	
		手当	
		賞与引当金 繰入額	
		報酬	臨時的任用職員、会計年度任用職員等の報酬
		法定福利費	
		旅費	
		被服費	
		備用品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		委託料	
		手数料	
		賃借料	
		修繕費	
		動力費	
		路面復旧費	
		材料費	
		補償金	
		負担金	
		工事請負費	
		保険料	

			公課費	
			雑費	
		減価償却費		省令第13条、第15条又は第16条の規定による償却額
			有形固定資産減価償却費	建物、構築物、機械、装置、車両運搬具、工具、器具、備品、リース資産等（耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満のものを除く。）の償却額
			無形固定資産減価償却費	水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権、リース資産等の償却額
		資産減耗費		
			固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
			たな卸資産減耗費	たな卸資産のき損、変質又は滅失による除却費及び低価法による評価損
		その他営業費用		上記以外の営業費用
			材料売却原価	給水装置用の販売器具、材料等の原価
			雑支出	
	営業外費用			
		支払利息及び企業債取扱諸費		金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
			企業債利息	企業債に対する利息
			借入金利息	他会計借入金、一時借入金等に対する利息
			企業債手数料及び取扱費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費
		受託工事費		
			給料	
			手当	
			賞与引当金繰入額	

		報酬	
		法定福利費	
		旅費	
		被服費	
		備用品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		委託料	
		手数料	
		賃借料	
		修繕費	
		動力費	
		路面復旧費	
		材料費	
		補償金	
		負担金	
		工事請負費	
		保険料	
		公課費	
		雑費	
	雑支出		
		不用品売却 原価	売却した不用品の原価
		その他雑支出	
特別損失			当年度の経常的費用から除外すべき損失
	固定資産売却損		
		固定資産売却損	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
	減損損失		
		減損損失	事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額

		災害による 損失		
			災害による 損失	災害による巨額の臨時損失
		過年度損益 修正損		
			過年度損益 修正損	前年度以前の損益の修正で損失の 性質を有するもの
		その他特別 損失		
			その他特別 損失	

別表第 1 下水道事業勘定科目表費用勘定の表を次のように改める。

費用勘定

款	項	目	節	科目区分の説明
事業費用				
	営業費用			主たる営業活動から生ずる費用
		管渠費		管渠の維持管理に要する費用
			給料	職員の本給
			手当	職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当、会計年度任用職員の期末手当
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			報酬	臨時的任用職員、会計年度任用職員等の報酬
			法定福利費	事業主負担の健康保険料、共済組合費、雇用保険料、公務災害補償等
			労務災害補償費	
			旅費	旅費に関する規程等に基づいて職員等に支給する旅費
			諸謝金	講師等の謝礼
			報償費	報償金、奨励金等
			被服費	被服類貸与規程に基づいて職員に貸与する被服の購入費
			備用品費	事務及び工事用の備品、消耗品費
			燃料費	工事用、自動車用及び暖房用の燃料費
			光熱水費	電気料金、ガス料金等
			印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、運送料等
			委託料	施設点検及び作業等の委託に要する費用
			手数料	公金取扱、訴訟手数料等
			賃借料	借地料、機器借上料、自動車借上料等
			修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する維持請負等の費用

		修繕引当金 繰入額	修繕引当金として計上するための 繰入額
		特別修繕引 当金繰入額	特別修繕引当金として計上するた めの繰入額
		薬品費	汚水処理等に要する薬品費
		材料費	有形固定資産等の維持修繕に要す る諸材料費
		補償金	補償金、賠償金等
		研修費	職員の研修に要する費用
		厚生費	医務、衛生、保健等に要する費用
		補助交付金	補助金、交付金
		負担金	関係団体の会費及び負担金等
		工事請負費	工事請負等の費用
		保険料	事業用財産等に対する損害保険料
		公課費	
		その他引当 金繰入額	
		雑費	
	ポンプ場費		排水機場等の維持管理に要する費 用
		給料	
		手当	
		賞与引当金 繰入額	
		報酬	
		法定福利費	
		労務災害補 償費	
		旅費	
		諸謝金	
		報償費	
		被服費	
		備用品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	

		委託料	
		手数料	
		賃借料	
		修繕費	
		修繕引当金 繰入額	
		特別修繕引 当金繰入額	
		薬品費	
		材料費	
		補償金	
		研修費	
		厚生費	
		補助交付金	
		負担金	
		工事請負費	
		保険料	
		公課費	
		その他引当 金繰入額	
		雑費	
	処理場費		処理場等の維持管理に要する費用
		給料	
		手当	
		賞与引当金 繰入額	
		報酬	
		法定福利費	
		労務災害補 償費	
		旅費	
		諸謝金	
		報償費	
		被服費	
		備用品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		印刷製本費	

		通信運搬費	
		委託料	
		手数料	
		賃借料	
		修繕費	
		修繕引当金 繰入額	
		特別修繕引 当金繰入額	
		薬品費	
		材料費	
		補償金	
		研修費	
		厚生費	
		補助交付金	
		負担金	
		工事請負費	
		保険料	
		公課費	
		その他引当 金繰入額	
		雑費	
	浄化槽費		浄化槽等の維持管理に要する費用
		給料	
		手当	
		賞与引当金 繰入額	
		報酬	
		法定福利費	
		労務災害補 償費	
		旅費	
		諸謝金	
		報償費	
		被服費	
		備用品費	
		燃料費	
		光熱水費	

		印刷製本費	
		通信運搬費	
		委託料	
		手数料	
		賃借料	
		修繕費	
		修繕引当金 繰入額	
		特別修繕引 当金繰入額	
		薬品費	
		材料費	
		補償金	
		研修費	
		厚生費	
		補助交付金	
		負担金	
		工事請負費	
		保険料	
		公課費	
		その他引当 金繰入額	
		雑費	
	雨水事業費		
		給料	
		手当	
		賞与引当金 繰入額	
		報酬	
		法定福利費	
		労務災害補 償費	
		旅費	
		諸謝金	
		報償費	
		被服費	
		備用品費	
		燃料費	

		光熱水費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		委託料	
		手数料	
		賃借料	
		修繕費	
		修繕引当金 繰入額	
		特別修繕引 当金繰入額	
		薬品費	
		材料費	
		補償金	
		研修費	
		厚生費	
		補助交付金	
		負担金	
		工事請負費	
		保険料	
		公課費	
		その他引当 金繰入額	
		雑費	
	受託事業費		
		給料	
		手当	
		賞与引当金 繰入額	
		報酬	
		法定福利費	
		労務災害補 償費	
		旅費	
		諸謝金	
		報償費	
		被服費	
		備用品費	

		燃料費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		委託料	
		手数料	
		賃借料	
		修繕費	
		修繕引当金 繰入額	
		特別修繕引 当金繰入額	
		薬品費	
		材料費	
		補償金	
		研修費	
		厚生費	
		補助交付金	
		負担金	
		工事請負費	
		保険料	
		公課費	
		その他引当 金繰入額	
		雑費	
	総係費		事業活動の全般に関連する費用
		給料	
		手当	
		賞与引当金 繰入額	
		報酬	審議会委員、臨時的任用職員、会 計年度任用職員等の報酬
		法定福利費	
		労務災害補 償費	
		旅費	
		諸謝金	
		報償費	

		被服費	
		備用品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		委託料	
		手数料	
		賃借料	
		修繕費	
		修繕引当金 繰入額	
		特別修繕引 当金繰入額	
		薬品費	
		材料費	
		補償金	
		研修費	
		厚生費	
		補助交付金	
		負担金	
		工事請負費	
		保険料	
		公課費	
		貸倒引当金 繰入額	貸倒引当金として計上するための 繰入額
		その他引当 金繰入額	
		雑費	
	減価償却費		省令第13条、第15条又は第 16条の規定による償却額
		建物減価償 却費	
		建物附属設 備減価償却 費	
		構築物減価 償却費	

		機械及び装置減価償却費	
		車両運搬具減価償却費	
		工具・器具及び備品減価償却費	
		リース資産減価償却費	リース資産等（耐用年数１年未満又は取得価額１０万円未満のものを除く）の償却額
		その他有形固定資産減価償却費	上記以外の有形固定資産の償却額
		特許権減価償却費	
		施設利用権減価償却費	
		リース資産減価償却費	
		ソフトウェア減価償却費	
		その他無形固定資産減価償却費	上記以外の無形固定資産の償却額
	資産減耗費		
		固定資産除却費	有形固定資産の除去損又は廃棄損及び撤去費
		たな卸資産減耗費	
	その他営業費用		上記以外の営業費用
		雑支出	
営業外費用			
	支払利息及び企業債取扱諸費		金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用

			企業債利息	企業債に対する利息
			借入金利息	他会計借入金、一時借入金等に対する利息
			企業債手数料及び取扱諸費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費
			リース利息	
		消費税及び地方消費税		
			消費税及び地方消費税	
		その他公課費		
			その他公課費	
		雑支出		
			雑支出	
	特別損失			当年度の経常的費用から除外すべき損失
		固定資産売却損		
			固定資産売却損	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
		減損損失		
			減損損失	事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額
		災害による損失		
			災害による損失	災害による巨額の臨時損失
		臨時損失		
			臨時損失	
		過年度損益修正損		

			過年度損益 修正損	前年度以前の損益の修正で損失の 性質を有するもの
		その他特別 損失		
			その他特別 損失	
	予備費			
		予備費		
			予備費	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の別表第 1 の規定は、令和 2 年度以後の年度の予算及び決算について適用し、令和元年度の予算及び決算については、なお従前の例による。

綾部市立の小学校及び中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市教育委員会

教育長 足 立 雅 和

綾部市教育委員会規則第 3 号

綾部市立の小学校及び中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の給与等に関する条例（昭和 3 1 年京都府条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 4 7 条の規定に基づき読み替えて適用する第 3 7 条の 5 の規定により、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 4 6 年法律第 7 7 号）第 7 条第 1 項に規定する指針（以下「指針」という。）を踏まえ、綾部市立の小学校及び中学校教育職員（以下「教育職員」という。）の業務量の適切な管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間及び月数の上限）

第 2 条 綾部市教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に基づく休日及び年末年始の休日並びに条例第 1 8 条第 1 項前段に規定する人事委員会規則で定める日及び同項後段に規定する人事委員会規則で定める日（それぞれ代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1 か月について 4 5 時間

(2) 1 年について 3 6 0 時間

2 綾部市教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1 か月について 1 0 0 時間未満

(2) 1 年について 7 2 0 時間

(3) 1 か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 か月、2 か月、3 か月、4 か月及び 5 か月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 か月当たりの平均時間につ

いて 80 時間

(4) 1 年のうち 1 か月において所定の勤務時間以外の時間において 45 時間を超えて業務を行う月数について 6 か月

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、綾部市教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市教育委員会
教育長 足 立 雅 和

綾部市教育委員会規則第 4 号

綾部市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則

綾部市適応指導教室設置規則（平成 2 2 年綾部市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名中「綾部市適応指導教室」を「綾部市教育支援センター」に改める。

第 1 条中「綾部市適応指導教室」を「綾部市教育支援センター」に、「指導及び相談を行い、早期の学校生活への復帰を」を「相談及び指導を行うことにより、社会的な自立や学校復帰に向かうよう」に改める。

第 2 条中「綾部市適応指導教室」を「綾部市教育支援センター」に改める。

第 3 条第 1 項中「綾部市適応指導教室」を「綾部市教育支援センター」に、「「適応指導教室」」を「「センター」」に改め、「という。）は」の次に「、教育相談を行うとともに」を加え、同条第 2 項中「適応指導教室」を「センター」に改め、同項中「応じた適応」を「応じた相談及び」に改め、同条第 3 項中「専門医、学識経験者等」を「カウンセラー等」に改め、同条第 4 項中「適応指導教室」を「センター」に改める。

第 4 条の見出しを「（相談及び指導内容）」に改め、同条中「適応指導教室」を「センター」に改め、「における」の次に「相談及び」を加える。

第 5 条第 1 項及び第 2 項中「適応指導教室」を「センター」に改める。

第 6 条各号列記以外の部分中「適応指導教室」を「センター」に、「綾部市立小学校及び綾部市立中学校（以下「市立学校」という。）に在籍する児童生徒」を「綾部市内に在住する小学生及び中学生」に改め、同条第 3 号中「市立」を削り、「適応指導教室」を「センター」に改める。

第 7 条第 1 項中「適応指導教室への」を「センターへの」に、「綾部市適応指導教室」を「綾部市教育支援センター」に改める。

第 8 条中「綾部市適応指導教室」を「綾部市教育支援センター」に改める。

第 9 条及び第 1 0 条中「適応指導教室」を「センター」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「綾部市適応指導教室」を「綾部市教育支援センター」に改める。

様式第 1 号から様式第 3 号までの規定中「綾部市適応指導教室」を「綾部市教育支援センター」に改める。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

綾部市教育委員会告示第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和元年度第14回（3月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和2年3月26日

綾部市教育委員会

教育長 足 立 雅 和

- 1 日 時 令和2年3月27日（金）午前8時45分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第7号 綾部市立の小学校及び中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
- 4 報告事項
 - ・綾部市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について
- 5 事務連絡

綾部市教育委員会教育長訓令甲第2号

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する規程を次のように定める。

令和2年3月27日

綾部市教育委員会
教育長 足 立 雅 和

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の
私有車利用による旅行に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教職員が公務のために私有車を利用して旅行すること（以下「私有車利用による旅行」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同法第3条第3項に規定する特別職の非常勤職員であつて、綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員をいう。
- (2) 私有車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪自動車を除く。）であつて、教職員又は当該教職員と同一世帯の者が所有（割賦販売法（昭和36年法律第159号）による割賦等で購入し、所有権が販売者に留保されているもの及び個人リース契約により使用权のあるものを含む。）しているものをいう。

(私有車利用の届出及び登録)

第3条 教職員は、私有車利用による旅行を行おうとする場合には、第9条に定める条件について了解の上、利用しようとする私有車について、あらかじめ私有車登録届（様式第1号）により旅行命令権者（以下「校長」という。）に届け出なければならない。

2 前項の届出に係る私有車は、次の各号に定める条件を満たしているものでなければならない。

- (1) 教職員が当該私有車を運転した場合に有効な対人賠償額無制限かつ対物賠償額1,000万円以上の任意自動車保険契約（以下「任意保険」という。）が締結されており、かつ、私有車利用による旅行が当該任意保険において免責事由となっていないこと。
- (2) 当該私有車について、道路運送車両法第58条第1項の規定による検査及び同法第48条第1項の規定による点検を行っていること。

- 3 第1項の届出は、複数の私有車について重複して行うことはできない。
- 4 教職員は、届出事項に変更が生じた場合（私有車利用を取りやめる場合を含む。）は、速やかに私有車登録変更届（様式第2号）により校長に届け出なければならない。
- 5 校長は、第1項又は前項の届出があったときは、当該私有車が第2項に定める条件を満たしているか確認の上、当該届出書を保管する。
- 6 前項の保管をもって私有車利用に係る事前の登録が完了したものとし、校長は教職員に対し、その旨を通知する。
- 7 校長は、毎年度当初に私有車利用に係る事前の登録が完了した者について私有車利用登録者一覧（様式第3号）を作成の上、綾部市教育委員会に提出するものとする。また、提出後に登録内容の変更があった場合についてはその都度、提出するものとする。
（承認の手続き）

第4条 教職員は、私有車利用による旅行を行おうとする場合には、その都度、事前に校長にその旨を申し出なければならない。

- 2 前項の申し出を受けた校長は、次条及び第6条の規定により、当該私有車利用による旅行を承認することができる。
- 3 校長は、前項の規定による承認を受けた教職員と出発地又は帰着地と目的地が同一である教職員についてのみ、当該私有車に同乗して旅行することを承認することができる。

（利用基準）

第5条 校長は、次のいずれかに該当する場合に、教職員の私有車利用による旅行を承認することができる。

- （1）災害時等緊急を要する場合で、私有車の利用がやむを得ないと認められる場合
- （2）公用車が確保できず、かつ、公共交通機関等を利用することが著しく非効率な場合
- （3）その他公務の遂行のため、特に必要と認められる場合

（承認の制限）

第6条 前条の規定にかかわらず、校長は、次のいずれかに該当する場合は、私有車利用による旅行を承認してはならない。

- （1）私有車を登録した教職員自らが運転しない場合
- （2）教職員が、過労、病気、睡眠不足等により、心身ともに正常な運転ができる健康状態にない場合

（教職員及び校長の遵守義務）

第7条 教職員は、私有車利用による旅行をするに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）法令を遵守すること。
- （2）私有車利用による旅行の都度、運行前点検を行うこと。
- （3）運転に当たっては、心身に過度の負担がかからないよう走行距離又は運転時間に留意するとともに、交通事故の防止に努めること。

- 2 校長は、私有車利用による旅行をする教職員に対して、前項各号に掲げる事項を遵守させるよう努めなければならない。

(交通事故の報告及び処理)

第8条 教職員は、私有車利用による旅行中に交通事故を起こした場合には、直ちに法令に定められた措置を講じるとともに、校長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 校長は、前項に規定する報告があったときは、綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年綾部市教育委員会教育長訓令甲第1号）第12条の規定により、速やかに教育長に報告するものとする。

(損害賠償)

第9条 第4条第2項の承認を受けた教職員が、私有車利用による旅行において発生した交通事故により第三者に損害を与え、賠償責任が生じた場合は、その賠償額が、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第5条に規定する責任保険又は責任共済及び任意保険により支払われる額を超えるときは、その超える額を市が負担するものとする。ただし、当該教職員に故意又は重大な過失があったときは、市は当該教職員に対して求償するものとする。

2 私有車利用による旅行中の事故又は故障による当該私有車の損害については、教職員の過失の有無にかかわらず、教職員が負担するものとする。

(旅費)

第10条 私有車利用による旅行をした場合の旅費については、京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）の定めるところにより支給する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、私有車利用による旅行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

私有車登録届

綾部市立 学校長 様

私は、私有車利用に係る条件等を理解し、同意の上、旅行を命じられた際に利用する自動車として、下記の車両を届け出ます。

（届出日： 年 月 日）

【届出者】

所 属		職 名		氏 名	⑨
-----	--	-----	--	-----	---

利用する車両	メーカ一				車 名						
	車 両 番 号				車 検 有 効 期 間		年 月 日まで				
	所 有 者				届出者以外の 場合の続柄等						
	保 險	自 賠 責	保 險 会 社				自 賠 責 証 明 書 番 号				
			保 險 期 間		年 月 日～		年 月 日				
		任 意	保 險 会 社				任 意 証 券 番 号				
			保 險 期 間		年 月 日～		年 月 日				
			補 償 内 容	対 人	無 制 限	対 物	万円 ※1, 0 0 0 万円以上であること。				
				私有車利用による旅行は免責事項となっておりません。							

〈次の書類を添えて届け出ること。〉

車検証（写）

自賠責及び任意保険証（写）

（住民票記載事項証明書（写可）：本人所有の車両でない場合）

【私有車利用に係る条件等】

〈車両に係る条件〉

○法定点検を受けている車両であること。

○届出者と同一世帯の者の所有する車両であること。

○対人無制限、対物1, 0 0 0 万円以上の任意保険に加入しており、私有車利用による旅行が免責となっていないこと。

なお、割賦販売法（昭和36年法律第159号）による割賦等で購入し所有権が販売者に留保されているもの及びリース契約により使用権のあるものの場合は、届出者が使用した事故でも任意保険が該当となる証明が添付されていること。ただし、任意保険証書により、条件が確認できる場合は、この限りではない。

〈事故発生時の補償内容〉

○届出車両に係る自賠責保険・任意保険により対応すること。

○私有車に係る損害は届出者の自己負担とすること。

【校長確認欄】

確認日	校長確認欄	教頭確認欄
年 月 日		

様式第2号（第3条関係）

私有車登録変更届

綾部市立 学校長 様

登録された事項について変更が生じたので届け出ます。

(届出日： 年 月 日)

【届出者】

所 属		職 名		氏 名	㊟
-----	--	-----	--	-----	---

1 届出事項の変更を届け出ます。

利用 する 車両	メーカ一				車 名			
	車 両 番 号				車 検 有 効 期 間		年 月 日まで	
	所 有 者				届出者以外の 場合の続柄等			
	保 險	自 賠 責	保 險 会 社		自 賠 責 証 明 書 番 号			
			保 險 期 間		年 月 日～ 年 月 日			
	任 意	補 償 内 容	保 險 会 社		任 意 証 券 番 号			
			保 險 期 間		年 月 日～ 年 月 日			
			対 人	無 制 限	対 物	万円 ※1, 0 0 0万円以上であること。		
			私有車利用による旅行は免責事項となっておりません。					

〈変更事項に係る必要な書類を添えて届け出ること。〉

車検証（写）

自賠責及び任意保険証（写）

（住民票記載事項証明書（写可）：本人所有の車両でない場合）

※ 保険期間の更新のみの場合には届出不要

2 登録を取りやめますので、届け出ます。

【校長確認欄】

確認日	校長確認欄	教頭確認欄
年 月 日		

様式第3号（第3条関係）

私有車利用登録者一覧

学校名 _____

校長名 _____ ㊞

番号	職 名	職員番号	氏 名	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※ 私有車を割賦等で購入し、所有権が販売者に留保されているものは備考欄に「割賦」、個人リース契約により使用权のあるものは「リース」と記載すること。

綾部市教育委員会教育長訓令甲第3号

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

綾部市教育委員会
教育長 足 立 雅 和

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の
服務に関する規程の一部を改正する訓令

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年綾部市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表負傷又は疾病のため療養する場合の項中「結核性疾患の場合にあっては、180日」を削る。

別表の2の表（2）の項中「又は交通遮断等不可抗力の原因により」を削り、「若しくは破壊された場合又は交通機関の事故による交通遮断等不可抗力的な理由のため本人の意志に反して勤務できない」を「又は破壊された」に、「その都度」を「7日以内でその都度」に改め、同表（3）の項中「交通機関の事故等による不可抗力の」を「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる」に、「交通機関の故障」を「地震、水害、火災等の災害又は交通機関の故障」に、「勤務できない」を「出勤することが著しく困難であると認められる」に改め、同表（7）の項中「6日以内」を「5日以内」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市監査委員告示第 1 号

綾部市監査基準を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市監査委員 諏 訪 吉 昭
同 安 藤 和 明

綾部市監査基準

目次

- 第 1 章 一般基準（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 実施基準（第 7 条—第 1 3 条）
- 第 3 章 報告基準（第 1 4 条—第 1 8 条）
- 附則

第 1 章 一般基準

（監査、検査、審査その他の行為の目的）

- 第 1 条 地方公共団体において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、当該地方公共団体の事務の管理及び執行等について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号。以下「健全化法」という。）その他関係法令に適合し、かつ正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。
- 2 監査委員は、綾部市監査基準（以下「本基準」という。）に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び長等に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

- 第 2 条 本基準において規定する監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。
- （1）財務監査（法第 1 9 9 条第 1 項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、かつ正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
 - （2）行政監査（法第 1 9 9 条第 2 項） 事務の執行が法令に適合し、かつ正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
 - （3）財政援助団体等監査（法第 1 9 9 条第 7 項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証して

いる団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること

- (4) 決算審査（法第233条第2項及び公企法第30条第2項） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- (5) 例月出納検査（法第235条の2第1項） 会計管理者（地方公営企業においては企業出納員。以下「会計管理者等」という。）等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること
- (6) 基金運用審査（法第241条第5項） 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること
- (7) 健全化判断比率等審査（健全化法第3条第1項及び第22条第1項） 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査（法第199条第4項）又は随時監査（法第199条第5項）として実施する。

3 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんに努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

（質の管理）

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員との連携)

第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員との連携を図るものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

- 2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。
- 3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び長に提出するものとする。
- 4 監査委員は、決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点(評価項目)
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、かつ正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、かつ正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること
- (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること
- (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること
- (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること

- 3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市監査委員告示第 2 号

綾部市監査委員監査規程（昭和 5 4 年綾部市監査委員告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

綾部市監査委員 諏 訪 吉 昭
同 安 藤 和 明

第 1 条中「第 9 条」を「第 5 条」に改める。

第 2 条第 1 項第 5 号を次のように改める。

（ 5 ） 財政援助団体等監査

第 2 条第 1 項第 9 号を次のように改める。

（ 9 ） 例月出納検査

第 2 条第 1 項第 1 1 号及び第 1 2 号を次のように改める。

（ 1 1 ） 基金運用審査

（ 1 2 ） 健全化判断比率等審査

第 2 条第 5 項中「財政援助団体の監査」を「財政援助団体等監査」に改め、同条第 9 項中「出納検査」を「例月出納検査」に改め、同条第 1 0 項中「基金審査」を「基金運用審査」に、「健全化審査」を「健全化判断比率等審査」に改める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市議会告示第1号

綾部市議会手話通訳及び要約筆記実施要綱を次のように定める。

令和2年3月25日

綾部市議会議長 高 橋 輝

綾部市議会手話通訳及び要約筆記実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者（以下「聴覚言語障害者」という。）に開かれた議会の実現に資するため、聴覚言語障害者に対する手話通訳及び要約筆記（以下「手話通訳等」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(手話通訳等の実施)

第2条 手話通訳等は、次に掲げる場合に手話通訳者又は要約筆記者を配置することにより実施するものとする。

(1) 本会議、委員会その他議長が適当と認める会議等で公開するものについて、聴覚言語障害者から手話通訳等による傍聴の希望があったとき。

(2) 議会の活動において、議長が手話通訳等の実施を必要と認めたとき。

(申込手続等)

第3条 前条第1号の規定により傍聴を希望する者は、原則として傍聴する日の7日前までに、手話通訳・要約筆記申込書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申込書を提出した者は、申込みの内容を変更し、又は取り消す場合は、速やかに手話通訳・要約筆記内容変更・取消届（様式第2号）を議長に提出するものとする。

(手話通訳者又は要約筆記者の配置)

第4条 議長は、前条第1項の規定による申込書の提出があったときは、手話通訳等の実施に必要な数の手話通訳者又は要約筆記者を傍聴席に配置するものとする。ただし、やむを得ない理由により配置ができないときは、速やかにその旨を申込者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

手話通訳・要約筆記申込書

年 月 日

綾部市議会議長 様

申込者 住 所：
氏 名：
電話番号：
FAX 番号：
E メール：

綾部市議会手話通訳及び要約筆記実施要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

希 望 す る 傍 聴 方 法	☐ 手話通訳 ☐ 要約筆記
傍 聴 す る 会 議 等 の 名 称	
傍 聴 す る 日	年 月 日（ 曜日）
傍 聴 す る 時 間	時 分から 時 分まで
手話通訳等を希望する傍聴者数	人
そ の 他	

様式第 2 号（第 3 条関係）

手話通訳・要約筆記内容変更・取消届

年 月 日

綾部市議会議長 様

申込者 住 所 :
氏 名 :
電話番号 :
FAX 番号 :
E メール :

年 月 日に申込みをした内容の変更（取消し）をしたいので、綾部市議会手話通訳及び要約筆記実施要綱第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

☐ 変更

変更前	変更後

☐ 取消し